

# ひたちなか市の環境に関する報告書

(平成 24 年度実績)

～暮らしと自然が共生し、

ゆとりと潤いのある

自立協働都市を目指して～



ひたちなか市

## はしがき

「ひたちなか市の環境に関する報告書（平成 24 年度実績）」は、ひたちなか市環境基本条例及び第 2 次環境基本計画に基づき、平成 24 年度における本市の環境の状況及び環境保全施策の状況を取りまとめた年次報告書です。

# ひたちなか市の環境に関する報告書（平成 24 年度実績）

## 目次

### 第 1 章 ひたちなか市第 2 次環境基本計画の概要

1-1 計画の概要	1
-----------	---

### 第 2 章 施策の実施状況

#### 1. 自然環境

1-1 身近な自然，水辺を守ります	3
1-2 環境に配慮した農業を振興します	7
1-3 ひたちなか地区の開発と保全の調和を図ります	9

#### 2. 都市環境

2-1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります	12
2-2 花と緑に包まれた都市をつくります	15
2-3 歴史的文化的資源を保全し継承します	18
2-4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります	21

#### 3. 地球環境／循環型社会

3-1 地球環境を保全します	23
3-2 ごみを減らすため，3Rを進めます	24
3-3 省エネルギー・省資源及び資源の有効活用を進めます	28
3-4 水を大切にし，豊かな水資源を形成します	29
3-5 人や環境にやさしい交通体系を確立します	30

#### 4. 生活環境

4-1 大気環境を保全します	32
4-2 水環境を保全します	35
4-3 騒音・振動・悪臭防止対策を進めます	39
4-4 土壌・地盤環境を保全します	43
4-5 有害化学物質等からの健康を守ります	44
4-6 公害防止・環境管理体制を整備します	46
4-7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と 環境放射線等の監視を継続します	49

#### 5. パートナーシップ

5-1 環境情報の収集・提供体制を整備します	50
5-2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります	52
5-3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します	54

第3章	リーディングプロジェクトの実施状況	55
第4章	環境指標と達成状況	57
第5章	ひたちなか市エコオフィス計画	
1.	計画の概要	
1-1	計画の基本的事項	61
1-2	取組内容	62
1-3	計画の目標	63
1-4	目標達成状況	64
2.	温室効果ガスの排出状況	
2-1	温室効果ガスの総排出量	65
2-2	「市役所独自分」と「市民等関与分」	66
2-3	排出源別の内訳	68
3.	主な環境負荷等の状況	
3-1	燃料の使用	69
3-2	電気の使用	74
3-3	水の使用	75
3-4	紙の使用	76
4.	職員の取組状況	
4-1	取組状況調査の実施	78
4-2	取組状況	79
5.	まとめ	82
<b>参考資料</b>		
1.	市民・事業者の活動報告	83
2.	環境保全行政組織・機構	84
3.	環境保全行政のあゆみ	87
4.	環境測定データ	90

# 第1章 ひたちなか市第2次環境基本計画の概要

## 1-1 計画の概要

### (1) 計画の目的

ひたちなか市第2次環境基本計画（平成24年5月策定）は、「ひたちなか市環境基本条例」の理念を受け、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みやすい環境づくりを進めるために策定しました。前計画の成果と課題を踏まえ、本市をとりまく環境や社会状況の変化などへ対応していきます。

### (2) 計画の期間

計画の期間は平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

ただし、「ひたちなか市第2次総合計画」との整合性を図るため、また個別施策の展開にあたって計画を円滑に推進するため、施策等については、平成27年度（2015年度）を中間目標とし、見直しを行います。

### (3) 計画の位置付け

ひたちなか市環境基本条例第8条に基づく計画であり、ひたちなか市第2次総合計画を上位計画と位置付け、整合を図っています。また、市が定める個別の計画策定における環境の保全等に関する方向性を示します。

### (4) 計画の推進体制

計画は、生活者としての市民（民間団体を含む）を中心に、事業者、滞在者及び市が計画の主体としてそれぞれの役割を分担し、協働して計画を推進します。

①市は・・・本市の環境保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。また、率先して環境への負荷が少ない事業の実践に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全活動に対して、支援していきます。さらに、国や他の地方公共団体はもちろん、市民や事業者などと連携しながら、本計画に基づく環境の保全と創造のための施策を推進します。

②市民は・・・日常生活に伴う資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市などが実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。

③事業者は・・・その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。

④滞在者は・・・通学・通勤、出張や観光旅行などで本市に滞在する人は、「市民の役割」に準じて環境への負荷の低減に努めることが望まれます。

⑤ひたちなか市の環境を良くする会は・・・市民、団体、事業者及び市が互いに協力し、計画を具体的に進め、より多くの市民や事業者が身近な自然や環境を大切にすることを育むとともに、環境保全行動の定着を促進します。

## (5) 前計画の施策の検証

前計画の施策については概ね達成しておりますが、新計画においても目指す環境像実現のためには更なる施策の推進が必要と考えられるため、継続して取り組んでいきます。

## (6) 新たな取組

新たな取組として、低炭素社会、循環型社会の実現を進めるため「資源循環型の促進」、生物多様性基本法の制定による「生物多様性の確保」、東日本大震災による放射能問題による「福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の監視の継続」等を加えました。

## (7) 目指す環境像

本市が目指す環境像は、前計画を引き継ぎ、またひたちなか市第2次総合計画の趣旨を踏まえ、次のとおりとします。

**暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市**

## (8) 環境目標

目指す環境像を実現するためには、総合的、体系的に施策の方向性を示す必要があります。この計画では、目指す環境像を実現するための施策の柱として、以下の5つの環境目標を定めます。

- ①自然環境・・・身近な自然を守り、育みながら、「ひたちなか」らしさのある豊かな自然を次代へ継承します。
- ②都市環境・・・恵まれた環境資源を生かし、ゆとりと潤いのある都市環境をつくれます。
- ③地球環境／循環型社会・・・地球にやさしく、環境負荷の少ない持続可能な循環型の地域社会をつくれます。
- ④生活環境・・・暮らしや産業活動と環境との調和がとれた、健康で快適な毎日が過ごせる地域社会をつくれます。
- ⑤パートナーシップ・・・環境保全活動を協働して進めるまちをつくれます。

## 第2章 施策の実施状況

本章では、第2次環境基本計画で定めた施策の実施状況等について、計画で定めた施策体系に従いその代表的な調査結果や施策等について整理しました。

### 1. 自然環境

#### 1-1 身近な自然、水辺環境を守ります

阿字ヶ浦の保安林や平磯白亜紀層、釜上自然環境保全地域、多良崎城跡緑地環境保全地域などの優れた自然環境を市民共有の財産として保全します。

また、市域に残る良好な斜面緑地等については、風致地区や緑の保存地区などの地域制緑地として保全に努めます。

市内を流れる中丸川や下江川などの中小河川は、水と直接触れあい、子供達が水遊びできるような親水空間として整備を推進します。海岸や浜辺などにおいても海と親しむレクリエーション等の場として活用し、親水性のある環境を整備・保全します。

#### (1) 良好な緑地の保全

##### ① 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定状況

茨城県では、優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地等で良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため「茨城県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定しています。

本市では、釜上自然環境保全地域と多良崎城跡緑地環境保全地域が指定を受けています。

##### ●釜上自然環境保全地域

本地域は、海岸から約4km内陸へ入った海拔約30mの小高く突き出した台地で、海退の結果地盤が隆起してできたものです。内陸部に位置するところで広範囲に亘って地質が崖状に露呈し概観できるものは希で、学術的に貴重な地域です。

また、地質的に保水力を有しており、海岸近くで生育するのは難しいといわれているイワタバコがあり、希少なラセイタソウも生育しています。さらに、タブノキ及びヒイラギが大木となって多数生育しています。

森林の構成は、神社付近のタブノキを主とする暖地性常緑樹と台地のアカマツ、クロマツの針葉樹及び林縁部のクヌギ、コナラなどからなっています。茨城県が植物分布の北限となっているタブノキやヒイラギが大木となって多数生育しているところは、この地域以北には見られません。このため、昭和54年12月に「地形、地質の特異性のある区域」「植物の自生地」として民有地6.97haが指定を受けています。



釜上自然環境保全地域

●多良崎城跡緑地環境保全地域

本地域は、那珂台地東部に位置し、水田に囲まれた台地に所在する山林内に鎌倉末期から南北朝時代に築城されたといわれる多良崎城跡を中心とした区域です。

森林の構成は、コナラ、アカシデ、クリ等の二次林からなり、林床にはキキョウ、リンドウ、オミナエシ、タムラソウなどが成育し、自然状態が保たれています。また、猛禽類や渡り鳥も確認される等、良好な自然環境を形成しています。このため、



昭和 61 年 3 月に「歴史的、文化的、社会的資産と一体となつて良好な自然環境を形成している土地」として、12.91ha が指定を受けています。指定当時は民有地でしたが、平成 15 年 12 月に市に寄付され市有地となっています。

② 風致地区の指定状況

風致地区は、樹林地や水辺地等の良好な自然環境を維持し、緑豊かな潤いのある快適な都市環境の創出と良好な都市景観の形成を図るための地区で、平成 11 年度から 10 地区 330.9ha を指定し、自然環境の保護に努めています。

表 風致地区指定状況

風致地区の名称	指定年月日	面積
津田市毛風致地区	平成 11 年 11 月 22 日	12.1ha
市毛堀口武田風致地区	平成 11 年 11 月 22 日	9.2 ha
勝倉金上三反田風致地区	平成 11 年 11 月 22 日	20.9 ha
三反田美田多風致地区	平成 13 年 1 月 11 日	21.1 ha
大平柳沢風致地区	平成 13 年 1 月 11 日	25.8 ha
馬渡風致地区	平成 13 年 11 月 29 日	57.8 ha
平磯北風致地区	平成 14 年 10 月 17 日	12.0 ha
部田野新堤風致地区	平成 14 年 10 月 17 日	42.0 ha
高野風致地区	平成 16 年 1 月 22 日	88.0 ha
佐和稲田風致地区	平成 17 年 11 月 17 日	42.0 ha
計 10 地区		330.9 ha



勝倉金上三反田風致地区



高野風致地区



③ 緑の保存地区の指定状況

緑の保存地区とは、緑の保存と緑化の推進条例に基づき、市域の良好な環境を形成している樹林地や水辺地等であって、市民の保健休養上または都市景観上保全することが必要と認められる区域で指定された地区です。

本市では、風致地区内の緑地等を指定しています。

表 緑の保存地区指定状況

区名	指定年月日	面積
津田市毛	平成 11 年 11 月 22 日	5.3 ha
市毛堀口武田	平成 11 年 11 月 22 日	4.8 ha
勝倉金上三反田	平成 11 年 11 月 22 日	14.4 ha
三反田美田多	平成 13 年 1 月 11 日	14.4 ha
大平柳沢	平成 13 年 1 月 11 日	17.8 ha
馬渡	平成 13 年 11 月 29 日	33.1 ha
平磯北	平成 14 年 10 月 17 日	4.1 ha
部田野新堤	平成 14 年 10 月 17 日	19.9 ha
高野	平成 16 年 1 月 22 日	62.5 ha
佐和稲田	平成 17 年 11 月 17 日	32.1 ha
計 10 地区		208.4 ha

④ 保存樹木の指定状況

名木、古木などの貴重な樹木について、緑の保存と緑化の推進条例に基づき、保存樹木として指定しています。平成 25 年 3 月現在、右図に示すとおり 58 本を指定しています。

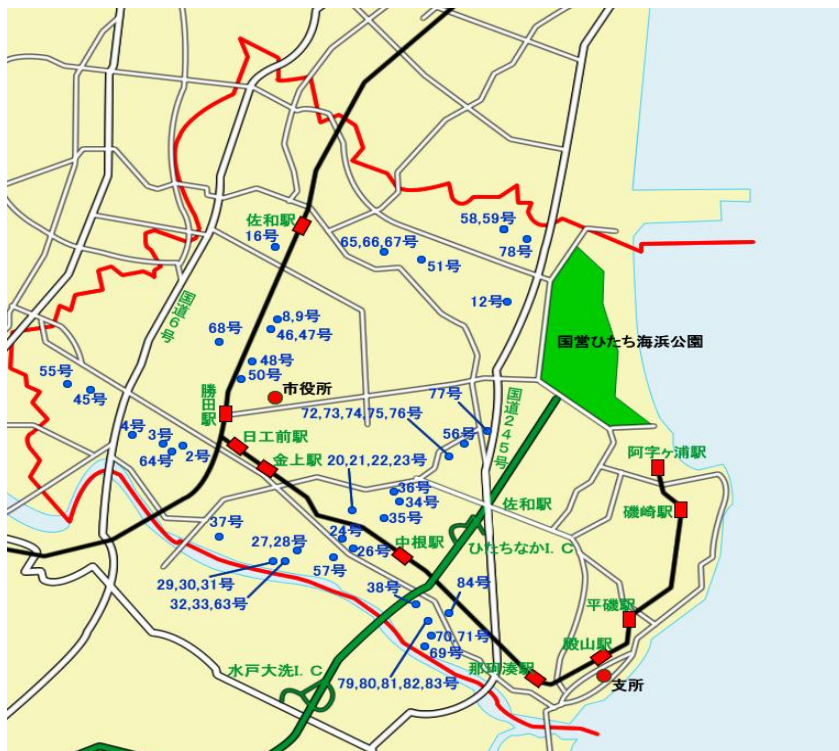


図 保存樹木指定状況

## ⑤ 自然公園の指定状況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、快適な利用のための必要な施設を整備し、国民の保健・休養及び教化に役立てることを目的として指定されており、本市では大洗県立自然公園 2,543 ha の一部として、平磯から阿字ヶ浦に至る海岸線を中心に 61 ha の指定がされています。

この海岸線には、中生代白亜紀層の奇岩が連続するなど貴重な景勝地帯や海水浴場、潮干狩に適した海岸があり、憩いの場所となっています。



中生代白亜紀層

## (2) 水辺空間の保全

### ① 名平洞公園整備

水と緑を生かした公園として整備を進めており、平成 24 年度は、野鳥観察小屋の改修を行いました。

### ② 漁港環境の美化

本市及び県が補助している漁港をきれいにする会が漁港周辺の清掃を行っています。平成 24 年度は 28 回清掃を行いました。

### ③ 阿字ヶ浦海岸及び磯崎漁港海岸の保全

阿字ヶ浦海岸については、茨城県などにおいて養浜工事（砂の移動）や汀線測量などの調査を行っています。また、磯崎漁港海岸については、茨城県で磯場等に堆積している砂礫の状況及び生物環境の調査や藻場試験礁において、アラメ個体の成長過程などの調査を行っています。さらに、平成 24 年 6 月に国が砂利の撤去を実施しました。

## (3) 生物多様性の確保

### ① 市内にトウキョウサンショウウオの生息地を確認（H16.6）

新川水系にトウキョウサンショウウオが生息していることを、ピオトープ管理士の篠崎正道氏のグループが確認しました。

篠崎氏のグループでは、トウキョウサンショウウオの調査や幼生の生育に必要な水場の確保に努めるなどの生育環境の保全に努めています。



## 1-2 環境に配慮した農業を振興します

農地を地域の貴重な自然環境資源として捉え、また、消費者ニーズである食の安全・安心や健康志向の高まりに対応するため、堆肥を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う環境保全型農業を促進します。

地域農業を振興することは、環境資源として多面的機能を有する農地の保全につながるため、持続性の高い農業生産方式を実践する農業者の育成支援を行っていきます。

### (1) 環境保全型農業の推進

#### ① ひたちなか市環境保全型農業推進方針の推進

環境保全と生産性の維持向上が調和し、環境への負荷軽減に配慮した農業を目指すため、ひたちなか市環境保全型農業推進方針が策定されています。この推進方針を基に、地域における実践的な取り組みを進め、生産から消費までの総合的改善を図りながら、環境にやさしい農業の構築を目指しています。平成 24 年度についても、引き続き推進方針に基づき普及に努めています。



また、平成 15 年度より、収穫を見込まない規格外麦の種子を希望農家に配布して、畑に蒔いてもらうことで、減農薬のための土壌改良と、近隣住民の土埃による被害の軽減に努めています。

#### ② エコファーマーの認定の支援

近年、化学肥料・化学農薬の多用により生じる環境汚染や農地力低下が大きな問題となっています。そのため、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持増進する農業を行う意義が非常に高まっています。

このような環境と調和のとれた農業の実践を目指して「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。

持続性の高い農業生産方式とは、①土づくり、②化学肥料低減、③化学合成農薬低減の 3 つの技術に一体的に取り組む生産方式です。市内では、平成 24 年度までに合計 42 名がエコファーマーとして認定されています。

### (2) 地場農業の振興

#### ① 地域農業の促進

産業交流フェア・いもほり体験・ほしいも祭りを開催し、農業への関心を深めてもらうことで、地域農業の持続的な発展を促進しています。

#### ② 学校給食等への地産地消の取組

学校給食への地域農産物を使用し地産地消の取組を促進しました。平成 24 年度は、25 品目 114 t を使用しました。

### (3) 農地保全の推進

#### ① 優良農地の保全及び整備

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全及び整備に努めています。平成 24 年度末の優良

農地の指定面積は 1,356.69 ha となっています。

#### (4) 農業集落地域の環境整備

生活排水対策など、農業集落地域の環境整備に努め、平成 24 年度は東中根地区 3 件を接続して接続率 89.3%になりました。

#### (5) 保安林や森林整備計画対象民有地の保全

保安林及び森林整備計画対象民有林は、環境・景観資源として水源かん養や潮風害防止などの公益機能として役割が高いことから、松くい虫防除などを行い森林の保全に努めています。

## 1-3 ひたちなか地区の開発と保全の調和を図ります

ひたちなか地区で進められている茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園の整備、商業施設などの建設については、周辺環境に配慮した整備・開発を促進します。

また、国営ひたち海浜公園における砂丘や沢田湿地の保全と再生に向けた取組、海浜性植物の繁殖活動やオオタカ、オオウメガサソウなどの希少な動植物の保護活動、親子自然教室やネイチャーウォーキング等の環境学習など、公園で取り組まれている保全・保護活動や啓発活動を促進します。

### (1) ひたちなか地区の開発と環境保全との調和

#### ① 港湾建設に伴う環境の監視

茨城県において、阿字ヶ浦海岸の変化等を調査するため、毎年汀線測量を実施しています。

#### ② ひたちなか地区施設内における緑化推進等

常陸那珂工業団地進出企業においては、緑地の確保・維持管理や駐車場を透水性舗装すること等についての環境景観協定を茨城県と締結しています。

また、ひたちなか地区西部地区の地区計画で、面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える駐車場については透水性舗装にすることや緑地の確保について定めています。

#### ③ ひたちなか地区における公害防止協定

常陸那珂火力発電所との公害防止協定に基づき進行管理を行っています。また、ひたちなか地区に立地する工場等に公害防止協定の締結を働きかけます。

### (2) 湿地、砂丘環境の保全と活用の促進

#### ① 公園内に残る砂丘の状況

かつて砂丘は、全国に分布していましたが、その多くは埋め立てや市街化、あるいは後背の農地や集落を守るための海岸林造成などによって自然の状態が失われています。このような中で、公園に残る砂丘は自然の状態で残る希少な存在となっています。

この砂丘は、鳥取砂丘などにみられるように汀線に平行して形成される並列砂丘とは異なり、縦列状に形成されていることが特徴です。



公園内に残る砂丘

#### ② 砂丘の保全

公園区域内の砂丘は、開発の影響などによる砂の供給の減少により砂の移動がしにくくなり、砂丘景観や海浜植生に大きな影響が出ています。全国でも貴重な砂丘を保全していくためには、鳥取砂丘の復元に見られるように地域と連携して長期にわたる取組が必要です。

現在、砂丘は、チガヤ等が繁茂し草地となっています。マツの実生も多く発生しており、放置すると砂丘は松林へと変化し



砂丘植生

てしまいます。また、コマツヨイグサやオオフトバムグラなどの外来植物が繁茂し在来の植物を被圧しています。砂丘には、絶滅危惧種ⅠA類に指定されているハナタカザオのほか、イヌハギ、ハマカキラン、ハマボウフウなど、希少な植物やハマスズなどの貴重な昆虫が成育しています。

現在、公園職員によるマツの実生の除去、ボランティアによる外来植物の除去等が行われていますが、開発による影響は大きく砂丘の保全は非常に困難な状況となっています。

今後は、貴重種の分布調査などの基礎調査を行い、焦点を絞った保全対策が必要と考えられます。



砂丘エリアにおけるカワラナデシコ採種

### ③ 生物多様性に配慮した自生植物の保護・繁殖

公園区域内の海浜部では、砂丘の環境が急速に変化しており、海浜性植物の生育が危ぶまれています。アカマツ林も、人手が入らないためコナラなどへの遷移が進み、アズマネザサが繁茂し、林床植物が衰退しています。

砂丘、手入れされたアカマツ林、手入れされたコナラ林などの多様な生態系を維持することによって、本公園の生物多様性は維持されていきます。

また、希少な植物だけでなく、花が美しいなど、公園としても楽しめる植物の保護育成を図るため、自生種の中から有用植物を選定し圃場で繁殖を行っており、自生個体を傷めないよう種子による増殖に取り組んでいます。種子は公園内の自然性の高いエリアから採取し、種の保全だけでなく、遺伝子を含めた多様性の保全に努めています。また、ひたちなか地域の遺伝子を有する野草による修景の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。

なお、これらの活動はパークパートナーや公園利用者が参加するプログラムとして実施しています。それは、本公園の自然環境の希少性、多様性を市民の方々に理解して頂く良い機会になっています。

### ④ 沢田湧水地および湿地の保全

沢田湿地は、砂丘では珍しい谷津が形成されています。また、貴重な動植物も多く生息しています。このような環境は、周辺開発の進展に伴い地下水位が低下するなど、次第に変化していきます。

その環境変化に対応し、貴重な生態系の安定した保全を図っていくため、湿地の保全・復元のための調査を行うほか、池の補修、外来種の除去などの環境管理を行っています。



沢田湧水の調査の様子

### ⑤ 貴重な動植物の保全

公園内の樹林地には、コケ類、ラン類など特有の環境条件に適応した植物が数多く生育しています。また、樹林地などは鳥類の繁殖場所として利用され、公園内外でオオタカも確認されており、これらの保全を図っていきます。公園内で見られる貴重な植物オオウメガサソウについては、全園的な調査を実施し、分布状況を把握するほか、オオタカ、コアジサシ、カワラハンミョウなどの貴重な生物の生息環境を保護エリアとして定めるなど保全を図っていきます。

## ⑥ 環境学習・体験型学習への取組

### ■フィールドとしての活用

公園内に残された砂丘や樹林には、砂丘特有の雄大な景観やアカマツ海岸林、そこに生息する動植物などの多様な自然が豊富に残されています。今後これらの砂丘や樹林環境を保全・育成しつつ、利用者が公園の豊かな自然環境にふれ、楽しく学習、体験できる観察施設の整備や体験学習プログラムなどによる活用を進めています。

### ■自然体験学習会の実施

公園内では、ひたちなか自然の森、沢田湿地、砂丘エリアを活用し、専門家やパークパートナーなどの案内解説により、利用者を対象とした自然観察会「ネイチャーツアー」を実施しています。5月には、「沢田湧水の“オゼイトトンボ”を見よう」を開催し、残された貴重な生態系について学び、7月には「砂丘」を開催し、美しいスカシユリやハナハタザオのような希少種を砂丘エリアで観察しています。

### ■環境学習プログラム等の開催

環境学習や体験のプログラムに関する多様な要望に対応するため、オーダーメイドのプログラムを企画します。学校や子供会、職場のサークルなどを単位として、「このような学習をしたい、体験をしたい」というご要望を受け、管理センター職員がプログラムを提案するもので、海浜公園内のみではなく出張授業にも取り組んでいきます。

次代を担う子供達が自然や環境について、楽しく学び関心を高めることのできる場として、継続性のあるプログラム展開を図ります。

クラフト体験についても、あらかじめ用意された材料でクラフトするだけでなく、その木の実や枝、つるが自然の状態ではどうなのかなど、生態を学びつつ、材料を樹林から集めてクラフトを楽しむ1日間のプログラムを企画しています。

## 2. 都市環境

### 2-1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります

魅力的で美しいまちづくりを進めるため、都市景観ガイドラインを活用し、市民や事業者の協力のもとに良好な都市景観を形成します。また、県条例を適正に運用し、屋外広告物や大規模建築物等の指導に努め、地区計画や建築協定などの制度を活用し、都市景観の向上に努めます。

また、公共公益施設の敷地への緑化など、景観に配慮した環境整備を推進し、魅力ある都市空間を整備します。

斜面緑地や水辺地など恵まれた自然や地域の文化を伝える貴重な歴史遺産の保全に努めるとともに、これらを貴重な景観資源として活用します。



#### (1) 景観に配慮したまちづくりの推進

##### ① 茨城県景観形成条例及びひたちなか市都市景観ガイドラインの適正な運用

茨城県景観形成条例の適正な運用に努めています。

地区計画の適正な運用と管理に努め、地域の特性にふさわしい良好な環境の保全を図ります。

まちづくり協定の指導に努め、潤いのある地域の形成に努めています。

都市景観ガイドラインの周知に努め、ガイドラインを運用し、市民、事業者協働のもと、良好な景観の形成を図ります。

##### ② 地区計画、建築協定の状況

###### ●地区計画

地区計画とは、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。

地区計画区域内においては、それぞれの地区について、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣または柵の構造の制限等が定められています。

表 地区計画の策定状況

区名	計画告示年月日	面積
東部第2地区	平成 8年 9月 10日	106.8ha
西古内地区	平成 8年 9月 10日	28.1ha
高野小貫山地区	平成 8年 9月 10日	21.8ha
津田北部地区	平成 8年 9月 10日	37.6ha
阿字ヶ浦地区	平成 10年 3月 19日	83.4ha
武田地区	平成 12年 10月 4日	48.7ha
六ツ野地区	平成 12年 10月 4日	104.9ha
船窪地区	平成 14年 10月 17日	18.2ha
佐和駅東地区	平成 15年 10月 14日	55.2ha
勝田駅東口南地区	平成 19年 4月 12日	0.9ha



石川・青葉地区	平成 19 年 9 月 3 日	28.2ha
勝田駅西口地区	平成 20 年 1 月 22 日	4.1ha
西十三奉行団地地区	平成 21 年 4 月 24 日	13.3ha
ひたちなか地区東部地区	平成 22 年 4 月 30 日	121.3ha
ひたちなか地区西部地区	平成 22 年 4 月 30 日	158.6ha
コモンステージ春日町地区	平成 25 年 3 月 1 日	1.2ha
計 16 地区		832.3ha

●建築協定

建築協定とは、一定の地域内において、関係権利者全員の合意のもとに、建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する基準について行う協定です。

ひたちなか市では、常葉台団地とさわ野村住宅団地の2箇所です。

建築協定に基づく住宅地  
(さわ野村住宅団地)



●まちづくり協定

まちづくり協定とは、法令等に基づかず、建築物や緑化等についてルールを決定し、地域ごとに市街地等の良好な環境の保全・創出を目的とするものです。

ひたちなか市では、神敷台地区で定められています。

まちづくり協定に基づく住宅地  
(神敷台地区)



●街路景観整備の状況（無電柱化、街路樹等）

本市では、街路景観整備の一環として、無電柱化や街路樹の植栽等を行っています。

電線地中化の施された昭和通り線



表 街路景観整備の状況

街路景観整備	整備状況	主な実施箇所等
無電柱化	20.3km	昭和通り（勝田駅～NTT） ひたちなか地区
街路樹の植栽	91.8km	主要幹線道路

### ③ 屋外広告物の撤去

屋外広告物に対して規制・取り締まりを行っています。

違法な屋外広告物の撤去を、シルバー人材センターに委託（月 2 回）し実施しています。また、違反広告物追放推進団体 1 団体の協力も得ています。

表 屋外広告物の撤去件数

年度	はり札	はり紙	立て看板
H14	729 枚	103 枚	2,660 枚
H15	1,299 枚	58 枚	1,777 枚
H16	1,131 枚	33 枚	1,650 枚
H17	791 枚	1,090 枚	909 枚
H18	800 枚	532 枚	513 枚
H19	204 枚	1,534 枚	199 枚
H20	296 枚	520 枚	118 枚
H21	329 枚	262 枚	73 枚
H22	109 枚	193 枚	31 枚
H23	47 枚	190 枚	0 枚
H24	97 枚	107 枚	0 枚

## (2) 魅力ある都市空間の整備

### ① 街路等の緑化

歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路については、四季折々の変化が楽しめる樹木や花を植栽して緑化に努めています。平成 24 年度は、東中根向野線にハナミズキ 34 本、健康いきいきロード沿いに芝 275 m<sup>2</sup>、ツツジ 37 本、地被類 265 m<sup>2</sup>を植栽しました。

### ② 中心市街地の整備

中心市街地では、都市機能の向上のため「健康いきいきロード」を整備しました。（L=187m, W=4m・歩道上に健康増進型ベンチ 3 基設置・視覚障害者用誘導表示 L=310m・表町段差解消 1ヶ所）また、地区計画により良好な居住環境の形成に努めるよう指導を行いました。（石川・青葉地区 5 件）

## 2-2 花と緑に包まれた都市をつくります

市民と行政が一体となり市域の緑化を進め、花と緑に包まれた都市を形成するため、緑化についての市民意識の啓発や市民団体の育成を図り、緑化推進体制を充実します。また、学校や公園などの公共公益施設の緑化に努め、幹線道路への街路樹の植栽等により緑のネットワークを形成します。

都市公園については、地域の特性を踏まえ、市民の意見を聞きながら自然や歴史を生かした特色ある公園の整備を推進します。

民有地や事業所内などの私的空間についても緑化を促進します。



花しょうぶ園（馬渡はにわ公園）

### (1) 緑化推進体制の充実

#### ① 事業所等の緑化

事業所等の緑化については、市の定める「緑地確保基準」により 8 事業所に指導し緑化の推進に努めました。

#### ② 緑のポスター・標語及び街かどの緑コンクールの実施

緑のポスターと標語を通して、緑を大切にし、緑を育む市民の意識向上を図るため、緑のポスター・標語コンクールを実施しています。また、年間を通して良好に管理され、地域の人々に親しまれている緑を「街かどの緑賞」に認定して表彰するとともに、公表して市民の皆さんが身近にできる庭づくり、花づくりのお手本にしてもらおうと、街かどの緑コンクールを実施しています。

平成 24 年度は、ポスター 3,170 点、標語 5,196 点、街かど緑のコンクールに 2 件の応募がありました。

[小学生の部 最優秀賞]



[中学生の部 最優秀賞]



#### ③ 緑のリサイクル事業の実施

市民からの寄付樹木を公共施設等で再利用する緑のリサイクル事業を進めています。

### (2) 公共公益施設の緑化の推進

#### ① 市民団体への花植え活動の助成

平成 24 年度は、緑と花の愛護普及事業により、自治会や高齢者クラブなどの市民団体 35 団体に補助金を交付し、街路樹の植樹ますや公民館などの緑化と花植え団体の育成を図りました。

② 公共公益施設の緑化

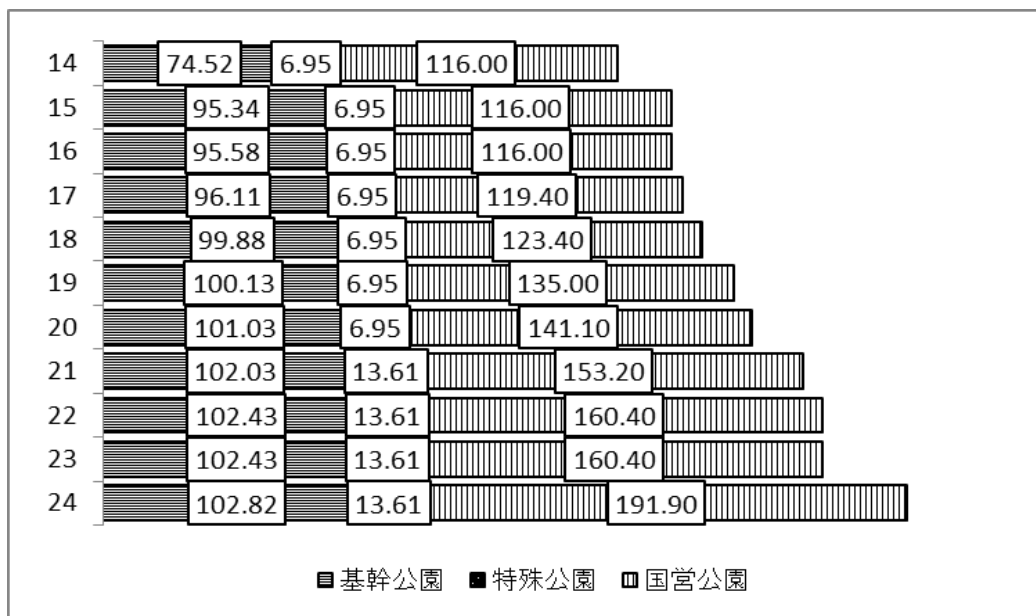
平成 24 年度は、東石川第 1 公園ハサキツツジ 342 本、神敷台消防署ヘベニカナメモチ 60 本を植栽しました。

(3) 都市公園の整備

① 公園緑地の整備状況

平成 24 年度は、地元説明会を開き要望を取り入れながら津田第 4 公園を整備しました。公園緑地の整備状況は下図に示すとおりです。

表 公園緑地面積の経年変化



② 地域住民と連携した地域公園の維持管理

平成 24 年度は 187 公園（緑地 6 箇所含む）を自治会、老人会、子ども会等 130 団体へ管理を委託し、清掃及び除草を行いました。

(4) 私的空間の緑化の促進

① 記念樹の配布

緑豊かなまちづくりを推進するために、誕生、結婚及び新築された方を祝して記念樹を配布しています。平成 24 年度は 907 本の記念樹を配布しました。

表 記念樹の配布状況

年度	誕生	結婚	新築
H14	カイドウ 508 本	ハナミズキ 286 本	ライラック 446 本
H15	// 484 本	// 188 本	// 494 本
H16	// 477 本	// 196 本	// 490 本
H17	// 447 本	// 250 本	// 470 本
H18	// 500 本	// 205 本	// 435 本
H19	ハナモモ 483 本	// 248 本	// 413 本

H20	ハナモモ 497 本	ハナミズキ 233 本	ライラック 385 本
H21	// 455 本	// 204 本	// 367 本
H22	// 320 本	// 150 本	// 290 本
H23	// 422 本	// 220 本	// 294 本
H24	// 353 本	// 209 本	// 345 本

② 工場や事業所建築における緑化

工場や事業所等を建築（新增設）する場合は、市の定める「緑地確保基準」により緑化を進めています。平成 24 年度は、8 事業所等に緑化の指導を行いました。

③ 生垣設置費の助成

生垣を設置しようとする市民の方に対し、その費用の一部について、助成金を交付しています。生垣植栽費や生垣のための土台の工事費及び既存ブロック塀等の処理費について、工事費の2分の1以内（50,000 円が限度）で助成しています。平成 24 年度は 14 件の補助を実施しました。



整備された生垣

表 生垣助成金の補助件数

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	36	28	14	11	7	10	6	9	16	18	14

## 2-3 歴史的文化的資源を保存し継承します

文化遺産の保護・保存を推進するとともに、文化財愛護活動の充実に努めるほか、文化財の活用にも取り組みます。

また、郷土の民俗文化財や伝統文化の後継者を育成し、伝承に取り組みます。

### (1) 文化財の調査、保護・保存の推進

#### ① 文化財の指定状況

本市には、国指定の馬渡埴輪製作遺跡や虎塚古墳をはじめ、多くの史跡、民俗文化財、伝統芸能等の有形・無形の文化財があります。平成24年度は、ひたち海浜公園内にある「旧土肥家住宅」を市指定文化財としました。



指定された旧土肥家住宅

表 市内指定文化財一覧

区 分		国	県	市	計
有形文化財	建造物			3	3
	絵画				
	彫刻				
	工芸品		5	4	9
	書跡		1		1
	典籍				
	古文書				
	考古資料		3	9	12
	歴史資料			2	2
	小計		9	18	27
無形文化財				2	2
民俗	有形			2	2
	無形			7	7
	小計			9	9
記念物	史跡	2	2	11	15
	名勝			3	3
	天然記念物		3	7	10
	小計	2	5	21	28
合 計		2	14	50	66

#### ② 遺跡の発掘調査

新規に範囲指定された遺跡などについてはホームページに掲載するなど周知を進め、埋蔵文化財包蔵地内での開発工事にあたっては、事業主と密に協議を重ね、必要に応じて発掘調査を行ないました。また、十五郎穴横穴墓群について史跡範囲・内容確認のための測量調査と試掘確認調査を実施しました。

個人住宅等開発事業に関わる調査 試掘・確認調査 25 件 本発掘調査 1 件  
 十五郎穴横穴墓群調査 測量調査 37,500 m<sup>2</sup> 試掘・確認調査 208 m<sup>2</sup>

③ 歴史・文化施設の管理・運営

本市では、埋蔵文化財調査センターや武田氏館等を整備し、貴重な文化財を保存・公開しています。埋蔵文化財調査センターでは、ワンケースミュージアムなどの企画展を実施し、また、考古学講座に関連する特別展示を行なうなどして集客に努めました。

●埋蔵文化財調査センター

市内の埋蔵文化財の調査研究や資料を収蔵する施設であり、多数の出土遺物を収蔵しています。標本陳列室には旧石器時代から平安時代の考古資料や虎塚古墳石室模型を展示しています。県指定文化財の「乳飲み児を抱く埴輪」や「後野遺跡出土石器及び土器」等、多数展示しています。平成 24 年度の入館者数は 7,178 人でした。

表 埋蔵文化財調査センターの入館者数

一般	団体	合計	開館日数
4,350 人	2,828 人	7,178 人	306 日

●武田氏館

武田地区が甲斐武田氏発祥の地であることから整備した施設であり、主屋は主殿造り、厩・納屋が整備してあります。甲斐武田氏発祥関係資料等を展示しています。

平成 24 年度の入館者数は 2,714 人でした。

表 武田氏館の入館者数

大人	子供	合計	団体数	開館日数
2,165 人	549 人	2,714 人	24 団体	306 日

④ 文化財の公開活用

国指定史跡虎塚古墳の壁画一般公開を、春と秋の 2 期に計 16 日間実施しました。

表 虎塚古墳壁画の観覧者数

春季	秋季	合計	公開日数
1,552 人	1,307 人	2,859 人	16 日

(2) 文化財愛護活動の充実

① 文化財愛護思想の普及

文化財への理解を促すため、市報で「わが街のたからもの」というコラムを定期的に掲載したほか、文化財マップを増刷し普及に努めました。

② 文化財愛護団体への支援

文化財愛護団体 15 団体に対し補助金の交付や研修会等を実施し活動を支援しました。

### ③ 文化財講座及び考古学講座等の開催

「水戸八景講座」、「歴史講座：徳川齊昭の国防をめぐる」の2つの文化財講座や、新たに修復した文化財をテーマとした講演会などを実施しました。

#### ●文化財講座の開催

毎年2回、市内外の歴史文化財等を見学する文化財講座を行っています。平成24年度は、5月31日に文化財講座、6月14日に水戸八景講座を開催しました。(ともに参加者30名)

#### ●考古学講座の開催

埋蔵文化財調査センターでは、毎年実施している発掘の成果を発表しています。また、それら文化財を学校等に貸し出し活用を図ったり、「ひたちなか市の考古学講座」を開催したりしています。

講座は年4回開催され、毎回様々な視点からの埋蔵文化財についての講義を行い、好評を得ている公開講座です。平成24年度も延べ175の方が参加しました。

また、小中学生を対象とした「ふるさと考古学」を開催(7月～12月)し、全12回の講座で延べ300の方が参加しました。

#### ●遺跡めぐりの開催

市内外の遺跡や博物館等を見学して、郷土の歴史に親しんでもらうことを目的として、「遺跡めぐり」を毎年開催しています。

平成24年5月18日に、いわき市考古資料館等を見学し、33の方が参加しました。

### (3) 民俗文化財・伝統文化の保存・継承

市民から民俗資料の寄贈を受け入れています。また、伝統文化継承事業を推進し、子供たちの伝統文化活動を支援するとともに、第3回子ども伝統文化フェスティバルを開催し、子どもたちに発表の機会を提供するなど、後継者の育成に努めました。



## 2-4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります

近隣への配慮不足から起こる悪臭や騒音などの問題を改善するため、近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの向上・普及に努めます。犬のふん害やごみの投捨てについても同様であり、適切な犬の飼育方法やマナー・ルールの啓発とともに、まちをきれいにする条例の周知に努めます。

また、まちや観光地の環境美化を推進するため、市民や事業者と連携を図りながら清掃活動や環境美化活動を実施します。

### (1) 近隣に配慮した暮らしの普及

#### ① ひたちなか市まちをきれいにする条例の普及啓発

ごみの投捨て及び犬のふん害等を防止し清潔な美しいまちづくりを目指し、平成 18 年 3 月 30 日にひたちなか市まちをきれいにする条例を制定し、同年 7 月 1 日より施行しました。

平成 24 年度は、7 月 2 日に勝田駅・佐和駅・那珂湊駅前、11 月 28 日、29 日に市内の公園等で、携帯灰皿・ティッシュや犬のふん処理袋等を配布し条例の啓発街頭キャンペーンを行いました。

#### ●ふん害防止の意識啓発活動

犬のふん害を減らすよう、環境保全課、健康推進課及び那珂湊支所ではふん害防止看板の配布をしています。平成 24 年度には 445 枚の看板を配布しました。また、5 月の市報に啓発記事を掲載し、街頭でのチラシ配布などの啓発キャンペーンを行うなど、意識向上を図っています。

また、健康推進課では、犬の新規登録時、及び第 8 回ひたちなか動物愛護講座内でふん処理袋を配布し啓発を行いました。

#### ② 空き地等適正管理条例に基づく指導

空き地や民有地などが、雑草等が伸びて放置状態にある空き地等は、ごみの不法投棄、害虫の繁殖、交通の障害などの原因になるので、条例に基づいて平成 24 年度は 281 件に適正な指導を行っています。また、空き地等の適正管理を目的として、草刈をする方のために草刈機の貸し出しをしています。

### (2) 不法投棄（ごみの投捨てを含む）対策の推進

#### ① 不法投棄等の監視や指導体制

コミュニティ毎に市が委嘱した不法投棄監視員を 21 名配置し、不法投棄防止の監視活動を実施しました。

#### ② 不法投棄の状況

不法投棄については、市の不法投棄監視員による通報と、一般の市民からの通報によって発見されるケースがあります。発見された案件については、状況に応じ投棄者、土地の所有者等への指導を行い不法投棄の抑止に努めています。



表 不法投棄の状況

年度	市民が発見した件数	不法投棄監視員が発見した件数
H14	121 件 (128 力所)	76 件 (245 力所)
H15	145 件 (154 力所)	134 件 (374 力所)
H16	167 件 (174 力所)	106 件 (342 力所)
H17	122 件 (133 力所)	147 件 (359 力所)
H18	131 件 (163 力所)	118 件 (425 力所)
H19	149 件 (173 力所)	182 件 (508 力所)
H20	176 件 (208 力所)	223 件 (452 力所)
H21	195 件 (225 力所)	246 件 (469 力所)
H22	175 件 (196 力所)	215 件 (320 力所)
H23	148 件 (160 力所)	206 件 (289 力所)
H24	67 件 (71 力所)	231 件 (340 力所)

### (3) 環境美化活動の促進

#### ① 環境美化活動の実施

環境美化活動の日として、春と秋にコミュニティ組織を中心として自治会ごとに多くの市民の協力のもと、清掃活動を行いました。

集積所には空き缶をはじめ公園清掃等による草などのごみが集められ、2回で約50トンのごみが回収されました。

#### ② 河川・海岸クリーン運動の実施

那珂川水系一斉クリーン運動が那珂川、中丸川、本郷川、大川の各地で地域ボランティア 779 名が参加し実施しました。また、那珂川水系一斉クリーン運動と同時に、海岸クリーン運動が那珂湊漁港周辺、平磯から磯崎の海岸を地域ボランティアや協力事業所など 432 名が参加し実施しました。

#### ③ 海岸環境の保全

海水浴シーズン前に観光事業者により、阿字ヶ浦・平磯海水浴場の清掃を実施しました。

### 3. 地球環境／循環型社会

#### 3-1 地球環境を保全します

国は、2009年（平成21年）9月にニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、我が国の温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減することを表明しました。この削減目標達成のため、私たち一人ひとりが温室効果ガス削減活動に率先して取り組む「チャレンジ25」の国民運動を地域で推進します。

また、オゾン層の破壊や酸性雨、熱帯林の伐採なども世界的な規模で着実に進行している大きな問題です。地球規模の環境問題は、一つひとつが独立して存在する問題ではなく関連しています。これらの問題に私たちは地域からできる取組を推進します。

##### (1) 温室効果ガスの排出抑制

本市では、市役所の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を主な目的とする「ひたちなか市エコオフィス計画」を策定し実施しています。

同計画では、グリーン購入や省エネ・省資源活動の推進など、幅広く事務・事業活動に際しての取組・配慮事項を定め、温暖化対策推進員を中心に全職員が温室効果ガスの排出抑制、環境保全に率先して取り組んでいます。※詳細は、「第5章 ひたちなか市エコオフィス計画」に掲載しています。

##### (2) 酸性雨対策の推進

市役所屋上において酸性雨自動分析システムにより雨水中のpH、導電率等の測定を行い常時監視しています。普通の雨は概ねpHが5.6ぐらいといわれています。酸性雨というのは、これよりpHが小さい雨のことで、これより小さくなるほど強い酸性雨ということになります。市役所屋上におけるpHは、概ね4.0～5.1の間で弱い酸性雨となりますが、環境への影響がない値となっています。

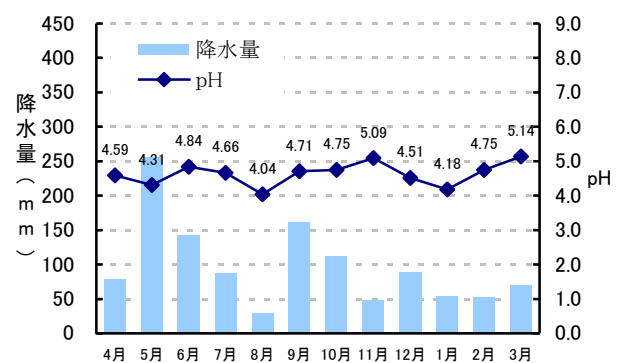


図 雨水 pH 及び降水量の経月変化 (H24 年度)

##### (4) 森林（特に熱帯林）保護対策の推進

ひたちなか市エコオフィス計画に基づき、再生紙使用割合、用紙類使用量の数値目標を定め達成に努めます。

### 3-2 ごみを減らすため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めます

持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、市民生活から事業活動に至るまで、排出されるごみを減らすため、3Rを推進するとともに、効果的なごみ減量化の方策を検討し取り組んでおります。

また、ごみを減らす取組の基盤となる人々の3Rに対する意識の高揚を図ります。

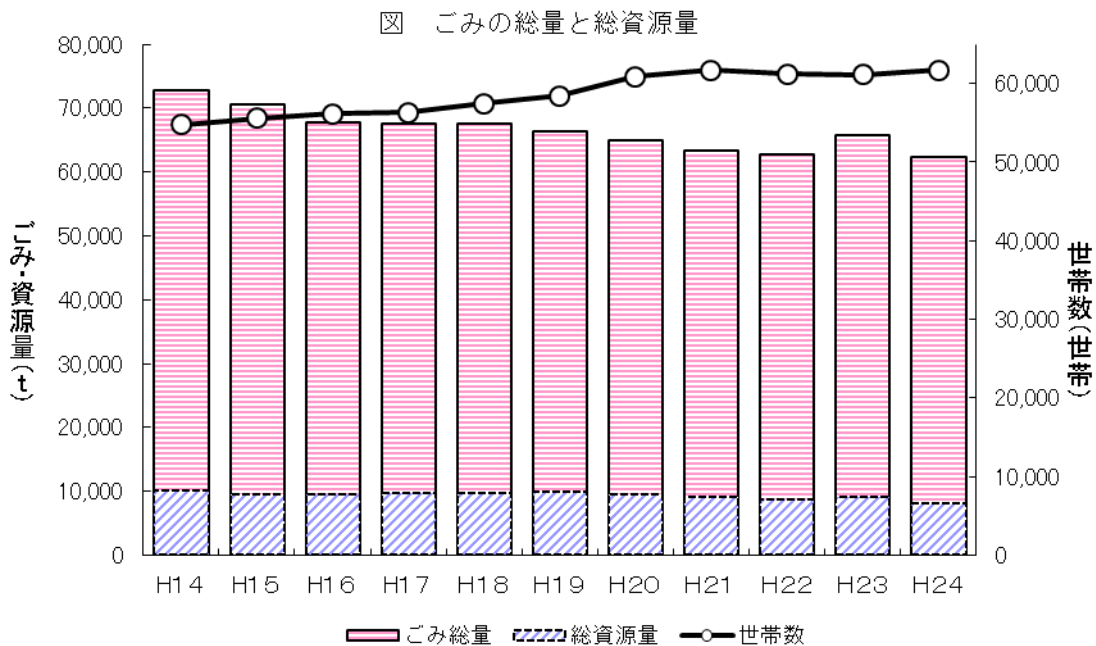


表 ごみ処理量の内訳（平成 24 年度）

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	ごみ合計	資源回収
51,347t	2,697t	47t	21t	54,112t	8,159t

#### (1) 公共施設での3Rの推進

公共施設から排出されるごみについて、「ひたちなか市エコオフィス計画」に基づき、3Rの推進を図ります。庁舎内の資源ごみについては5種8分別し処理しています。

#### (2) 家庭での3Rの推進

##### ① ごみ出しルールの周知啓発

リサイクルの推進を目的として、「家庭ごみの正しい出し方」のパンフレット、市報及びホームページにより周知を図っています。また、ごみ処理の現状や分別の考え方などについて、ふれあい講座を開催しています。資源リサイクルセンター、ひたちなか・東海クリーンセンターへの施設見学会も実施しています。

表 ふれあい講座及び施設見学会の参加者数

催し物	自治会数(人数)	学校数(人数)
ふれあい講座	9(439)	0
資源リサイクルセンター見学	0	0
ひたちなか・東海クリーンセンター見学	65(1,469)	20(1,590)

## ② ごみの収集

現在、ごみの収集は、ステーション方式により「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」及び「有害ごみ」の4分別で収集しています。収集・破碎の業務は民間委託により行っています。

可燃ごみは18台、不燃ごみは10台、粗大ごみの戸別回収は1台の収集車で収集しています。収集回数、収集品目、集積所数は下表に示すとおりです。

また、適正処理の推進、市民サービスの向上を図るため、平成9年5月からリクエスト収集を行っています。平成24年度は824件の申込があり、1,799個47tを収集しました。

表 ごみ収集の状況

区分	収集回数	収集品目	集積所数
可燃ごみ収集	週2回	生ごみ、木くず、プラスチック製品等	4,892
不燃ごみ収集	月2回	陶磁器類、不透明瓶、耐熱ガラス等	3,314
資源回収	月2回	紙類、布類、金属類、ビン類、容器包装物	472
粗大ごみ収集	申込制	家具、家電品等(5品目除く)	—

## ③ 生ごみの減量の促進

生ごみの堆肥化を促進するため平成4年度(那珂湊地域は昭和55年度)から、電動処理容器、コンポスト容器及びEM密閉容器の購入に対し、購入価格の2分の1または20,000円を限度に助成を行っています。平成24年度は合計138件の補助を実施しています。



コンポスト容器 電動処理容器

## ④ 資源回収・牛乳パック回収の促進

### ●自治会資源回収

ごみの減量と資源の再利用を図るため、月2回の回収を行っています。平成24年度は、6,878tの回収量に対し、55,025千円の補助金を事業実施している自治会に助成しました。

### ●子ども会資源回収

子ども会を通じて、児童に資源の大切さや環境美化意識の向上・育成を図るため、平成3年度(那珂湊地域は昭和55年度)より資源回収に対する助成を行っています。平成24年度は795tの回収量に対し、4,769千円の補助金を助成しました。

### ●牛乳パック回収

資源の再利用を図るため、平成3年度から牛乳パック回収に対して助成しています。

1,000ml/600枚または500ml/900枚で、500円の図書カードを進呈しています。平成24年度は約48tの牛乳パックを回収しました。

⑤ 環境に配慮した消費行動

●レジ袋削減の取組

本市では、地球温暖化防止とごみの減量、資源の有効利用など循環型社会の構築に向けた環境配慮活動を積極的に推進するために、平成 19 年 11 月 15 日、市内に店舗を置く「事業者 8 社（19 店舗）」と各市民団体が構成する「レジ袋の削減を推進するひたちなか市民ネットワーク」及び「市」の三者で、県内では初となる、「ひたちなか市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しました。

そして、事業者、市民団体、行政の三者が協働して 2 ヶ月間の周知啓発活動を繰り返し、平成 20 年 2 月 1 日から「レジ袋無料配布の中止」によるレジ袋削減の取り組みがスタートしました。市は当初、5 年間で辞退率 80%を目標に掲げましたが、開始直後の辞退率が 81.5%と、わずか 1 ヶ月間で目標を達成することができました。平成 24 年度の平均辞退率は 86.2%で、1,394 万枚の削減、原料の石油換算で 255 千リットルを節約、CO<sub>2</sub>換算で 850 t を削減できたこととなります。

今後は、更に、ドラッグ関連の事業者や個人商店等、協定締結店舗を増やし、市内全域で取り組んでいけるよう事業者に協力を求めています。

表 レジ袋の有料化を実施する事業者（H25.3.31 現在）

事業者（15 社）	取組店（35 店舗）
いばらきコープ生活協同組合	コープひたちなか店
(株)カスミ	勝田店／佐和店／津田店／那珂湊店／馬渡店
(株)サンユーストアー	勝田店／堀口店／ひたちなか店
(株)ジャパンミート	ひたちなか店
(株)セイブ	食彩館勝田店／那珂湊店
(株)セイミヤ	馬渡店
(株)ヨークベニマル	ひたちなか店／佐和店／東大島店／田彦西店／那珂湊店／大成店
(株)イシカワ	ワールドリカーイシカワ本店／佐和店
(株)沼崎洗化	クリーニング専科表町店／市毛店／松戸町店／東石川店／東大島店／佐和店／ミックスマックス田彦店
自然食品の店つながるファーム	つながるファーム
(有)藤久	フジキュウ
NPO 法人くらし協同館なかよし	くらし協同館なかよし
(株)大倉	火の玉市場足崎店
(株)カワチ	ひたちなか店／佐和店
(株)コヤマ薬局	津田店

●廃食用油の回収

廃食用油の回収による可燃ごみの削減、資源の有効活用、環境意識の啓発を目的に、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料化し、ごみ収集車や公用車等 8 台への燃料として活用し、循環型社会の構築を目指しています。平成 24 年度は、32,987 ℓ を回収しました。

### **(3) 事業所での3R, 廃棄物適正処理等の推進**

市報, ホームページ及びふれあい講座等をとおして, 事業者の3Rに対する意識や事業所から排出される廃棄物の適正な処理・処分について啓発, 指導をしています。

### **(4) 学校等における教育の充実**

ひたちなか・東海クリーンセンターで小学4年生の環境学習の見学を受け入れるとともに, 社会科や総合的な学習の時間等において, ごみ問題, 公害問題, 環境に関する学習に取り組み, 子ども達の環境への関心や意識の高揚を図っています。

### 3-3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を進めます

電気や化石燃料などのエネルギーの大量消費は、限りある資源の枯渇をもたらすだけでなく、温室効果ガスである二酸化炭素を大量に排出しています。

こうした環境に与える負荷を低減するために、市民、事業者そして行政がそれぞれの活動の中でできる省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を推進します。

また、東日本大震災により、今後、原子力発電の割合の低下が予想されるため、環境負荷の少ない太陽光、風力などの再生可能エネルギーの普及・啓発に努めます。

#### (1) 省エネルギー・省資源施策の率先実行

##### ① ひたちなか市エコオフィス計画の推進

市自らが地域の一事業者の立場として、平成 13 年 3 月に策定した「ひたちなか市温暖化防止実行計画」に基づき、庁内の省エネルギー化や職員の省エネルギー活動を推進しています。なお、同計画を見直した「ひたちなか市エコオフィス計画」（平成 15 年 11 月策定）、「ひたちなか市第 2 次エコオフィス計画」（平成 25 年 6 月策定）に基づいて取組を推進しています。

平成 24 年度の計画進捗状況については、年次報告書を作成し公表しました。

##### ② クールビズの実施

省エネルギー及びエネルギーの有効利用を進めるため、5 月 16 日から 10 月 19 日において暑さをしのぎやすくするための服装の軽装化（クールビズ）を実施しました。原則として全職員を対象とし、ネクタイ、上着、ベスト等の着用を省略するよう励行しました。

市民及び来庁者の方にもこの取組を周知するため、市報及び市ホームページにおいてお知らせ記事を掲載するとともに、庁舎内等に張り紙を行いました。

##### ③ 太陽光発電システムの導入

平成 17 年度に佐野小学校施設の増改築に伴い、効率向上追求型太陽光発電システムの構築、運転の研究を行う太陽光発電新技術等フィールドテスト事業として、最大出力が 20kW の太陽光発電システムを導入し、平成 18 年度から運転をしています。

また、那珂湊第二小学校の改築に伴い、最大出力 10kW の太陽光発電システムを導入し、平成 21 年 12 月から運転をしています。



佐野小学校の太陽光発電システム



那珂湊第二小学校の太陽光発電システム

#### (2) 省エネルギー・省資源推進のための意識啓発・知識の普及

公共施設等において、省エネルギー・省資源や太陽光発電の推進に関するポスターやチラシの配布を行い、意識啓発や知識の普及に努めました。



### 3-4 水を大切にし、豊かな水資源を形成します

日常的な節水や雨水の有効利用などを推進し、豊かな水循環を形成します。

また、ひたちなか地区の開発に伴う工業用水の需要増加や農業用水などの水需要に的確に対応するために、広域協調のもと、各種事業を促進し、水資源を確保します。

#### (1) 節水行動の推進

##### ① 節水の意識啓発

ホームページ及び市報に水道事業のあらましを掲載し、水道への理解と認識を高め水資源の重要性和節水のための意識啓発に努めています。

##### ② 水道週間におけるポスター・標語・習字コンクールの実施

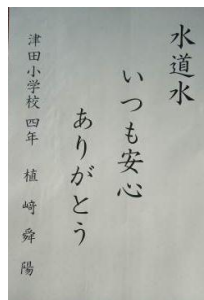
6月1日から7日までの水道週間において、節水意識の向上や水の有効利用に関する普及啓発活動の一環として、ポスター、標語と習字のコンクールを行いました。小学校の児童から多くの作品が寄せられました。

【平成24年度 全国水道週間スローガン】 『さあ今日も 水と元気が 蛇口から』  
—水道週間作品（優秀賞）—

ポスターの部



標語の部



習字の部



#### (2) 雨水利用と水の再利用の推進

下水浄化センター処理水を施設の清掃等に再利用しています。

#### (3) 水資源の確保

##### ① 広域的な水源の確保

本市は次の3水源を確保し、水道水の安定供給を行っています。

表 広域的な水源

水 源	供給量	供給率
那珂川の表流水	13,788,870 m <sup>3</sup>	73.0%
那珂湊地区の深井戸による地下水	3,053,455 m <sup>3</sup>	16.2%
茨城県中央広域水道事業による受水	2,051,620 m <sup>3</sup>	10.8%

### 3-5 人や環境にやさしい交通体系を確立します

低公害車やアイドリングストップをはじめとしたエコドライブなどの環境に配慮した自動車利用を促進するとともに、広域的な交通需要や市域の特性を踏まえ、総合的な交通体系を検討します。

また、自動車に依存しないライフスタイルへの転換を目指し、公共交通機関の充実や徒歩・自転車の利用を促進します。

#### (1) 環境に配慮した自動車利用の促進

##### ① 低公害車の導入

公用車について、低排出ガス車やハイブリッド車など低公害車の計画的な導入に努めています。平成 24 年度は 17 台を低排出ガス車に更新しました。

##### ② エコドライブの推進

急発進、急加速をせず、不要なアイドリングを控えるなどのエコドライブの普及促進を図ります。また、自動車の利用を控え、徒歩、自転車や公共交通機関の利用について PR に努めます。

#### (2) 道路交通の円滑化

##### ① 放置自転車の撤去

勝田駅周辺は元町自転車駐車場、勝田駅西口自転車駐車場ともに 1,000 台以上の駐輪台数を確保していますが、放置自転車も未だ多く、平成 24 年度は 321 台を放置自転車として撤去しました。

##### ② 交通パトロールの強化や違法駐車排除

警察と連携を密にし、交通パトロールの強化や違法駐車排除に努めています。平成 24 年度は、津田東地内外 4 地区において交通パトロールを行い、違法駐車排除活動を行いました。

##### ③ 交差点改良等による道路交通の円滑化

右折レーンや左折可能な信号機の設置を関係機関に要望し改善を図ります。平成 24 年度は、新設信号機 2 件、右折信号機への改良 6 件の申し入れを警察に対し行いました。

#### (3) 公共交通機関の整備及び利用促進

##### ① JR 線の利用状況

常磐線整備促進期成同盟会、水戸線整備促進期成同盟会、水郡線利用促進会議に参画し、県や関係市町村と連携して、平成 26 年度に予定されている常磐線の東京駅乗り入れの実現、中距離電車の運転本数の増発等や快速列車の運転区間の延伸をはじめとする事業目的の早期実現を図るため、平成 24 年 10 月に JR に対し要望活動を行いました。

JR 線においては、平成 25 年 3 月にフレッシュひたちを朝・夕夜間の通勤時間帯に増発するなどのダイヤ改正が行われました。

##### ② ひたちなか海浜鉄道湊線の利用状況

ひたちなか海浜鉄道においては、「湊鉄道線再生計画」に基づき、国・県・市の協調補助である安全運行のための設備投資に対する補助、湊鉄道線振興基金を活用した環境整備補助（阿字ヶ浦駅舎改

築工事)などを活用して、安全な運行に必要な設備の改修を実施しました。

おらが湊鐵道応援団や観光事業者等と連携して様々な利用促進策などに取り組み、平成24年度の輸送人員は開業以来最高の788,333人を記録しました。また、JRに合わせて平成25年3月にダイヤ改正が行われました。

### ③ バス路線の維持や確保

市民生活の足となる民間バス路線維持のため、国、県、関係市と協調して、平均乗車密度5人未満の広域バス路線に対する支援を行いました。

### ④ コミュニティバスの運行状況

平成24年12月10日に、佐和駅を起点として、国道6号西側の道路の狭隘な地区を含む佐和・稲田地区をワゴン車で運行する「佐和コース」を新設しました。また、既存の5路線についても、1便にかかる時間を短縮し運行本数の増加を図るため路線を大幅に見直し、JR線や湊線などの公共交通機関との乗り換えを重視したダイヤに組み替えました。平成24年度利用者数は152,930人で過去最高となりました。

## (4) 徒歩や自転車利用の促進

### ① 自転車歩行者道の整備を推進

自動車交通との分離により歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車歩行者道の整備を推進します。

### ② 防護柵や道路照明、案内標識などの整備

道路の交通の安全性や快適性、利便性を高めるため、「通学路学童多し注意」「とび出し注意」等の看板を枝川地内外7地区に11枚設置し、通行するドライバーや歩行者・自転車に対して注意喚起を行いました。

また、六ツ野地区の東石川六ツ野線と西中根田彦線の交差点に道路照明4基設置し、佐和駅中央地区の佐和駅周辺の歩行者専用道路に車止め、JR線沿いにガードレールを設置しました。東部第2地区の歩行者自転車道路と車道との接続部には安全のため車止めを設置しました。なお、車止めの間隔は茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき90cmとし、道路幅員が6m以上ある歩行者自転車道路については、その間隔を1.2mにしました。

### ③ バリアフリー化された人にやさしい道づくり

高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー化された人にやさしい道づくりに努めます。平成24年度は、市道1級7号線(西大島地内)の視覚障害者誘導ブロックの補修工事を行ないました。

### ④ 生活道路の安全を確保する「ゾーン30」の整備

警察と連携し、歩行者や自転車利用者の通行が優先される区域として、最高速度30km/hの交通規制等を行う「ゾーン30」を整備します。平成24年度は、外野と東大島の一部で区域の設定を行い、ひたちなか西警察署により最高速度30km/hの交通規制が実施されました。

## 4. 生活環境

### 4-1 大気環境を保全します

大気環境等の監視・観測体制の充実に努めます。また、法令に基づく工場・事業場への立入調査を実施し、規制基準の遵守、公害防止施設の適切な維持管理などについて確認するとともに、必要に応じ指導等を行います。



大気環境測定車

#### (1) 大気汚染防止対策の推進

##### ① 大気常時監視

県では、市役所敷地内と市毛小学校敷地内に一般環境大気測定局（一般局）を設置し、常時監視活動を行っています。

平成 24 年度の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（SPM）については環境基準が達成されていますが、光化学オキシダントが環境基準を超過した日が見られました。

表 平成 24 年度の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

測定場所	二酸化硫黄	二酸化窒素	オキシダント	浮遊粒子状物質
ひたちなか市役所	○	○	×	○
市毛小学校	—	○	—	○

#### ●個別の状況一

##### ■二酸化硫黄

大気中の硫黄酸化物は、硫黄分を含む石油、石炭などの化石燃料の燃焼により主に工場などから排出されます。その影響は、人体に対して呼吸器に悪影響を及ぼす原因となるほか、酸性雨の原因ともなります。

二酸化硫黄の年平均値は過去 10 年間あまり大きな変動はなく、低濃度で推移しています。

県内の大気汚染状況と測定局の配置状況を考慮し、平成 23 年度より市毛小学校は観測地点から除かれました。

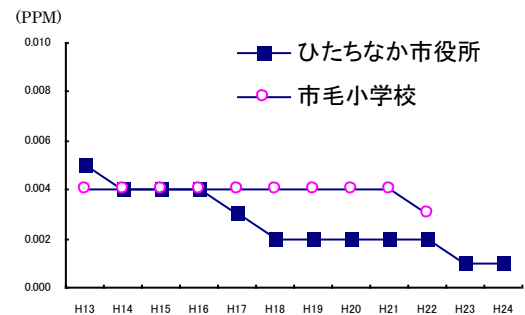


図 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

##### ■二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、燃焼の過程で燃料中の窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するもので、主な発生源は工場や自動車です。窒素酸化物の内、二酸化窒素は呼吸器への影響の他、酸性雨や光化学オキシダント発生の原因ともなっています。

二酸化窒素の年平均値は過去 10 年間あまり大きな変動はなく、低濃度で推移しています。

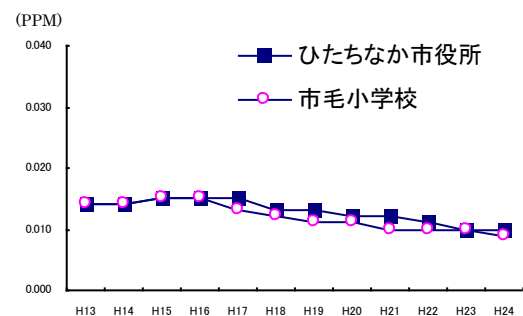


図 二酸化窒素の年平均値の経年変化

※PPM は、百万分の一を意味し、空気量に対する対象の割合を示します

■浮遊粒子状物質（SPM）

SPM は、大気中の浮遊粉塵のうち、粒径が10 $\mu$ m以下のものであり、事業活動や自動車の走行によるほか、土壌粒子の舞上がりなど様々な発生原因があり、肺や気管などに付着し呼吸器系に影響を及ぼす原因となっています。

SPM の年平均値は 0.016~0.032mg/m<sup>3</sup> の間で変動しています。

※1 $\mu$ m は百万分の一メートルを意味します。

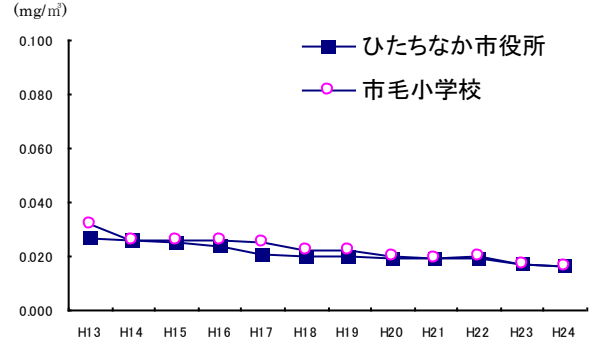


図 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

■光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等が紫外線の照射を受け、光化学反応を起こし生成する物質です。

環境基準については、昭和58年に県内の4局が年間を通して達成して以降、環境基準を超過することが年間数十日あります。市内では市役所において測定されており、環境基準を超えた日数は平成24年度において43日でした。

② 大気環境の監視・観測

本市では、県が設置している一般局2局のほか、市独自で簡易測定法による監視や自動車排出ガス環境濃度調査等を実施しています。

表 大気環境の監視・観測

項目	測定地点	測定頻度
大気常時監視	ひたちなか市役所 市毛小	通年（県実施）
硫黄酸化物及び窒素酸化物	ひたちなか市役所／青雲寮／勝田二中／田彦消防署／高野小／湊一小／阿字ヶ浦中／部田野公民館	通年
降下ばいじん	勝田二中／高野小／ひたちなか市役所／中根小／湊一小	通年
浮遊粒子状物質	勝田一中／勝田三中／勝田高校／高野小／湊一小／阿字ヶ浦中／部田野公民館／斉藤自工／東石川小／青雲寮／ひたちなか市役所／田彦消防署	隔月（6回/年）
自動車排出ガス	市毛交差点／田中後交差点	1回/年(2カ所)
雨水成分	ひたちなか市役所	通年
風向・風速	勝田三中	通年

③ 光化学スモッグ対策

茨城県は、「茨城県光化学スモッグ対策要綱」に基づき、被害の発生を未然に防ぐための対策を行っています。同要綱により、光化学スモッグの発生しやすい4月から10月まで光化学スモッグ緊急時連絡体制を整え、対策にあたっています。緊急時にはばい煙発生事業者に対して燃料使用量等の削減の他、報道機関を通じて自動車運行の自粛、緊急時の措置等について注意を呼びかけています。

本市においても、各学校、福祉施設等に注意報等の発令時の通報をするほか、防災無線等を通じて一般市民にも注意を呼びかけるなど光化学スモッグによる被害の未然防止に努めています。平成 24 年度の県内及びひたちなか地域の予報注意報の月別発令状況及び経年変化は下表に示すとおりです。

表 県内及びひたちなか地域の予報注意報の月別発令状況（平成 24 年度）

月		4	5	6	7	8	9	10	計
県内	予報	0	0	0	4	0	0	0	4
	注意報	0	0	0	3	0	0	0	3
ひたちなか 地域	予報	0	0	0	2	0	0	0	2
	注意報	0	0	0	1	0	0	0	1

表 県内及びひたちなか地域の予報注意報の年別発令状況

月		H19	H20	H21	H22	H23	H24	平均
県内	予報	22	6	7	24	10	4	12.2
	注意報	15	5	6	14	2	3	7.5
ひたちなか 地域	予報	4	2	3	6	2	2	3.2
	注意報	2	0	2	1	0	1	1

備考 予報発令日は注意報発令日を含む。

#### ④ 微小粒子状物質（PM2.5）対策

茨城県では、「茨城県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領」に基づき、被害の発生を未然に防ぐための対策を行っています。同要領により、県内の測定地点のうち 1 以上の測定地点において、注意喚起のための判断基準（PM2.5 濃度の日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  に相当するとされる当該日の午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えた場合、市内全域で、防災無線による注意喚起を行うこととしています。

#### (2) 工場・事業場対策の推進

法令・条例で規定する特定施設等を設置している工場・事業場に対し、立入調査を実施し、排出基準の遵守状況、特定施設や公害防止施設等の運転・管理状況を確認するとともに、施設の改善・維持管理について指導を行っています。平成 24 年度に行った調査は下記のとおりです。

表 立入調査実施状況

	大気汚染防止法
立入件数	7 (2)

※ ( ) 内はばい煙測定実施件数

## 4-2 水環境を保全します

公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置について、地域の実情に応じた整備・普及を図ります。また、公共用水域や地下水の監視・観測、工場・事業場排水の監視を実施するとともに、生活排水対策や産業排水対策、農業排水による汚濁負荷の低減などを推進し、公共用水域の水質維持・向上に努めます。

公共下水道については、平成 23 年度から平成 27 年度を目標年次とした「下水道整備実施 5 カ年計画（污水）」に基づき、計画的な管きよの整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。

### (1) 生活排水対策の推進

本市では生活排水対策のひとつとして昭和 46 年より公共下水道事業に着手し昭和 55 年から供用開始しています。本市の公共下水道事業は、全体計画面積 5,140ha、計画人口 166,100 人、計画汚水量 115,134 m<sup>3</sup>/日（日最大）とし、これらを単独公共下水道（1,776ha）と流域関連公共下水道（3,364ha）の 2 つの処理区に区分し整備を行っています。平成 24 年度の公共下水道普及率は 55.5% です。平成 3 年には農業集落排水処理施設が西中根地区において供用開始し、平成 16 年には東中根地区において供用開始しました。

さらに、公共下水道事業、農業集落排水事業のいずれの事業にも該当しない区域については、平成 4 年度から「生活雑排水の処理の適正化に関する要綱」を施行し、合併処理浄化槽等の普及を図るため、それらの施設の設置補助事業を行うとともに、公共用水域汚濁負荷削減指針及び公共用水域への放流の際の基準を明確化しました。平成 18 年度には要綱を「生活排水の処理の適正化に関する要綱」に改正し、上記の補助事業に該当しない区域の一部に対して市単独の補助事業を開始しました。平成 20 年度からは、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合に、単独処理浄化槽の撤去費の一部に対し補助を開始しています。

また、法令及び条例に基づくし尿処理施設（生活排水処理施設）の水質検査を実施し、監視・指導を行うなど生活排水による公共用水域の汚濁軽減を図っています。

なお、平成 24 年度末の生活排水対策事業全体の普及率は 80.1% です。

表 公共下水道普及率の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24
普及率	52.5%	53.3%	54.4%	54.7%	55.5%

※普及率＝処理人口／行政人口

表 合併処理浄化槽等補助基数

年度	H20	H21	H22	H23	H24
合併処理浄化槽設置 (国・県・市補助事業)	326	307	278	214	273
合併処理浄化槽設置 (市単独補助事業)	17	16	22	25	22
宅地内処理施設	30	38	39	23	42
単独処理浄化槽撤去 (県補助事業)	22	27	33	23	25

## (2) 工場・事業場排水対策の推進

### ●法律に基づく立入調査・指導

水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定事業場の排水基準遵守を監視するため、立入調査を実施し、施設の届出状況、排出水の自己監視及び排水処理施設の管理状況について確認をするとともに、法改正等の要旨説明や施設の適正な維持管理方法について指導を行っています。

また、同時に排出水の水質検査も実施しています。その結果、平成 24 年度に調査を実施した事業場のうち 1 事業場で基準超過があり、改善指導を行いました。

表 立入調査結果

区分	立入調査件数	水質検査実施件数	基準超過件数
法律の対象	47	19	1
条例の対象	0	0	0

### ●事業場排水検査

本市では、水質汚濁防止法等に基づく立入調査のほかに、公害の未然防止の観点から特定事業場等の協力を得て定期的に事業場の排水検査を実施しています。

平成 24 年度は 39 事業場について排水検査を実施しました。その内訳は、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される 33 事業場、ひたちなか市公害防止条例による汚水の排水基準が適用される 3 事業場並びに排水規制が適用されない 3 事業場となっています。

なお、排水基準値を超えた事業場に対しては排水処理施設の改善、維持管理の徹底等を指導し、放流水質の向上を図っています。

### ●ゴルフ場農薬水質調査

近年、ゴルフ場で使用される農薬については公共用水域の水質汚濁等が社会的問題となっており、環境省は平成 2 年 5 月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定し、排出水中の農薬濃度に関して指針値を設定することにより、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止に努めています。

なお、茨城県では「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」に基づき、ゴルフ場での農薬の安全かつ適正な使用を促し、被害防止に努めているところです。

現在、本市には 1 箇所のゴルフ場がありますが、通常は排水が場外へ出ない構造になっているため、場内の調整池での水質調査を平成 2 年度より実施しています。

## (3) 農業における汚濁負荷の低減

農業における農薬の適正な使用や施肥を指導するとともに、有機農法など「環境保全型農業」への転換を県と連帯して実施しました。



#### (4) 水質監視体制の充実

##### ① 河川，海域の水質の状況

###### ●河川

平成 24 年度に本市が定期的実施した市内 5 河川の水質測定結果では，環境基準で定める「人の健康の保護に関する環境基準」については，全調査地点において環境基準を達成していました。

また，「生活環境の保全に関する環境基準」について，河川における水質汚濁を判断する代表的な指標である BOD をはじめ，一部の項目について基準値を超過した河川がありました。これらは生活排水対策が遅れていることによるものと思われます。

###### ●海域

平成 24 年度に本市が定期的実施した海域 4 調査地点の水質測定結果では，「生活環境の保全に関する環境基準」については全ての地点で環境基準を達成しており，おおむね，良好な水質状況であるということが出来ます。

##### ② 地下水の状況

本市では，地下水汚染を発見するために地域をメッシュに分割し調査区域を選定して順次調査を実施する概況調査と過去の調査において環境基準超過が確認された地区の代表井戸を継続的に監視する継続監視調査を行っています。

平成 24 年度の概況調査では，佐和地内および東石川 2 丁目地内の 2 地点で測定を行いました，調査した全ての項目で環境基準の超過はみられませんでした。

また，継続監視調査は，平成 24 年度は 19 地点で調査を行っています。そのうち，テトラクロロエチレンが 7 地点で，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 3 地点で環境基準を超過していました。

なお，5 地点（※1）は 5 年連続環境基準を達成しており，さらに周辺調査の結果においても環境基準の超過がみられなかったことから，この 5 地点については平成 24 年度をもって継続監視調査を終了することとなりました。

表 継続監視調査結果—硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

地点	年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		
		H22	H23	H24
馬渡地内①（※1）		8.9	8.9	8.3
馬渡地内②		11.0	6.7	6.3
高野地内		24.0	27.0	12.0
磯崎町地内		8.3	11.0	12（※2）
佐和地内		8.0	13.0	8.1
津田地内		15.0	6.9	6.5
柳沢地内		—	13.0	11.0
環境基準値		10		

（※1）5 年連続環境基準達成地点

（※2）平成 24 年度より，採水地点変更

表 継続監視調査結果—トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン

地点	年度	トリクロロエチレン (mg/L)			テトラクロロエチレン (mg/L)		
		H22	H23	H24	H22	H23	H24
大平 4 丁目地内①		0.005	不検出	不検出	0.023	0.020	0.032
大成町地内 (※1)		不検出	不検出	不検出	0.001 3	0.0015	0.0013
勝倉地内		0.007	不検出	0.003	0.077	0.064	0.11
大平 1 丁目地内①		0.003	不検出	不検出	0.023	0.029	0.034
大平 1 丁目地内②		不検出	不検出	不検出	0.015	0.029	0.020
大平 3 丁目地内		不検出	不検出	不検出	不検出	0.0006	0.015
大平 4 丁目地内②		不検出	不検出	不検出	0.006 2	0.0067	0.0069
松戸町 3 丁目地内		—	—	—	0.019	0.061	0.12
長堀町 2 丁目地内		—	—	—	0.001 5	0.0006	0.012
三反田地内① (※1)		0.002	不検出	不検出	—	—	—
三反田地内② (※1)		不検出	不検出	不検出	—	—	—
金上地内 (※1)		不検出	不検出	不検出	—	—	—
環境基準値		0.03			0.01		

(※1) 5年連続環境基準達成地点

### 4-3 騒音・振動・悪臭防止環境を保全します

騒音や振動，悪臭などの発生源対策，監視・指導體制の充実・強化に努めます。また，法令に基づき発生源となり得る工場・事業場等の立入調査を実施し，規制基準の遵守，及び公害防止施設の適切な維持管理などについて確認するとともに，必要に応じ指導等を行います。



#### (1) 騒音・振動対策の推進

##### ① 騒音・振動の監視・観測

本市では，市内の環境騒音及び自動車騒音・振動について，測定調査を実施し実態把握に努めています。

##### ●環境騒音

市内 14 地点で環境騒音測定を実施しました。平成 24 年度の環境基準達成状況は下表に示すとおりです。14 地点のうち 12 地点において昼夜ともに環境基準を下回っています。

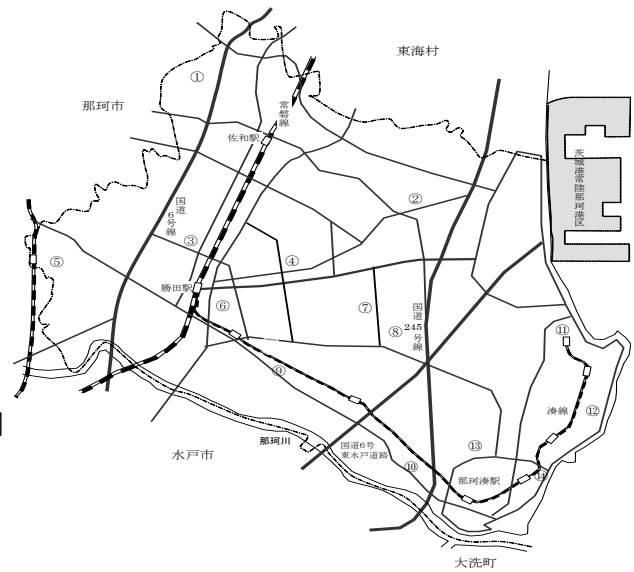


図 環境騒音調査地点位置図

表 環境騒音測定結果

単位：dB

測定地点	類型 区域	用途地域	測定日	騒音レベル	
				昼	夜
① 佐和地内	C	指定なし（市街化調整区域）	12/26～12/27	61	52
② 足崎地内	A	第1種低層住居専用地域	12/17～12/18	45	42
③ 西大島地内	A	第2種中高層住居専用地域	12/12～12/13	56	46
④ 中根地内	A	第1種低層住居専用地域	12/6～12/7	45	44
⑤ 津田地内	C	指定なし（市街化調整区域）	12/3～12/4	43	41
⑥ 勝田中央地内	C	商業地域	2/4～2/5	56	48
⑦ 中根地内	A	第1種低層住居専用地域	2/7～2/8	47	39
⑧ 馬渡地内	C	指定なし（市街化調整区域）	1/21～1/22	53	44
⑨ 金上地内	B	第2種住居地域	1/23～1/24	54	49
⑩ 柳が丘地内	C	指定なし（市街化調整区域）	1/9～1/10	51	42
⑪ 阿字ヶ浦町地内	B	第1種住居地域	12/11～12/12	42	40
⑫ 平磯町地内	A	第1種中高層住居専用地域	11/26～11/27	50	45
⑬ 北神敷台地内	A	第1種低層住居専用地域	1/28～1/29	45	39
⑭ 殿山2丁目地内	B	第1種住居地域	1/29～1/30	59	51

※備考 騒音レベルは、等価騒音レベル（LAeq）とし、          部分は環境基準値超過を示す。

- 1) 類型A区域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- 2) 類型B区域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- 3) 類型C区域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに用途地域の指定のない地域

●自動車交通騒音

本市は、平成13年4月1日から騒音規制法における政令市の指定を受けたことに伴い、幹線交通を担う道路における自動車騒音の状況を常時監視することとなりました。

平成18年度より、測定した自動車交通騒音を基に、幹線道路に面する地域に立地している住居等に対する環境基準を評価する「自動車交通騒音面的評価システム」を導入し、本格的な常時監視を開始しました。

平成24年度は右図に示す市内の主要な幹線道路4地点で自動車交通騒音測定を実施し、4路線に対する環境基準の評価を実施しました。平成24年度の調査結果は下表に示すとおりです。

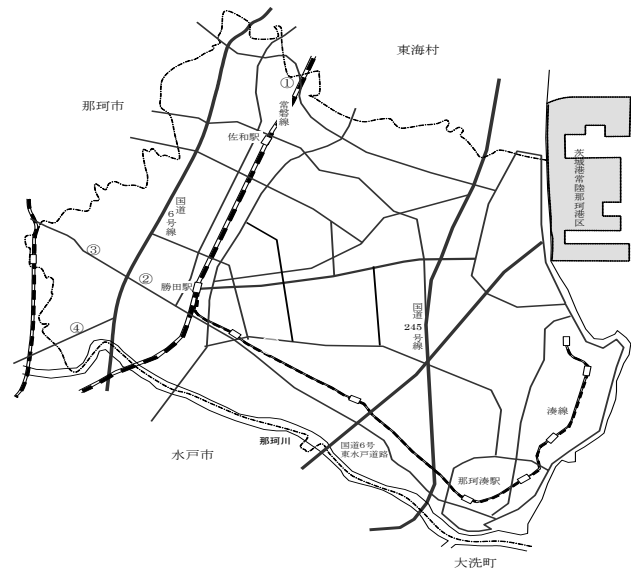


図 自動車交通騒音調査地点位置図

表 自動車交通騒音測定結果

単位：dB

測定地点	用途地域 車線数	類型 区域	測定値		環境基準達成住居割合（％）			
			昼	夜	昼夜とも	昼のみ	夜のみ	昼夜とも超過
① 県道瓜連馬渡線 佐和地内（H24.8）	調整 2車線	C	68	61	100	—	—	0
② 県道那珂湊那珂線 市毛地内（H24.8）	近商 2車線	C	65	61	99.6	—	0.4	0
③ 県道那珂湊那珂線 津田地内（H24.8）	調整 4車線	C	69	67	100	—	—	0
④ 県道市毛水戸線 枝川地内（H24.9）	調整 2車線	C	68	62	100	—	—	0

注1. 測定値は、対象道路境界での等価騒音レベル（LAeq）とする。

注2. 環境基準の評価については、個別の住居等が影響を受ける騒音であり、測定値に基づき環境基準達成状況を算出する。

注3. 工業専用地域については、環境基準は適用されない。

●自動車振動

市内における道路周辺の生活環境実態調査のひとつとして道路交通振動を把握するため、自動車振動測定を主要な幹線道路 4 地点で実施しました。

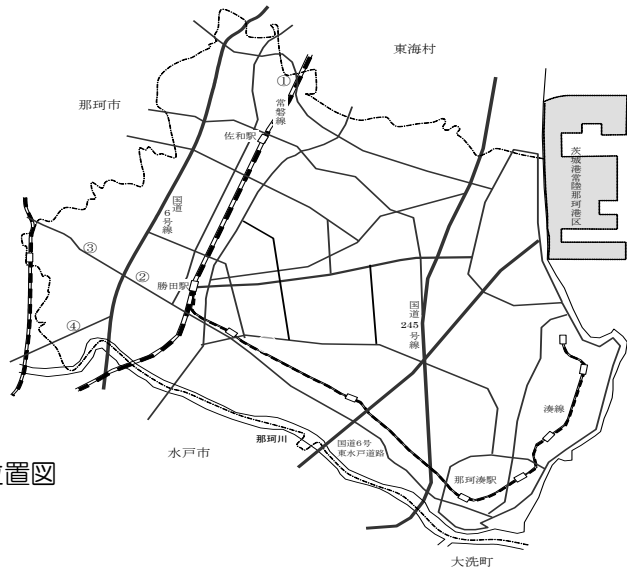


図 自動車交通振動調査地点位置図

表 自動車交通振動測定結果

単位：dB

測定地点 (測定年月)	用途地域 及び車線数	区域 区分	時間 区分	測定値	要請限度	
					基準値	評価
① 県道瓜連馬渡線 佐和地内 (H24.8)	調整 2車線	第2種	昼	43	70	○
			夜	32	65	○
② 県道那珂湊那珂線 市毛地内 (H24.8)	近商 2車線	第2種	昼	43	70	○
			夜	35	65	○
③ 県道那珂湊那珂線 津田地内 (H24.8)	調整 4車線	第2種	昼	37	70	○
			夜	34	65	○
④ 県道市毛水戸線 枝川地内 (H24.9)	調整 2車線	第2種	昼	44	70	○
			夜	37	65	○

注 1. 測定値は、L10 (80%レンジの上端値) とする。

注 2. 工業専用地域については、基準値は適用されない。

注 3. 要請限度とは、指定地域内における自動車振動の限度

② 法律に基づく指導、立入調査

本市では、騒音規制法、振動規制法等の法令に基づき工場等の監視を行うとともに、各法令に基づく届出の徹底や基準値の遵守、防止対策の指導を行っています。

また、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及びひたちなか市公害防止条例に基づき事業所や工事現場への立入調査を行っています。事業所の施設や届出状況の確認などをするとともに、適宜騒音・振動レベルの測定を実施し、基準値を超過した事業所に対しては指導を行っています。

(2) 悪臭防止対策の推進

本市では悪臭に関し、苦情の発生等により適宜、工場・事業所などへの指導を行っています。

悪臭防止法では、規制する地域を指定し、悪臭物質ごとの濃度規制と複合臭に対応するための人間

の嗅覚を用いた臭気指数による規制があります。本市においては、昭和 50 年 10 月、旧勝田市の市街化区域が規制地域に指定されており、悪臭物質ごとの濃度規制を受けています。平成 15 年 4 月からは旧那珂湊市の市街化区域も規制地域に追加指定されています。

茨城県では、茨城県生活環境の保全等に関する条例により、悪臭を発生する豚舎、鶏舎等の 6 施設を悪臭に係る特定施設に定め、これらを設置する者に対し届出を義務づけ、施設管理基準を設定しています。また、市公害防止条例で悪臭に係る届出施設を定め、届出を義務づけるとともに施設管理基準を設定しています。

●悪臭発生源の状況

平成 24 年度の悪臭に係る苦情件数は、昨年度より 6 件増加し 32 件でした。本市では、ここ数年は事業所等よりも一般家庭での日常生活を原因とした苦情の割合が高い傾向にあります。

表 悪臭の発生源別苦情件数の推移

業 種	年 度				
	H20	H21	H22	H23	H24
農業	3	4	0	2	1
建設業	1	2	1	1	2
製造業	3	5	2	3	5
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	0
卸売・小売業・飲食店	3	4	0	2	3
サービス業	1	3	0	2	3
家庭生活	4	10	5	8	11
不明	5	5	3	7	4
その他	0	0	0	0	3
合 計	20	33	11	26	32

#### 4-4 土壌・地盤環境を保全します

有害物質の蓄積を未然に防止するとともに、土壌の監視・観測を行い、土壌環境を保全します。

また、工場立地や開発行為などに際し、地下水の過剰な汲み上げの防止、透水性舗装や雨水浸透槽の設置などを事業者働きかけ、雨水の地下浸透を促進し、地盤沈下を未然に防止します。

##### (1) 土壌汚染対策の推進

###### ① 法律に基づく指導

工場・事業場等に対し、土壌汚染対策法及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の啓発に努めるとともに、土壌汚染防止の指導を行っています。

また、市内において 5,000 m<sup>2</sup>未満の土地の埋立て等を行う事業者に対して、ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく土質検査等の指導を行っています。

###### ② 農薬等の適正使用に関する指導

農用地やゴルフ場で使用される農薬による土壌汚染を防止するため農薬の適正な使用について指導を行うとともに、農作物等以外に使用される除草剤や殺虫剤などの使用にあたっては農薬に準じ適正に使用するように啓発に努めています。

##### (2) 地盤沈下防止対策の推進

###### ① 地下水の過剰汲み上げの防止

茨城県では、地下水の保全と地盤沈下の防止を図るため、揚水機設置者に対し条例による規制を行っています。茨城県生活環境の保全等に関する条例により地盤沈下に係る特定施設として、揚水機の吐出口の断面積が 19 cm<sup>2</sup>以上のものに対し届出を義務づけ、地下水の効率的・合理的利用を促しています。

また、本市では、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下等を防止するため、ひたちなか市公害防止条例により、工場等に対し工業用水道または上水道の使用に努めることを規定しています。

## 4-5 有害化学物質等から健康を守ります

化学物質は、その利便性から私たちの日常生活や事業活動に幅広く利用されています。

これら化学物質の中には、自然的には分解しにくいばかりか、生物の体内に蓄積されやすく、人の健康や自然の生態系に大きな影響を与える心配があります。また、現在は原則、製造・使用が禁止されているアスベスト（石綿）は科学的に安定で変形しにくいいため、建築材料をはじめ、様々な製品に使用されてきました。一方、その繊維はきわめて細かく、軽いため飛散しやすく、人が吸入すると肺がんや悪性中皮種などの原因となることから、アスベストによる人への健康被害が大きな社会問題となりました。

化学物質の中には、人体への影響が解明されていないものがありますが、環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）、ダイオキシン類などの有害化学物質やアスベストについて市民や事業者への的確な情報提供を行うとともに、その使用・管理・処分の適正化を図り、市民の健康を守ります。

### (1) 有害化学物質等に関する情報収集・提供

#### ① 有害化学物質等に関する情報収集・提供

市では、有機塩素系溶剤やダイオキシン類、環境ホルモンといった有害化学物質に対する国や県の動向に迅速に対応し、情報の収集や提供に努めています。

#### ② 有害化学物質の監視・測定

法に基づいた県の計画及び市条例に基づいて定期的に監視・測定を実施しています。

### (2) 有害化学物質等の適正な管理・使用・処分

市が使用する除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用を徹底します。学校や公共施設で使用する建材や食器類は、JIS・JAS規格に適合するものを使用しています。また、農薬や化学物質の適正な管理・使用・処分について指導をしています。

### (3) ダイオキシン類の発生抑制

#### ① ダイオキシン類に関する情報収集及び提供

国・県から情報を収集し提供に努めています。

#### ② 公共用水域や土壌などでのダイオキシン類の監視・測定

茨城県は県内全域を対象にダイオキシン類の環境における実態を継続的に把握し、また、環境基準の適合状況を把握するため、大気、土壌及び水質等の環境調査を実施しています。

本市における平成24年度の調査結果は、下表に示すとおりであり、各項目ともすべての地点で環境基準値を下回っていました。

表 大気に係るダイオキシン類調査結果

調査地点	検出濃度 (pg - TEQ/m <sup>3</sup> )				年間平均値
	春期	夏期	秋期	冬期	
ひたちなか市役所	-	0.0260	-	0.012	0.019
県平均	0.030 (最小値 0.0084, 最大値 0.064)				
環境基準	0.6				



表 公共用水域に係るダイオキシン類調査結果

河川・海域名	地点名	検出濃度 (pg - TEQ/ℓ)
		水質 (年間平均値)
新川	大江橋	0.14
中丸川	柳沢橋	0.20
県平均		0.39 (最小値 0.047, 最大値 1.9)
環境基準		1

表 公共用水域の底質に係るダイオキシン類調査結果

河川・海域名	地点名	検出濃度 (pg - TEQ/ℓ)
		水質 (年間平均値)
新川	大江橋	1.2
中丸川	柳沢橋	0.84
県平均		6.5 (最小値 0.19, 最大値 76)
環境基準		150

表 地下水に係るダイオキシン類調査結果

調査地点	検出濃度 (pg - TEQ/ℓ)
東石川 2 丁目	0.025
県平均	0.022 (最小値 0.017, 最大値 0.046)
環境基準	1

表 土壌に係るダイオキシン類調査結果

調査地点	検出濃度 (pg - TEQ/g)
東大島 3 丁目	6.3
県平均	4.4 (最小値 0.033, 最大値 36)
環境基準	1,000

備考 全国平均値は一般環境把握調査及び発生源周辺状況把握調査の結果を合わせたものです。

③ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却の規制

簡易焼却炉の使用及び野外焼却の規制については、ホームページや市報などで周知を図っています。

#### 4-6 公害防止・環境管理体制を整備します

快適で安全な生活環境の確保と市民の健康を守るため、環境関係法令・条例の厳正な運用、必要に応じた公害防止協定の締結・進行管理や事業者への指導・啓発などにより、公害を未然に防止します。市役所では一事業者として、「ひたちなか市エコオフィス計画」の推進により継続的な環境改善を図ります。

また、市内の中小企業等に対しては、商工会議所等と連携し研修や情報の提供などの公害防止、環境保全の取組を支援する体制を整備するとともに、環境マネジメントシステムの構築を促進します。

##### (1) 公害防止・環境管理体制の充実

###### ① 公害苦情の状況

平成24年度における公害苦情の新規受理件数は79件であり、その内訳は下表に示すとおりです。公害の種類別にみると悪臭が32件と最も多く、次いで騒音・振動の20件、大気汚染の13件となっています。発生源別に見ると、家庭生活が14件、建設業が17件となっています。近年の公害苦情の特色として、家庭生活が発生源となる生活型公害苦情が増えています。

表 公害苦情発生源別受理件数

発生源	種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
農業					1		1	1	3
林業									
漁業									
鉱業									
建設業		9			6		2		17
製造業		1	1		2		5	1	10
電気・ガス・熱供給・水道業									
運輸・通信業		1	1		2		1		5
卸売・小売業・飲食店			1		2		3	1	7
サービス業		1	2		4		3	1	11
公務									
家庭生活			1		1		11	1	14
事務所									
道路					1				
空地									
公園									
神社・寺院等							1		1
その他			1		1		1	1	4
不明		1	1				4		6
合計		13	8	0	20	0	32	6	79

公害苦情処理内容は下表のとおりです。

防止対策を講じた件数は 50 件あり、防止対策の内容としては、作業方法・使用方法の改善が 30 件でした。また、平成 24 年度内に解決できたものは 79 件で、次年度への繰り越しはありませんでした。

表 公害苦情処理内容別件数（平成 24 年度）

防止対策		種類	大気	水質	土壌	騒音	地盤	悪臭	他	計
			汚染	汚濁	汚染	振動	沈下			
講じた防止対策	事務所の移転									
	機械・施設の移転	1								1
	機械・施設の改善							1		1
	故障の修理・復旧					2				2
	作業方法・使用方法の改善	9				10		8	3	30
	営業・操業等時間の変更・短縮					2				2
	営業・操業停止・行為の中止							5		5
	原因物質の撤去・回収							2		2
	被害者の建物等への防止対策	1								1
	その他の防止対策			1		2		2	1	6
	小計	11	1	0	16	0	18	4	50	
その他	話合等により解決	1	1		2		1		5	
	その他		4		1		5	1	11	
	不明	1	2		1		8	1	13	
翌年度へ繰り越し件数										0
合計		13	8	0	20	0	32	6	79	

## ② 公害防止協定の締結状況

本市では、公害関係法令を補完し、地域の地理的、社会的状況に応じた公害防止対策を適切に行うこととするため、公害防止協定を締結しています。

ISO14001 認証取得などの環境マネジメントシステムを導入している事業所等を除き、製造業、廃棄物処理業、大規模な修理・整備業などを中心に締結を働きかけています。

平成 24 年度末での有効な協定数は 34 件（34 企業）となっています。

## ③ 公害防止協定に基づく事業所への立入調査

公害防止協定締結事業所に対し、協定に基づく立入調査を適宜実施しています。平成 24 年度は 4 事業所について、施設の稼働状況、公害防止施設の管理状況等の確認・指導を行いました。

## (2) 中小企業への支援体制の整備

### ① 環境保全施設資金融資制度

茨城県では、中小事業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合に必要な資金について、融資のあっ旋及び利子補給を行っています。

また、本市では、本制度による融資を受けた市内の中小企業に対し、県の利子補給の対象にならない融資利子について補給しています。平成24年度は、市内の1事業所が融資を受けましたが、県の全額利子補給となったため、市の利子補給金の交付はありませんでした。

表 環境保全施設資金融資制度

対象者	県内に工場等を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者
融資対象事業	①環境保全施設……大気汚染・水質汚濁・騒音振動・悪臭防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物資の適正管理施設の設置や改善 ②低公害車の導入…ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車 ③地球温暖化対策…省エネルギー・新エネルギー施設の設置や改善
融資限度額	①融資対象となる事業費の80%以内 ②一つの貸付事業につき2,500万円を限度 ただし、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は5,000万円。
融資利率	県商工労働部政策誘導資金貸付利率と同率 融資期間 利率（カッコ内は保証付きの場合） 5年超～7年以内 2.5（2.0）% 3年超～5年以内 2.4（1.9）% 3年以内 2.3（1.8）%
償還方法	元金均等償還（1年以内の据置可）
利子補給	①汚水処理施設（※） 高度処理（窒素又はりん除去）施設：全額利子補給 高度処理以外の汚水処理施設：全額利子補給（霞ヶ浦流域） ：0.9%（霞ヶ浦流域以外） ②家畜排せつ物の負荷削減対策施設：全額利子補給（霞ヶ浦流域） ③ダイオキシン類対策施設：0.6% ④省エネルギー・新エネルギー施設：全額利子補給（エコ事業所登録事業者） ：0.9%（上記以外）

#### 4-7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の監視を継続します

福島第一原子力発電所の事故に伴い放射性物質が施設外部に放出され拡散したことにより、空間放射線量が平常時より高い値を示すなど、市民生活に不安を与えている状況にあります。

このため、小中学校や幼稚園、保育所、公園等の子どもが集まる施設における空間放射線量の測定を継続するとともに、これらの施設を除染実施計画に位置付け除染対策等を実施します。

また、本市域は、周辺に数多くの原子力施設が立地する地域であることから、原子力施設周辺の環境保全を図るとともに、住民の安全と健康を確保するため、茨城県東海地区環境放射線監視委員会に参画し、国、県、原子力事業者が実施する監視・測定結果の評価・検討を行います。

##### (1) 福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射能の対策の推進

###### ① 空間放射線量等の情報提供

小中学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭、公園等の空間放射線量の測定結果をはじめ、水道水や農作物等の検査結果について、随時、市ホームページに公表しています。

###### ② 放射線測定器の貸出

平成 23 年 12 月から放射線測定器の貸出を行い、平成 24 年度は 285 件の貸出を行っています。

###### ③ 農作物及び食品等の放射性物質の検査

平成 23 年 11 月から農作物及び食品等の放射性物質の検査を行い、平成 24 年度は 1,418 件の検査を行っています。

###### ④ 除染実施計画に基づく対策

除染実施計画に基づき、小中学校、幼稚園、公園等の除染を実施し、空間放射線量の低減化を図り面的な除染は終了しました。また、学校等で局所的に基準値を超えている箇所については、引き続き必要な対応を実施していきます。

平成 24 年度に除染対策を行った施設は、次のとおりです。

勝倉幼稚園、勝倉小、三反田小、堀口小、那珂湊第一小、那珂湊第三小、阿字ヶ浦小、那珂湊中、平磯中、阿字ヶ浦中、旧那珂湊第二高、那珂湊運動公園

なお、計画上、対象施設としていた那珂湊第一幼、那珂湊第三幼、通学路 7 箇所については、放射線量が低減したため除染作業は実施しておりません。

##### (2) 茨城県東海地区環境放射線監視委員会への参画

茨城県東海地区環境放射線監視委員会に参画し、国、県、原子力事業者が監視計画に基づき分担して実施する原子力施設周辺の環境放射線量や排水などの監視・測定結果について、評価・検討を行っています。

## 5. パートナーシップ

### 5-1 環境情報の収集・提供体制を整備します

環境に関する一般的な情報から地域的な情報までの収集や蓄積を図るとともに、誰もが利用できる情報として整理し提供に努めます。また、シンポジウムや研修などの情報発信イベントを開催し、積極的に情報提供に努めます。

#### (1) 環境情報収集提供体制の整備

##### ① 環境報告書の作成及び公表

市の環境の現状及び環境基本計画で定めた施策の実施状況等を取りまとめた「ひたちなか市の環境に関する報告書」を毎年作成しています。

報告書は市民の皆さんにも見ていただけるよう、図書館、公民館や市公式ホームページにおいて公表しています。

##### ② 市ホームページに環境情報を掲載

市公式ホームページにおいて、公害防止関係法令や環境に関する計画、時宜にあった環境情報の提供に努めています。

##### ③ 「環境月間」にちなんだ環境意識の普及啓発活動の実施

市報平成 24 年 5 月 25 日号において地球温暖化対策に関する記事を掲載し、6 月には家庭における生活排水対策や温暖化防止対策などの取組を紹介し、環境意識の普及啓発活動に努めました。

#### (2) 環境情報発信イベント等の開催・支援

##### ① 環境シンポジウムの開催

市では、日頃の環境学習成果や環境保全活動を発表する機会として、環境シンポジウムを毎年開催しています。平成 24 年度はひたちなか市の環境を良くする会との共催で、1 月 26 日にワークプラザ勝田にて開催しました。地域を知ることから環境について考えようと、市内の小中学校 4 校の児童・生徒がこれまでの学習成果を発表しました。また、事業者の環境保全活動についても発表しました。

表 これまでの環境シンポジウムの内容

期 日	発表学校名	その他発表者名	講演・講評等	参加者数
H13.2.2	東石川小, 中根小	茨城大学名誉教授鈴木昌友 市環境保全課	環境コンサルタント 青木滋氏	90 名
H14.2.2	前渡小, 阿字ヶ浦中, 平磯中	国営常陸海浜公園 工事事務所	環境コンサルタント 田山宏二氏	100 名
H15.1.24	枝川小, 阿字ヶ浦中	国営常陸海浜公園 工事事務所	県環境アドバイザー 小菅次男氏	80 名
H15.1.31	平磯小, 勝田第 1 中	日立ハイテクノロジーズ(那珂工場)	電力中央研究所参事 新田義孝氏	125 名

H16.1.23	三反田小, 田彦小, 勝田第3中	エコメイトいばらき 日立製作所水戸事業所	【講評】茨城大学名誉教授 鈴木昌友氏	120名
H17.1.19	那珂湊第1小, 長堀小, 堀口小	エコカレッジひたちなか コロナ電気	【講評】茨城大学名誉教授 鈴木昌友氏	150名
H18.1.17	市毛小, 中根小, 那珂湊第2小	田彦中学区環境部会 日立工機	【講評】茨城大学名誉教授 鈴木昌友氏	200名
H19.1.17	勝倉小, 佐野小, 外野小	二中学区地域の輪をつくる会 日立製作所オートモティブシステムグループ	【講評】茨城大学名誉教授 鈴木昌友氏	130名
H20.2.8	東石川小, 高野小, 平磯小, 阿字ヶ浦中学校	佐野の和を推進する会 北越製紙関東工場	【講評】茨城大学名誉教授 鈴木昌友氏	237名
H21.2.26	阿字ヶ浦小, 前渡小,	ワンネス・エコ・ひたちなか 勝田環境	【講評】茨城大学准教授 原口弥生氏	162名
H22.1.30	東石川小, 阿字ヶ浦中	地球大好きエコクラブ エコカレッジひたちなか いばらきコープ生活協同組合	【講評】茨城大学准教授 原口弥生氏	162名
H23.1.29	津田小, 佐野小, 阿字ヶ浦中	東中根自治会 小松製作所茨城工場	【パネルディスカッション】茨城大学准教授 原口弥生氏	198名
H24.1.21	勝倉小, 外野小, 阿字ヶ浦中	ひたちなか・市民企画工房 生活クラブ生協ひたちなか支部 シナリー櫻季	【パネルディスカッション】茨城大学准教授 原口弥生氏	193名
H25.1.26	前渡小, 那珂湊第3小, 磯崎小, 阿字ヶ浦中	日立製作所水戸事業所 ひたちなか市の環境を良くする会	【パネルディスカッション】茨城大学准教授 原口弥生氏	208名

② 協働事業者が主催するイベントへ協力・支援

ひたちなか市の環境を良くする会が主催する情報発信イベント「環境四季時計」（環境まつり）へ協力・支援しました。



秋祭りの様子



春祭りの様子

## 5-2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります

すべての市民が環境保全活動を行う意欲を増進するため、環境の保全に理解を深める手段として、あらゆる機会を通じ環境教育・環境学習を推進する必要があります。このため、本市の自然的社会的条件を踏まえた環境教育の推進方針「ひたちなか市環境学習推進計画」を運用するとともに、地域や職場でのリーダーや啓発者となる人材の育成に努めます。

### (1) 環境教育・環境学習の推進・支援

#### ① 環境学習推進等に関する計画の策定

市民、民間団体、事業者、市などの各主体が、家庭、地域、学校、職場などで環境教育・学習及び環境保全活動を推進する上での方向性を示し、施策を明らかにするとともに、環境教育・学習を実施する際の手引きとなる「ひたちなか市環境学習推進計画」を平成 20 年 3 月に策定しました。

この計画の一施策として、平成 19 年度に小学 4～6 年生向け、平成 20 年度に小学 1～3 年生向け、平成 21 年度に中学生向けの環境学習副読本を作成し、それぞれ活用されています。

#### ② 学校における環境教育・環境学習の充実

環境教育に関する学習では、社会科の授業の中で 3・4 年生がごみ問題、5 年生が公害問題、中学校では地球温暖化や砂漠化現象について学習しています。また、6 年生の理科の授業の中で環境保全のための具体的な工夫、中学校では身近な自然の環境調査について学習しています。

さらには、総合的な学習の時間においても環境に関する学習を学年テーマとして掲げて取り組んでいる学校もあります。

#### ③ 環境保全啓発ポスターコンクールの実施

小・中学生の環境への関心及び環境保全についての理解と認識を深めることを目的に、平成 24 年度よりひたちなか市の環境を良くする会と共催で実施しました。自然環境保全、ゴミ問題、地球温暖化防止の 3 つの部門に 108 点の応募があり、各部門で最優秀賞 1 点と優秀賞 3 点を選考し、環境シンポジウムで表彰を行いました。最優秀賞は次のとおりです。

[自然環境保全]



[ごみ問題]



[地球温暖化防止]



#### ④ 環境講座等の開催

環境講座、ふれあい講座や市民大学講座を実施し、市民の環境に関する意識の啓発と環境基本計画についての理解の向上に努めました。

平成 24 年度は、ひたちなか市の環境を良くする会と協働で環境講座を 1 回開催しました。その他、市主催のふれあい講座を開催し、多くの市民が参加されました。



表 環境講座

開催日	講座内容	参加者数
8.28	『フードマイレージから地球環境を考える』 ～私の食が世界・地球をつくる～ ひたちなか市の環境を良くする会 武田裕子 氏	17名

表 ふれあい講座

開催日	講座内容	参加者数
4.15	ごみの減量化とリサイクル	90名
4.22	ごみの減量化とリサイクル	45名
5.19	ごみの減量化とリサイクル	35名
5.20	ごみの減量化とリサイクル	35名
5.25	ごみの減量化とリサイクル	25名
6.30	ごみの減量化とリサイクル	51名
7.27	ごみの減量化とリサイクル	70名
8.21	環境対策	19名
12.8	ごみの減量化とリサイクル	80名
2.14	ごみの減量化とリサイクル	8名

## (2) 環境教育を推進する人材の育成

県で開催するエコカレッジ等の各種講習・研修のPRに努め、環境に関する知識や技術を有する専門家を講師として登録して、市民等が行う各種講習・研修に活用する体制の整備を進めます。

### 5-3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します

現在の環境問題は、いろいろな原因が複雑に関係し合っ引き起こされており、解決していくためには、市民、事業者、市（行政）が連携し、それぞれの役割を適切に分担して協力する緊密なパートナーシップを図り環境保全活動を推進していきます。

また、各主体が連携するひたちなか市の環境を良くする会に多くの参加を募り、積極的に取組を推進します。

#### (1) 環境保全活動をパートナーシップにより推進

##### ① ひたちなか市の環境を良くする会の活動

市民、事業者、民間団体及び市が互いに協力し、市環境基本計画を具体的に進め、より多くの市民や事業者が、身近な自然や環境を大切にする心を育むとともに、環境保全行動の定着を促進し、同計画で掲げる環境像「暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市」を実現することを目的とした「ひたちなか市の環境を良くする会」を平成 20 年 3 月 22 日に立ち上げました。

平成 24 年度には、ごみ問題・温暖化防止・自然環境のテーマに沿った取組を企画し活動しました。



総会の様子

##### ② コミュニティ、自治会等における自主的な美化・緑化活動の支援

市民憲章推進協議会をはじめ、コミュニティや自治会を中心とした組織・団体の地域における自主的な美化や緑化活動を支援しています。

#### (2) 広域連携による取組の推進

##### ① 広域連携による大洗県立自然公園の清掃活動

本市の海岸は、地域を代表する優れた自然の風景地として大洗県立自然公園に指定されています。県及び所在 5 市町村により大洗県立自然公園保護管理協議会を設置し、広域的な美化イベントの開催などに取り組んでいます。

##### ② 県央地域首長懇話会による取組の推進

水戸市を中心とする 9 市町村で構成する県央地域首長懇話会が 2 回開催され、環境問題への対応として、ノーマーカーデー、ライトダウンなどの実施について協議が行われ、ノーマーカーデーを 2 回（6 月、2 月）、ライトダウンを 2 回（6 月、7 月）実施しました。

## 第3章 リーディングプロジェクトの実施状況

第2次環境基本計画では、「目指す環境像」を実現するための5つの環境目標の達成に向けて先導的役割を果たし、速やかで着実な推進が求められる以下に示す施策を重点施策（リーディングプロジェクト）として定め取り組んでいます。

現在の進捗状況を以下に整理します。

リーディングプロジェクト	実施状況 【関連頁】	主な担当課
①地域制緑地保全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●樹林地や水辺地等の良好な自然環境を維持し、緑豊かな潤いのある快適な都市環境の創出と良好な都市景観の形成を図るため自然環境の保護に努めています。【P3～6】</li> <li>●地域制緑地に対する保全意識の啓発活動を行っています。【P3～6】</li> </ul>	環境保全課 公園緑地課
②環境保全型農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エコファーマーの認定促進や優良農地の指定拡大を進めています。【P7, 8】</li> <li>●市環境保全型農業推進方針を基に、地域における実践的な取組を進め、生産から消費までの総合的改善を図りながら、環境保全型農業の構築を目指しています。【P7】</li> </ul>	農政課
③きれいなまちづくり推進事業 (まちをきれいにする条例普及啓発事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか市まちをきれいにする条例を平成18年3月30日に制定,同年7月1日より施行しました。【P21】</li> <li>●ふん害の削減に向け、看板の設置や街頭でのチラシ配布等の啓発キャンペーンを行っています。【P21】</li> </ul>	環境保全課 廃棄物対策課
④ごみ減量化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会や子供会等による資源回収事業や廃食用油回収事業や牛乳パック回収事業を全市的に展開するとともに、助成を行っています。【P24～25】</li> <li>●市内の家庭における生ごみ処理容器の購入費の助成を行っています。【P25】</li> </ul>	廃棄物対策課
⑤ひたちなか市バイオマス利活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市に適したバイオマス利活用システムの構築や普及啓発に取り組み、事業の進捗状況・効果の検証を実施していきます。</li> </ul>	環境保全課
⑥剪定枝再資源化モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか市造園事業協同組合と協力して、公共施設から発生するせん定枝を対象に、せん定枝再資源化試験事業を推進しています。</li> </ul>	環境保全課

⑦エコドライブ普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 20 年 6 月より, 毎週第 3 週を取組強化週間と定め, 年間を通じてエコ通勤に努めています【P30】</li> <li>●公用車の更新にあたり, 低公害車を導入しています。【P30】</li> </ul>	環境保全課 管財課
⑧生活排水対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街化区域では公共下水道の整備を進めています。【P35】</li> <li>●市街化調整区域（農業集落）では, 農業集落排水を整備しています。【P8, 35】</li> <li>●上記以外の場所では合併処理浄化槽の設置を促進するとともに, 設置費の助成を行っています。【P35】</li> </ul>	下水道課 農政課 環境保全課
⑨「ひたちなか市第 2 次エコオフィス計画」策定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 15 年 3 月に「ひたちなか市エコオフィス計画」を策定し, 温暖化対策推進員を中心に全職員が温室効果ガスの排出抑制, 環境保全に率先して取り組んでいます。【P23, 28】</li> <li>●この計画に基づく取組状況及び環境負荷の状況は, 毎年度とりまとめ, 第 5 章において公表しています。【P59~】</li> </ul>	環境保全課
⑩環境学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃の環境学習成果を発表する機会として, 環境シンポジウムを毎年開催しています。【P50, 51】</li> <li>●環境講座やふれあい講座を開催し, 市民の環境意識の啓発と環境基本計画の理解向上に努めています。【P52, 53】</li> <li>●総合学習の時間などを利用し, 学校における環境教育の充実に努めています。【P52】</li> </ul>	環境保全課 教・指導室

## 第4章 環境指標と達成状況

施策の進捗状況を把握するため、環境目標別に環境指標を設定し、現在の進捗状況を以下に整理します。

**環境目標 1 身近な自然を守り、育みながら、「ひたちなか」らしさのある豊かな自然を次代へ継承します。**

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
風致地区の指定面積を拡大します。 「地域制緑地保全計画」により風致地区に指定された面積の割合	69.8%	69.8%	69.8%	69.8※1 (25年度)
現況値の評価 及び 今後の進め方	全体計画に対する達成率は、約7割となっており、残る計画地区は市街化区域内または市街化区域に近接しており、平地林が多いことから、現在の土地利用状況等を調査し、地域制緑地保全計画（H10～H25）の見直しを進めるとともに、指定可能な地区の絞り込みを行いながら、風致地区の拡大に努めます。			

※1 目標値（69.8%）については、「地域制緑地保全計画」の計画期間が平成10年度から平成25年度のため、平成25年度までの実績値としています。

**環境目標 2 恵まれた環境資源を生かし、ゆとりと潤いのある都市環境をつくります。**

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
まちをきれいにする条例の普及と適切な運用を図ります。	引き続き普及と適切な運用を図ります。			
現況値の評価 及び 今後の進め方	清潔な美しいまちづくりを目指し18年7月に施行しました。 引き続き、7月に駅前においてポイ捨て禁止の呼びかけで携帯灰皿やティッシュの配布、11月に公園等周辺において犬のふん害防止の呼びかけでふん処理袋等の配布を行いながら、条例の啓発普及と適切な運用を図っていきます。			

**環境目標 3 地球にやさしく、環境負荷の少ない持続可能な循環型の地域社会をつくります。**

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
市の事務・事業から排出される温室効果ガスを平成14年度レベルに比して、平成24年度には6%以上削減します。（「ひたちなか市エコオフィス計画」より）	10.7% 削減	19.1% 削減	22.9% 削減	6%以上※2 削減 (24年度)
現況値の評価 及び 今後の進め方	大幅な削減になっていますが、23年度は福島第1原発事故に伴う全国的な節電の結果と、24年度は節電の継続と消防の広域化に伴い、電気・燃料の使用がなくなったことによるものです。今後は、第2次エコオフィス計画に掲げた22年度比1.3%削減に、より一層の節電とエコドライブ等によるガソリン使用量の削減を図っていきます。			

※2 「ひたちなか市エコオフィス計画」の計画最終年度が平成24年度であるため、計画最終年度の目標値とします。

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
1人あたりのごみ排出量を抑制します。(資源物を除く)	944g /日・人	990g /日・人	945g /日・人	827g /日・人
現況値の評価 及び 今後の進め方	1人あたりのごみ排出量については、目標値827gに対して現況値945gと目標に達していません。資源物を除いたごみ量は、ここ数年一定量で推移しており、今後はごみの減量化及び分別の徹底について繰り返し喚起し、3Rへの意識の高揚を図ります。また、各施策を展開してごみの減量化を目指します。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
資源の回収率を向上します。	16.0%	16.4%	17.0%	24.7%
現況値の評価 及び 今後の進め方	資源回収率については、目標値24.7%に対して現況値17.0%と目標に達していません。今後は、資源物である「その他の紙類・プラスチック容器」など、分別収集の割合が低く可燃ごみに混入されることが多いため、分別の周知徹底を図ります。また、溶融スラグ（焼却灰を溶かした物）の再資源化を推進します。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を増やします。	0件	0件	0件	公共施設の新・改築時等に導入を進めます。
現況値の評価 及び 今後の進め方	17年度に佐野小、21年度に那珂湊第二小の増改築に伴い、太陽光発電システムを導入してきましたが、近年は施設の増改築がありませんでした。今後も、施設の新・改築に合わせて導入を進めていきます。また、復興計画に基づき避難所にも太陽光発電システムの導入を進めていきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
コミュニティバスの利用者数を増やします。	14.5万人	14.4万人	15.3万人	16万人
現況値の評価 及び 今後の進め方	24年度の現況値は過去最高の利用者数となりました。24年12月に大幅な路線及びダイヤの見直しを実施し、その後の利用者は前年度並みで推移していることから、25年度末に一部修正を実施予定しています。今後も利用状況等を分析・検証しながら、より利用しやすい路線、ダイヤの見直しを実施していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
ひたちなか海浜鉄道湊線の利用者数を増やします。	78.6万人	67.4万人	78.8万人	80万人
現況値の評価 及び 今後の進め方	23年度に東日本大震災の影響で利用者数が落ち込んだものの、24年度は第三セクターに移行して以来最高の乗車人員を記録しました。26年10月供用開始を目途に、田中町付近の国道245号高架橋下に新駅設置を予定していることから、今後更なる乗車人員の増加が見込まれます。			

環境目標 4 暮らしや産業活動と環境との調和がとれた、健康で快適な毎日が過ごせる地域社会をつくりまします。

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
大気汚染に係る環境基準の維持達成を目指します。				
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	100%	100%	100%	100%
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	100%	100%	100%	100%
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	0%	0%	0%	100%
一酸化炭素 (CO)	100%	100%	100%	100%
浮遊粒子状物質 (SPM)	100%	100%	100%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	光化学オキシダントが環境基準を超過した日があり、今後も大気汚染の原因と考えられる特定事業場に対して、立入検査及びばい煙測定を実施し指導していきます。また、自動車排出ガスの環境への影響も調査していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
水質汚濁に係る環境基準の維持達成を目指します。(市内公共水域における環境基準適合率※3)	84.0%	93.6%	83.0%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	一部の河川及び海域において環境基準を超えた項目があり、水質汚濁の原因と考えられる特定事業場に対し、立入検査及び排水検査を実施し指導していきます。また、単独処理浄化槽等の使用者に対し、合併処理浄化槽への転換及び維持管理等について啓発していきます。			

※3 環境基準適合率＝環境基準値を達成した検体数／全検体数。一方、環境基準値達成・未達の年間評価は平均値等で評価を行います(物質ごとに評価方法は異なります)。そのため、環境基準を超過した検体(測定月)があっても、環境基準を達成している地点もあります。

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
生活排水処理率の向上を目指します	77.5%	78.6%	80.1%	80.3%※4 (26年度)
現況値の評価 及び 今後の進め方	合併処理浄化槽は少しずつ普及してきていますが、公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、今後も生活排水処理施設を設置する者に対し補助金を交付していきます。			

※4 「地域再生計画」の計画最終年度が平成26年度であるため、計画最終年度の目標値とします。

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
騒音に係る環境基準の維持達成を目指します	57.1%	64.3%	85.7%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	一部の地域で騒音が環境基準を超えていますが、大幅に超過していないため生活環境への影響は小さいと考えられます。今後も市内の環境騒音を把握するため調査していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
振動に係る要請限度の維持達成を目指します	100%	100%	100%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	道路交通振動で要請限度を超えた地点はありませんが、今後も幹線交通を担う道路で自動車交通状況を把握するため調査していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準の維持達成を目指します	100%	100%	100%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	ダイオキシン類について、各項目ともすべての地点で環境基準を下回っていますが、今後も環境基準の適合状況を把握するため調査していきます。			

環境目標 5 環境保全活動を協働して進めるまちをつくりまします。

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
市ホームページの環境に関する情報へのアクセス件数を増やします。	5,537件	—	4,559件	8,000件
現況値の評価 及び 今後の進め方	23年度は市ホームページリニューアルの関係で集計できておりませんが、数値は減少しています。情報デジタル化の今、ホームページを有効に活用し、より新しい情報を提供していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
市とひたちなか市の環境を良くする会が共催で実施する環境講座等の参加者数を増やします。	286人	246人	225人	500人
現況値の評価 及び 今後の進め方	参加者数が減少していますが、講座の開催回数の変動によるものです。その中でも、環境シンポジウムの参加者は増加している状況です。今後は、市民にとって興味深くタイムリーなテーマを選定し、より多く参加いただくように講座を開催していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 27年度
	22年度	23年度	24年度	
ひたちなか市の環境を良くする会の参加者数を増やします。	個人 38 家族 13 団体 13 事業所 10 計 74 会員	個人 40 家族 5 団体 11 事業所 10 計 66 会員	個人 43 家族 5 団体 10 事業所 10 計 68 会員	個人 50 家族 15 団体 15 事業所 15 計 95 会員
現況値の評価 及び 今後の進め方	設立して5年を迎え停滞気味となっております。市民の環境問題への意識高揚を図り、一緒に問題解決に向けた活動ができる会にしていきます。			



# 第5章 ひたちなか市エコオフィス計画について

## 1. 計画の概要

### 1-1 計画の基本的事項

#### (1) 計画の背景と目的

市役所は、行政機関として各種環境施策の推進や市民・事業者への指導などを行うとともに、率先して環境保全に努める地域のリーダー的な役割を担っています。また一方では、OA機器の使用、文書の作成、公用車の利用、公共工事の実施、物品の購入など、日常業務において大量の資源やエネルギーを消費し大量の廃棄物を排出するなど、事業者・消費者として、その事務・事業活動に伴い相当量の環境負荷を与えています。

市役所は、こうした事業者・消費者としての立場を踏まえ、率先して環境保全の取組を進めることにより自ら与える環境負荷を軽減するとともに、市民・事業者の模範となり、地域と一体となって環境保全に取り組んでいく必要があります。

そこで、本計画は、平成13年3月に策定した「ひたちなか市温暖化防止実行計画」を踏まえ、温暖化防止対策に限らず、環境保全全般について市役所が率先して取り組んでいくためのアクションプランとして策定するものです。

#### (2) 計画の対象期間

計画の期間は、平成15(2003)年度を初年度とし、短期目標の達成期間を平成19(2007)年度までの5カ年とし、中期的目標の達成期間を平成24(2012)年度の10カ年とします。ただし、この間の実績や技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとします。

なお、達成目標の設定にあたっては、平成14年度実績を基準とします。

また、この計画の計画期間が平成24年度に終了したことから、第2次エコオフィス計画を平成25年6月に策定を行い、平成25(2013)年度から施行しています。

#### (3) 計画の対象範囲

計画の対象とする活動範囲は、市が実施する事務・事業全般とし、庁舎における活動のみならず、下水浄化センター、市立小中学校など、出先施設における活動も全て含みます。

#### (4) 計画の位置づけ及び役割

この計画には、以下の2つの位置づけ、役割があります。

##### ① 環境基本計画に基づく行政の行動計画

市役所が地域の一事業者・消費者としての立場から、率先して環境保全に取り組むものです。

##### ② 地球温暖化対策推進法に基づく「温暖化対策実行計画」

法において自治体に策定が義務づけられた計画です。市役所の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための取組及び目標を定めています。

## 1-2 取組内容

計画では、温室効果ガスの排出抑制に資する取組を含め、日常の事務・事業活動などに際しての様々な環境への配慮について具体的な取組を定めています。取組の体系を以下に示します。

地域の一事業者・消費者として、市役所で行う事務・事業活動において  
環境保全に率先して取り組みます

### 1 電気の有効利用及び電気使用量の削減

- ① 電気を有効に利用します。
- ② 省エネルギー施設・設備の導入を推進します。

### 2 燃料の有効利用及び燃料使用量の削減

- ① 効率的に公用車を利用し、環境に配慮して運転します。
- ② 燃料使用施設・設備を適切に使用・管理します。

### 3 水資源の有効利用及び水使用量の削減

- ① 節水型機器を購入・使用します。
- ② 日常の節水行動を励行します。
- ③ 公共施設・設備などにおける水利用の合理化を図ります。

### 4 環境に配慮した紙製品の購入・使用／紙資源の有効利用及び紙使用量の削減

- ① 環境に配慮した紙製品を購入・使用します。
- ② 紙資源を無駄なく有効に使用します。

### 5 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

- ① 紙類ごみの発生を抑制し、リサイクルを推進します。
- ② 生ごみ等の発生を抑制し、リサイクルを推進します。
- ③ 分別回収及び資源回収を徹底します。
- ④ 公共事業に伴う建設副産物等の発生を抑制し、リサイクルを推進します。

### 6 グリーン購入の推進

- ① 環境に配慮した製品等を購入・使用します。
- ② 簡易包装製品や環境に配慮した容器包装製品を購入・使用します。

### 7 職員の環境意識啓発

- ① 環境情報を提供し、職員の環境意識の高揚を図ります。
- ② 積極的に環境保全活動へ参加します。

### 1-3 計画の目標

#### (1) 温室効果ガス総排出量の削減目標【中期的目標（～平成24年度）】

本計画における温室効果ガス総排出量の削減目標は、以下に示すとおりです。

**市役所の事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガス総排出量（※）を  
平成14年度に対して6%以上削減します。**

※）市役所独自分を対象とします。市民等関与分（事業系施設における燃料、電気の使用／下水浄化センターにおける下水処理）は除きます。

#### (2) 取組に関する目標【中期的目標（～平成24年度）】

温室効果ガスの削減に直接的・間接的に関与するものとして目標（ア）～（キ）を定め、これらの項目について重点的に取り組みます。

表 取組に関する目標

取組項目	目標
1 電気の有効利用及び 電気使用量の削減	（ア）電気使用量を6%削減します。注1）
2 燃料の有効利用及び 燃料使用量の削減	（イ）ガソリン使用量を10%削減します。
	（ウ）ガソリン以外の燃料使用量を6%削減します。注1）
	（エ）低公害な車を50台導入します。注2）
3 水資源の有効利用及び 水使用量の削減	（オ）水使用量を10%削減します。注1）
4 環境に配慮した紙製品の 購入・使用／ 紙資源の有効利用及び 紙使用量の削減	（カ）用紙類（コピー用紙）購入量を5%削減します。
	（キ）コピー用紙、トイレットペーパーの再生紙購入割合を100%にします。

注1）市役所独自分を対象とします。

注2）低公害な車とは、低公害車（ハイブリット自動車等）及び国土交通省認定の低排出ガス認定車とします。

## 1-4 目標の達成状況

### (1) 温室効果ガス総排出量に関する目標

基準年（平成 14 年度）比 6%以上削減（市役所独自分）という中期的目標に対し、平成 24 年度実績は 22.9%削減と大幅に達成しました。

### (2) 取組に関する目標

- ① 電気使用量（市役所独自分）は、基準年比 6%削減の目標に対し、11.2%削減し目標を達成できました。
- ② ガソリン使用量は基準年比 10%削減の目標に対し、22.7%削減と目標達成できました。
- ③ ガソリン以外の燃料使用量（市役所独自分）は、軽油で 46.2%の削減となり、その他も 12～53%削減と大幅に達成しています。
- ④ 低公害な公用車の導入については、50 台の目標に対し 101 台と大幅に達成しています。
- ⑤ 水使用量（市役所独自分）は基準年比 10%削減の目標に対し、7.6%削減と目標達成できませんでした。
- ⑥ コピー用紙やトイレットペーパーの再生紙購入割合は、ほぼ 100%目標を達成しています。しかし、コピー用紙購入量は 5%削減の目標に対し 29.0%と大幅に増加し、目標を達成できませんでした。

表 中期的目標の達成状況

取 組		中期的目標値 (～H24 年度)	H24 年度実績 (H14 年度比)	達成 状況
温室効果ガス総排出量の削減		6%削減 <sup>(※)</sup>	22.9% 削減	◎
取組に関する目標	電気使用量の削減	6%削減 <sup>(※)</sup>	11.2% 削減	○
	ガソリン使用量の削減	10%削減	22.7% 削減	◎
	ガソリン以外の燃料使用量削減	6%削減 <sup>(※)</sup>	軽油 : 46.2% 削減 ◎ 灯油 : 12.0% 削減 ◎ A重油 : 53.1% 削減 ◎ LPG : 39.1% 削減 ◎	
	低公害な公用車の導入	50 台導入	101 台保有	◎
	水使用量の削減	10%削減 <sup>(※)</sup>	7.6% 削減	△
	コピー用紙購入量の削減	5%削減	29.0% 増加	×
	用紙類の再生紙購入割合	100%	コピー用紙 : 99.9% ○ トイレットペーパー : 100.0% ○	

(※)「市役所独自分」を対象とする。

達成状況

◎：目標を大幅に達成 ○：(概ね) 目標を達成 △：わずかに達成できず ×：全く達成できず

## 2. 温室効果ガスの排出状況

### 2-1 温室効果ガスの総排出量

平成24年度の市役所の事務事業活動から排出される温室効果ガスの総排出量は約9,920 t-CO<sub>2</sub>でした。そのうち、98.7%を二酸化炭素が占めています。

総排出量及び内訳を下表及び下図に示します。

なお、以降に掲載する表及びグラフに関し、小数点以下を四捨五入したことにより、合計数値が合わない場合があります。

表 温室効果ガスの総排出量及び排出源別の内訳（平成24年度）

温室効果ガスを排出する活動			活動別内訳		温室効果ガス別内訳		総排出量 (Kg-CO <sub>2</sub> )
			排出量 (Kg-CO <sub>2</sub> )	総排出量に 占める割合	排出量 (Kg-CO <sub>2</sub> )	総排出量に 占める割合	
二酸化炭素	燃料の使用	ガソリン	289,150	2.9%	9,796,279	98.7%	9,920,367
		軽油	67,745	0.7%			
		灯油	671,220	6.8%			
		A重油	1,738,247	17.5%			
		LPG	267,191	2.7%			
	電気の使用	6,762,726	68.2%				
	廃プラスチックの焼却	0	0.0%				
メタン	公用車の走行	626	0.0%	109,597	1.1%		
	一般廃棄物の焼却(准連続炉)	0	0.0%				
	下水の処理	108,970	1.1%				
一酸化二窒素	公用車の走行	10,942	0.0%	10,942	0.1%		
	一般廃棄物の焼却(准連続炉)	0	0.0%				
HFC	カーエアコンの使用	3,549	0.0%	3,549	0.0%		

※表中の「0.0%」は0.1%未満であることを示します。

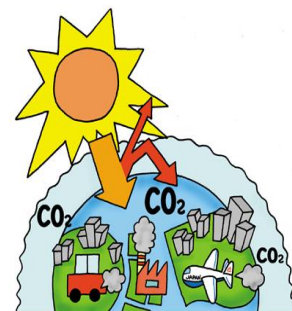
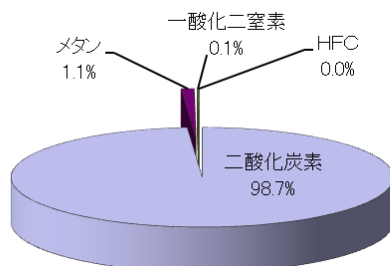


図 温室効果ガス総排出量の種類別の内訳（平成24年度）

## 2-2 「市役所独自分」と「市民等関与分」

温室効果ガス総排出量の削減対象となる活動には、概ね市役所独自で削減に取り組むことが可能なもの（「市役所独自分」と、例えば衛生センターなど、市民や事業者の活動等が大きく関与し、市民、事業者、市役所が協力して取り組まなければならないもの（「市民等関与分」）があります。

表 温室効果ガスの「市役所独自分」と「市民等関与分」

分類	温室効果ガス	温室効果ガスを排出する活動
市役所独自分	二酸化炭素	－ 事業系施設※以外における燃料の使用 － 事業系施設※以外における電気の使用
	メタン	－ 公用車の走行
	一酸化二窒素	－ 公用車の走行
	HFC	－ カーエアコンの使用
市民等関与分	二酸化炭素	－ 事業系施設※における燃料の使用 － 事業系施設※における電気の使用 － 廃プラスチックの焼却
	メタン	－ 一般廃棄物の焼却（准連続炉） － 下水の処理
	一酸化二窒素	－ 一般廃棄物の焼却（准連続炉）

※事業系施設 本計画の中では、事業系施設として以下の施設を対象としています。

- 廃棄物対策課 : 衛生センター（勝田，那珂湊），資源リサイクルセンター
- 農政課 : 農業集落排水処理施設（西中根，東中根）
- 商工振興課 : 市営駐車場
- 観光振興課 : 公衆トイレ
- 道路管理課 : 街灯
- 住宅課 : 市営住宅・市営アパート（7）
- 公園緑地課 : 公園
- 下水道課 : 下水浄化センター
- 水道部 : 浄水場，配水場，ポンプ場 等

市営駐車場や公衆トイレ，街灯等における電気の使用に伴う温室効果ガスの排出は，市役所だけでなく，市民や事業者と協力しながら取り組まなければ削減が難しいものです。また，衛生センター，下水浄化センター等における電気や燃料の使用に伴う排出についても同様です。

平成 24 年度の市役所独自分は，総排出量の 9.1%でした。残り 90.9%は，市民や事業者と協力しながら削減に向けて取り組んでいくもの（市民等関与分）となっています。

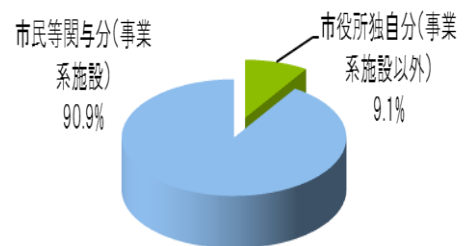


図 「市役所独自分」と「市民等関与分」  
(H24 年度)

「市役所独自分」と「市民等関与分」の内訳の経年変化を下図及び下表に示します。

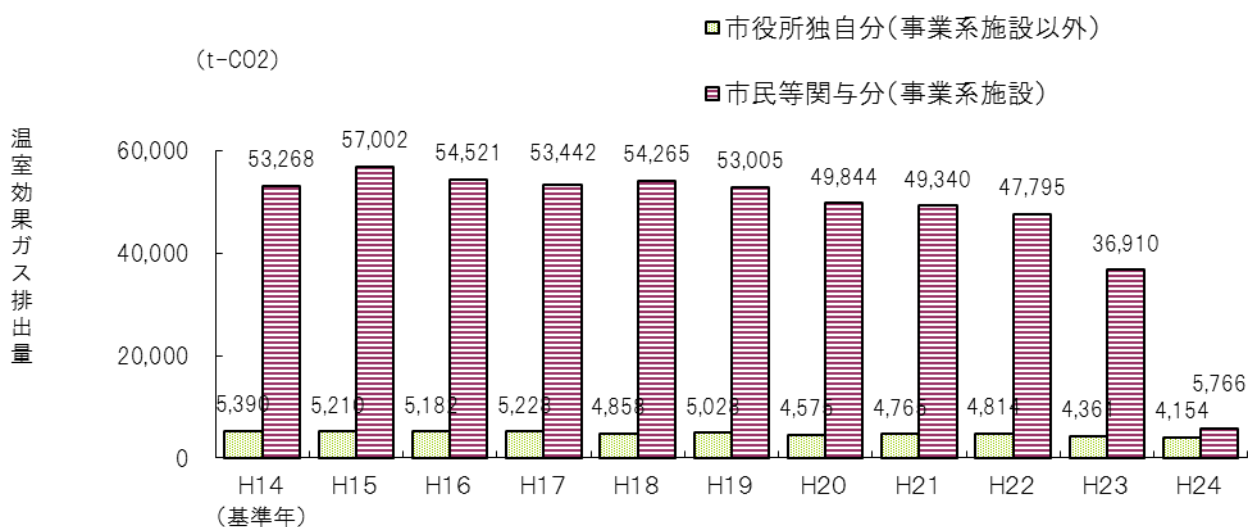


図 市役所独自分と市民等関与分の経年変化

表 「市役所独自分」と「市民等関与分」の排出量の経年変化

分類	温室効果ガス	温室効果ガスを排出する活動	温室効果ガス排出量(Kg-CO <sub>2</sub> )											
			H14 (基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
市役所独自分	二酸化炭素	燃料の使用 (事業系施設以外)	ガソリン	371,412	364,365	377,818	341,385	376,188	344,021	339,161	350,600	342,695	366,754	284,694
			軽油	125,696	114,206	109,800	89,412	77,920	100,941	80,084	91,721	125,825	99,697	67,589
			灯油	756,266	692,699	682,765	735,086	599,765	680,572	640,597	672,602	621,323	665,185	665,301
			A重油	993,017	875,292	837,371	875,813	707,899	784,835	534,929	560,870	591,368	512,727	465,889
			LPG	436,540	337,879	329,735	331,799	317,933	316,541	301,615	289,993	280,475	256,300	265,638
		電気の使用 (事業系施設以外)	2,690,451	2,808,780	2,827,011	2,837,958	2,761,189	2,783,737	2,660,433	2,781,124	2,835,426	2,444,140	2,390,004	
	メタン	公用車の走行	838	847	842	785	819	784	779	812	724	708	626	
	一酸化二窒素	公用車の走行	13,530	13,560	13,397	12,837	13,273	12,946	12,907	13,376	11,718	11,710	10,942	
	HFC	カーエアコンの使用	1,931	1,931	3,140	3,413	3,393	3,627	4,368	3,393	4,115	4,037	3,549	
	<b>市役所独自分(事業系施設以外) (基準年比)</b>			<b>5,389,681</b>	<b>5,209,558</b>	<b>5,181,879</b>	<b>5,228,487</b>	<b>4,858,378</b>	<b>5,028,004</b>	<b>4,574,874</b>	<b>4,764,551</b>	<b>4,813,669</b>	<b>4,361,257</b>	<b>4,154,232</b>
			(-)	(0.967)	(0.961)	(0.97)	(0.901)	(0.933)	(0.849)	(0.884)	(0.893)	(0.809)	(0.771)	
市民等関与分	二酸化炭素	燃料の使用 (事業系施設)	ガソリン	2,511	1,250	2,687	3,099	4,056	3,488	3,577	4,017	3,927	4,315	4,456
			軽油	5,362	106	14,169	79	38,174	248	201	53	0	0	156
			灯油	19,997,604	25,967,742	24,284,318	23,553,991	25,261,192	23,594,025	21,104,143	21,837,412	20,303,701	11,450,763	5,919
			A重油	1,494,698	1,467,247	1,417,390	1,416,054	1,441,757	1,432,429	1,449,753	1,425,115	1,353,754	1,251,192	1,272,358
			LPG	2,717	2,308	1,925	2,227	1,077	1,967	1,642	1,407	1,682	1,465	1,553
		電気の使用 (事業系施設)	13,503,799	11,408,120	11,533,701	11,171,237	10,183,343	11,201,867	10,513,522	9,917,343	10,215,157	7,612,386	4,372,722	
		廃プラスチックの焼却	17,418,963	17,308,812	16,454,085	16,483,880	16,517,588	15,974,355	15,974,355	15,381,464	15,151,530	15,792,274	0	
	メタン	一般廃棄物の焼却 (準連続処理)	10,939	10,870	10,333	10,352	10,373	10,032	10,032	9,659	9,515	9,917	0	
		下水の処理	86,765	90,491	99,106	96,289	101,563	103,499	103,499	105,629	107,852	112,938	108,970	
	一酸化二窒素	一般廃棄物の焼却 (準連続処理)	744,600	744,600	703,355	704,629	706,070	682,848	682,848	657,504	647,676	678,065	0	
<b>市民等関与分(事業系施設) (基準年比)</b>			<b>53,267,958</b>	<b>57,001,545</b>	<b>54,521,068</b>	<b>53,441,837</b>	<b>54,265,194</b>	<b>53,004,758</b>	<b>49,843,571</b>	<b>49,339,603</b>	<b>47,794,794</b>	<b>36,910,316</b>	<b>5,766,134</b>	
			(-)	(1.07)	(1.024)	(1.003)	(1.019)	(0.995)	(0.936)	(0.897)	(0.693)	(0.108)		
<b>市役所全体 (基準年比)</b>			<b>58,667,639</b>	<b>62,211,103</b>	<b>59,702,948</b>	<b>58,670,325</b>	<b>59,123,572</b>	<b>58,032,762</b>	<b>54,418,445</b>	<b>54,104,154</b>	<b>52,608,463</b>	<b>41,271,573</b>	<b>9,920,366</b>	
			(-)	(1.061)	(1.018)	(1)	(1.008)	(0.989)	(0.928)	(0.922)	(0.897)	(0.704)	(0.169)	

## 2-3 排出源別の内訳

### (1) 市役所独自分

【中期的目標】市役所の事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガス総排出量（市役所独自分）を平成14年度に対して6%以上削減します。

市役所独自分は、電気の使用に伴う排出が約6割を占めています。

その他、ガソリンや軽油、灯油、A重油、LPGなどの燃料の使用に伴う排出があります。

平成24年度は基準年（平成14年度）から比べ、ガソリンが大幅に削減され、電気や各種燃料においてもそれぞれ削減されたため、全体で22.9%削減され、計画の中期的目標を達成しています。

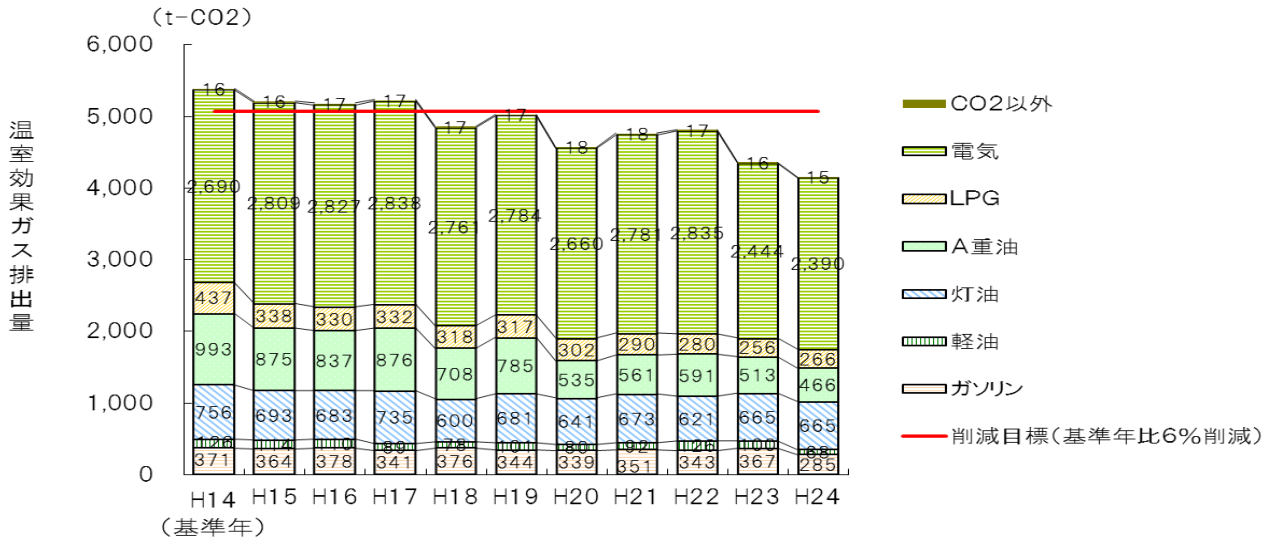


図 「市役所独自分」の内訳の経年変化

### (2) 市民等関与分

市民等関与分は、98%をCO<sub>2</sub>が占めており、内訳としては約8割が電気使用に伴う排出に因ります。灯油は平成15年度から清掃センターのダイオキシン対策として大量に使用されていましたが、ひたちなか・東海クリーンセンターの運転開始に伴い大幅に減少しました。

平成24年度は平成14年度に対して全体で約90%削減されています。これは、勝田・那珂湊清掃センターの廃止により、一般廃棄物及び廃プラスチックの焼却に伴う排出がなくなったためです。

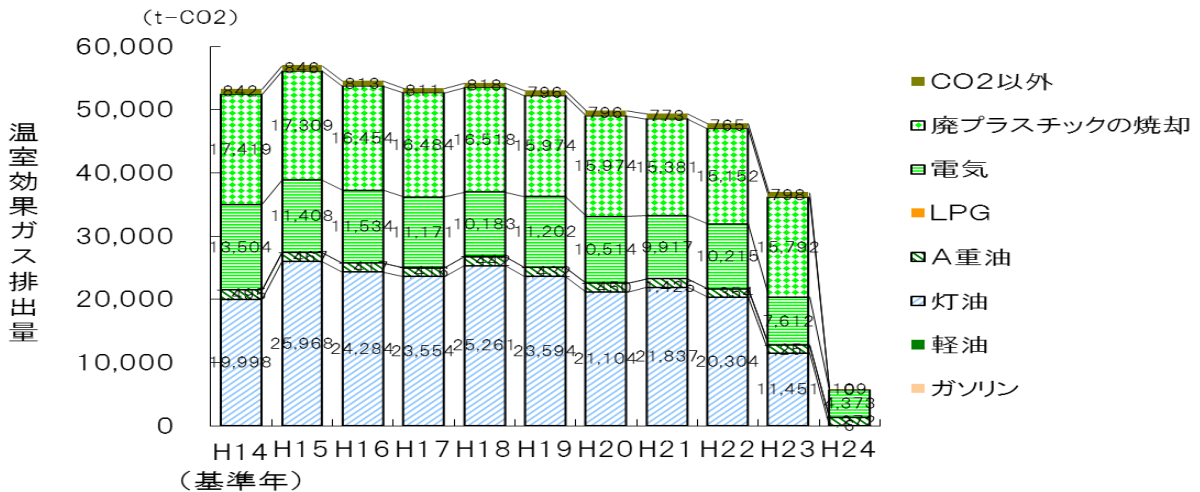


図 「市民等関与分」の内訳の経年変化



### 3. 主な環境負荷等の状況

#### 3-1 燃料の使用

##### (1) ガソリン

【中期的目標】 ガソリン使用量を平成14年度に対して10%削減します。

ガソリンはその9割以上が公用車の燃料として使用されています。

平成24年度は、平成14年度に対して約23%削減されました。

これまで一度も基準年比10%削減という中期的目標を達成できていませんでしたが、平成24年度に初めて目標を達成しました。しかし、これは消防が広域化されたため、公用車の台数が減ったことが要因と考えられます。今後は、環境負荷の少ない自動車の運転（エコドライブ）や更新時の低公害な自動車の優先導入を継続します。

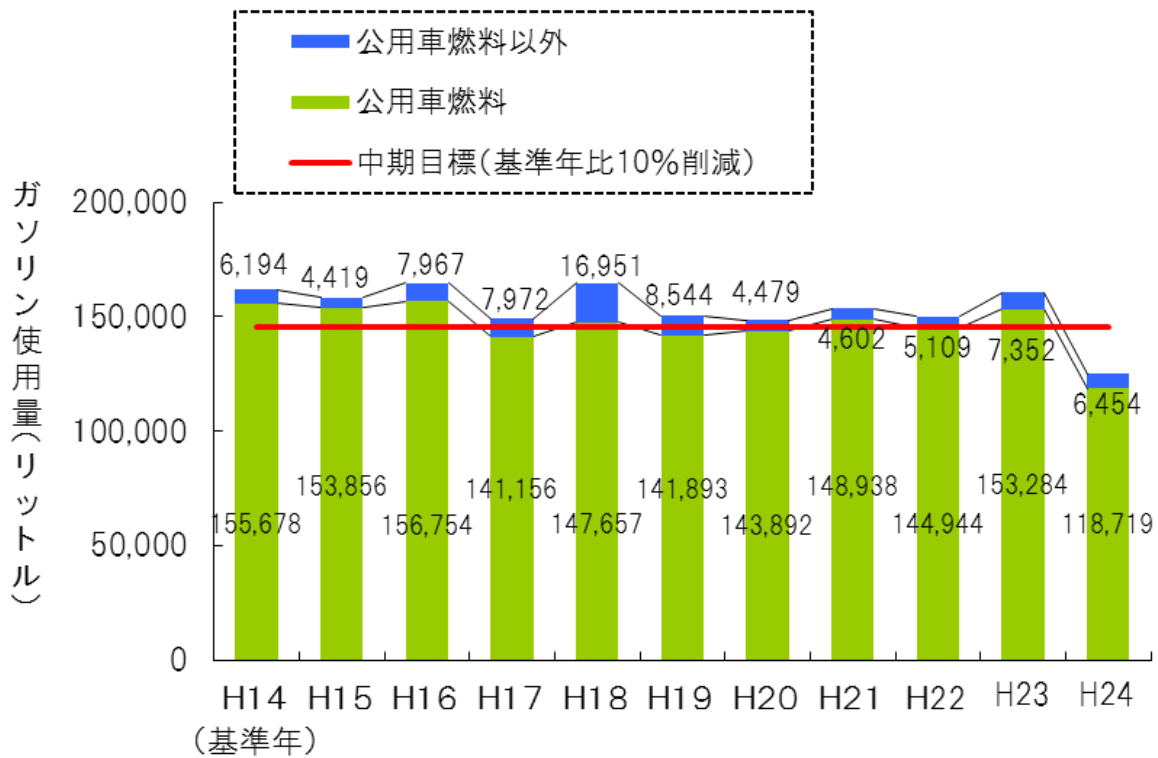


図 ガソリン使用量の経年変化

表 ガソリン使用量及び公用車台数

項目	単位	H14 (基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公用車燃料	リットル	155,678	153,856	156,754	141,156	147,657	141,893	143,892	148,938	144,944	153,284	118,719
公用車燃料以外	リットル	6,194	4,419	7,967	7,972	16,951	8,544	4,479	4,602	5,109	7,352	6,454
ガソリン使用量計 (基準年比)	リットル	161,872 (—)	158,275 (0.978)	164,721 (1.018)	149,127 (0.921)	164,608 (1.017)	150,437 (0.929)	148,371 (0.917)	153,540 (0.949)	150,053 (0.927)	160,636 (0.992)	125,173 (0.773)
【参考】公用車台数	台	234	233	233	227	227	234	235	234	228	226	209

## (2) 軽油

【中期的目標】 ガソリン以外の燃料使用量※を平成 14 年度に対して 6%削減します。

※市役所独自のみ

軽油は約 98%が公用車の燃料として使用されています。軽油を使用する公用車は、工事用車両、バスなどの特殊用途車が主となっています。

平成 14 年度以降、軽油使用量はほぼ毎年中期的目標を達成しており、平成 24 年度は平成 14 年度に対して約 46.2%，22,010ℓ削減されました。

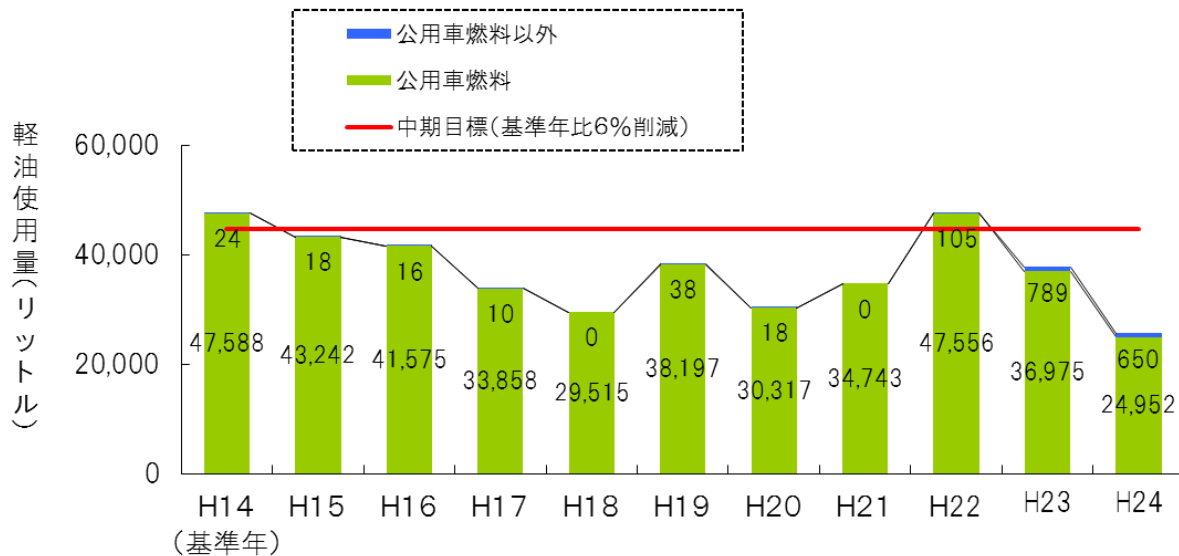


図 軽油使用量の経年変化

表 軽油使用量及び公用車台数

項目	単位	H14 (基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公用車燃料	ℓ	47,588	43,242	41,575	33,858	29,515	38,197	30,317	34,743	47,556	36,975	24,952
公用車燃料以外	ℓ	24	18	16	10	0	38	18	0	105	789	650
軽油使用量計(市役所独自) (基準年比)	ℓ	47,612 (—)	43,260 (0.909)	41,591 (0.874)	33,868 (0.711)	29,515 (0.62)	38,235 (0.803)	30,335 (0.637)	34,743 (0.73)	47,661 (1.001)	37,764 (0.793)	25,602 (0.538)
公用車台数	台	72	74	69	71	71	69	70	72	74	70	20

### (3) 灯油

【中期的目標】 ガソリン以外の燃料使用量※を平成 14 年度に対して 6%削減します。

※市役所独自のみ

灯油は、小中学校等の各施設において暖房用燃料として使用されているほか、勝田・那珂湊の清掃センターにおいてダイオキシン対策として高温燃焼維持のための補助燃料として大量に使用されてきました。

しかし、平成 23 年 12 月よりクリーンセンターの運転開始に伴い勝田・那珂湊清掃センターが運転を停止したため、市役所全体として基準年（平成 14 年度）に比べ約 96.8%減少しました。

市役所独自分としては、各部署において削減が進み、基準年（平成 14 年度）に比べて約 27.4%削減されています。

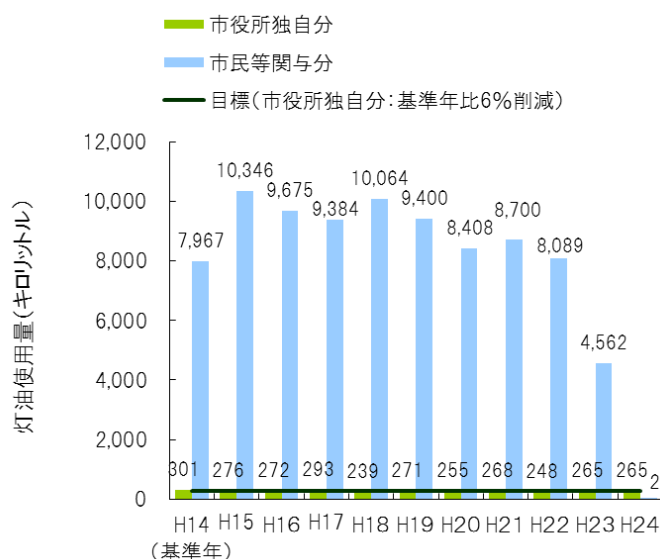


図 灯油使用量の経年変化

表 灯油使用量の経年変化（市役所独自分と市民等関与分）

対象施設	灯油使用量(リットル)											基準年からの比較	
	H14(基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24(全体比)		
市役所全体	8,268,474	10,621,690	9,947,045	9,676,923	10,303,170	9,671,154	8,663,243	8,968,133	8,336,663	4,827,071	267,418 (100.0%)	-96.8%	
市役所独自分	本庁舎	1,653	1,835	2,900	1,620	700	1,345	780	1,790	1,200	900	1,200 (0.4%)	-27.4%
	企業合同庁舎	0	512	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	那珂湊支所	1,362	1,229	1,139	1,171	859	1,016	161	0	0	126	54 (0.0%)	-96.0%
	小学校(20校計)	155,226	142,860	143,750	158,108	136,677	149,254	143,865	145,478	136,138	147,099	151,745 (56.7%)	-2.2%
	中学校(9校計)	89,137	82,694	82,506	85,181	63,603	75,992	75,199	82,946	75,139	88,009	85,280 (31.9%)	-4.3%
	保育所(5所)、那珂湊児童館	8,461	4,768	2,472	3,269	2,137	2,190	887	559	1,276	1,369	833 (0.3%)	-90.2%
	幼稚園(10園)	8,512	9,068	7,512	9,076	7,104	8,341	6,466	8,436	5,584	8,028	7,690 (2.9%)	-9.7%
	那珂湊養護老人ホーム	1,008	974	837	1,498	1,271	1,655	-	-	-	-	-	-
	生涯学習課施設(コミセン、公民館等)	15,496	15,714	13,411	18,874	15,605	18,848	16,249	15,897	14,415	14,310	13,212 (4.9%)	-14.7%
	その他	20,447	16,322	17,491	14,066	10,994	12,503	11,611	12,863	13,787	5,173	5,046 (1.9%)	-75.3%
市役所独自分 計	301,301	275,975	272,018	292,863	238,950	271,144	255,218	267,969	247,539	265,014	265,060 (99.1%)	-12.0%	
市民等関与分	勝田清掃センター	4,835,903	6,031,354	5,458,847	5,320,000	5,374,000	5,096,504	4,696,432	4,480,576	3,920,504	1,092,338	0 (0.0%)	-100.0%
	那珂湊清掃センター	3,130,850	4,314,000	4,216,000	4,064,000	4,690,000	4,302,465	3,710,679	4,218,668	4,168,000	3,468,719	0 (0.0%)	-100.0%
	資源リサイクルセンター	0	0	0	0	0	0	0	720	580	1,000	1,860 (0.7%)	-
	勝田衛生センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	-
	那珂湊衛生センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	-
	下水浄化センター	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	498 (0.2%)	-
	浄水場、配水場、ポンプ場等	420	360	180	20	220	200	200	200	40	0	0 (0.0%)	-100.0%
市民等関与分 計	7,967,173	10,345,714	9,675,027	9,384,060	10,064,220	9,400,010	8,408,025	8,700,164	8,089,124	4,562,057	2,358 (0.9%)	-100.0%	

(4) A重油

【中期的目標】 ガソリン以外の燃料使用量※を平成 14 年度に対して 6%削減します。

※市役所独自のみ

A重油は、各施設で暖房用のボイラー燃料として使用されています。

A重油使用量は、基準年（平成 14 年度）に比べ市役所全体で 30.1%削減されています。

内訳を見ると、市役所独自分が 53.1%、市民等関与分は 14.9%削減されています。

本庁舎においては基準年（平成 14 年度）に比べ 48.0%と大幅に削減されています。

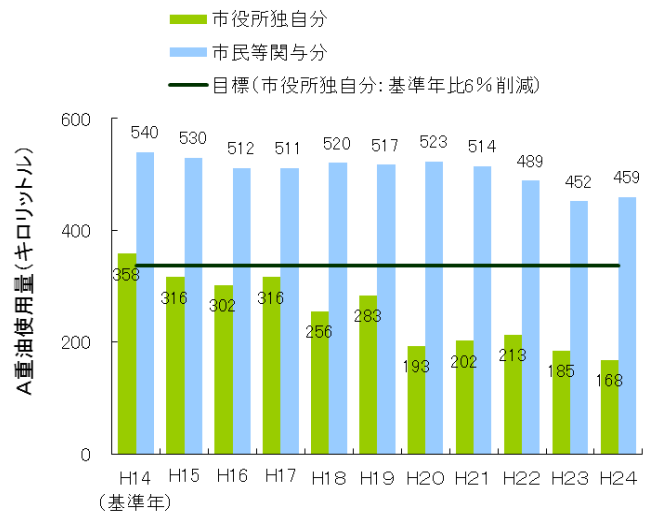


図 A重油使用量の経年変化

表 A重油使用量の経年変化（市役所独自分と市民等関与分）

対象施設	A重油使用量(リットル)											基準年からの比較	
	H14(基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24(全体比)		
市役所全体	898,092	845,682	813,993	827,389	776,049	800,456	716,492	716,962	702,210	636,794	627,526 (100.0%)	-30.1%	
市役所独自分	本庁舎	150,000	134,000	139,000	136,000	116,000	137,337	93,017	96,000	114,000	90,000	78,000 (12.4%)	-48.0%
	企業合同庁舎	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	那珂湊支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	-
	小学校(20校計)	11,000	9,200	11,400	13,200	11,800	14,500	12,800	11,960	12,200	13,750	10,100 (1.6%)	-8.2%
	中学校(9校計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	-
	保育所(5所)、那珂湊児童館	4,100	3,500	3,000	2,500	2,500	2,000	1,000	1,500	0	0	0 (0.0%)	-100.0%
	幼稚園(10園)	3,890	2,803	2,900	5,198	1,691	4,997	5,098	3,060	4,150	5,750	5,870 (0.9%)	50.9%
	那珂湊養護老人ホーム	26,000	28,000	25,500	29,700	28,300	24,300	-	-	-	-	-	-
	生涯学習課施設(コミセン、公民館等)	30,300	16,687	23,000	22,700	15,268	15,900	15,200	24,360	21,440	16,600	16,500 (2.6%)	-45.5%
	学校給食センター	59,200	62,800	53,100	54,880	42,000	41,800	43,000	43,100	41,000	41,000	41,000 (6.5%)	-30.7%
	図書館	26,000	19,000	18,000	22,000	16,000	22,500	23,000	22,500	20,700	18,000	16,721 (2.7%)	-35.7%
その他	48,000	40,000	26,400	30,000	22,000	20,000	0	0	0	0	0 (0.0%)	-100.0%	
市役所独自分 計	358,490	315,990	302,300	316,178	255,559	283,334	193,115	202,480	213,490	185,100	168,191 (26.8%)	-53.1%	
市民等関与分	勝田清掃センター	7,196	9,276	13,700	20,000	15,000	12,000	11,000	14,000	8,000	4,000	0 (0.0%)	-100.0%
	那珂湊清掃センター	30,000	16,000	16,000	16,000	12,000	20,000	20,000	20,000	13,047	8,000	0 (0.0%)	-100.0%
	資源リサイクルセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	-
	勝田衛生センター	308,000	318,000	302,000	302,000	292,000	298,000	312,000	306,000	298,142	294,771	306,000 (48.8%)	-0.6%
	那珂湊衛生センター	160,000	160,000	156,000	148,000	160,000	156,000	148,000	148,000	143,353	123,762	108,000 (17.2%)	-32.5%
	下水浄化センター	31,206	24,416	22,993	24,211	34,240	30,522	29,377	25,182	25,978	14,661	43,735 (7.0%)	40.1%
	浄水場、配水場、ポンプ場等	3,200	2,000	1,000	1,000	7,250	600	3,000	1,300	200	6,500	1,600 (0.3%)	-50.0%
	市民等関与分 計	539,602	529,692	511,693	511,211	520,490	517,122	523,377	514,482	488,720	451,694	459,335 (73.2%)	-14.9%

## (5) LPG (液化石油ガス)

【中期的目標】 ガソリン以外の燃料使用量※を平成14年度に対して6%削減します。

※市役所独自のみ

LPGは、多くが小中学校や保育所における給食調理用の燃料として使用されています。その他、給湯室における湯沸用に使用されています。

LPG使用量は、基準年(平成14年度)に比べ市役所全体で39.2%削減されています。

内訳を見ると、市役所全体の約98.8%を市役所独自が占めており、全体の50.0%を占める小学校(計20校)で6.9%削減されている一方、中学校(計9校)では33.3%増加しています。

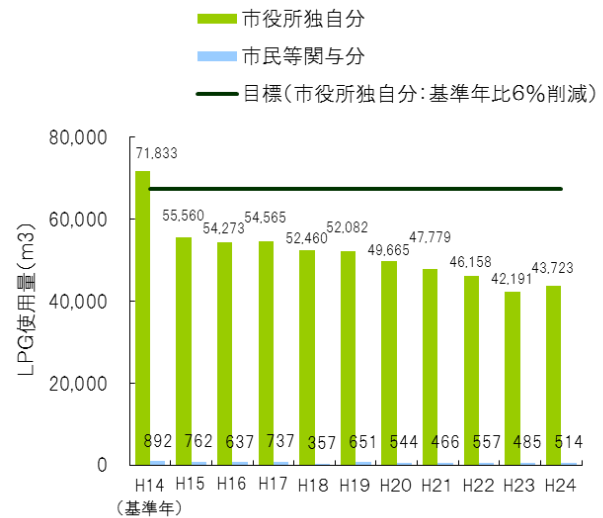


図 LPG使用量の経年変化

表 LPG使用量の経年変化 (市役所独自分と市民等関与分)

対象施設	LPG使用量 (m³)											基準年からの比較	
	H14 (基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 (全体比)		
市役所全体	72,725	56,322	54,911	55,302	52,816	52,733	50,208	48,245	46,715	42,676	44,237 (100.0%)	-39.2%	
市役所独自分	本庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	-	
	企業合同庁舎	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	
	那珂湊支所	5,885	5,761	5,094	5,731	5,030	4,871	4,079	3,678	4,066	4,338 (9.8%)	-26.3%	
	小学校(20校計)	23,776	23,002	22,732	21,742	22,763	22,688	22,499	21,676	20,730	22,136 (50.0%)	-6.9%	
	中学校(9校計)	7,715	9,203	9,409	9,095	8,919	9,001	8,825	8,978	9,436	10,287 (23.3%)	33.3%	
	保育所(5所)、那珂湊児童館	22,631	6,356	6,646	7,331	5,773	6,498	6,319	6,234	5,304	4,774	4,522 (10.2%)	-80.0%
	幼稚園(10園)	509	381	360	347	314	329	280	292	266	214	186 (0.4%)	-63.5%
	那珂湊養護老人ホーム	1,858	1,685	1,608	1,623	1,522	1,517	-	-	-	-	-	-
	生涯学習課施設(コミセン、公民館等)	1,524	1,501	1,032	1,131	1,529	940	835	847	794	760	687 (1.6%)	-54.9%
	学校給食センター	1,423	1,468	1,349	1,436	1,416	1,350	1,250	1,272	1,322	1,313	1,398 (3.2%)	-1.8%
	図書館	21	19	20	18	16	16	14	52	18	17	13 (0.0%)	-36.6%
	その他	6,491	6,187	6,023	6,111	5,178	4,872	5,564	4,750	4,222	3,753	155 (0.4%)	-97.6%
市役所独自分 計	71,833	55,560	54,273	54,565	52,460	52,082	49,665	47,779	46,158	42,191	43,723 (98.8%)	-39.1%	
市民等関与分	勝田清掃センター	27	29	0	28	18	22	23	16	12	18	1 (0.0%)	-96.3%
	那珂湊清掃センター	11	6	10	12	16	23	22	33	56	52	0 (0.0%)	-96.4%
	資源リサイクルセンター	576	503	409	475	0	226	200	211	273	230	297 (0.7%)	-48.4%
	勝田衛生センター	138	102	96	105	115	193	155	152	166	140	168 (0.4%)	22.1%
	那珂湊衛生センター	10	3	0	0	0	0	7	2	2	0	0 (0.0%)	-100.0%
	下水浄化センター	131	118	123	118	107	97	58	52	48	45	48 (0.1%)	-63.2%
	浄水場、配水場、ポンプ場等	0	0	0	0	101	90	79	0	0	0	0 (0.0%)	-
	市民等関与分 計	892	762	637	737	357	651	544	466	557	485	514 (1.2%)	-42.3%

### 3-2 電気の使用

【中期的目標】 電気使用量※を平成14年度に対して6%削減します。

※市役所独自のみ

電気使用量は、基準年（平成14年度）に比べ市役所全体で約58.2%削減されています。

これは、勝田・那珂湊清掃センターの運転が廃止したことが大きな要因と思われます。

内訳を見ると、市役所全体の約65%を占める市民等関与分が67.6%削減されています。

市役所独自分については、11.2%削減されていますが、本庁舎（企業合同庁舎含む）では28.0%増加しています。

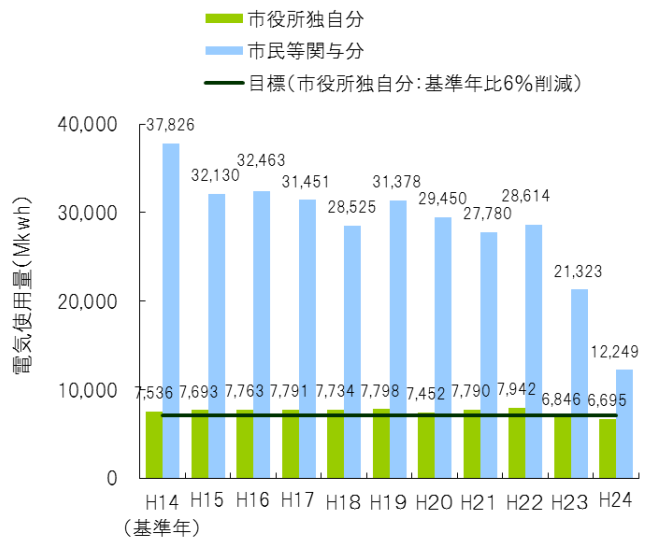


図 電気使用量の経年変化

表 電気使用量の経年変化（市役所独自分と市民等関与分）

対象施設	電気使用量(kwh)											基準年からの比較	
	H14(基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24(全体比)		
市役所全体	45,362,046	39,823,251	40,226,086	39,241,443	36,259,192	39,175,361	36,901,836	35,569,935	36,556,254	28,169,541	18,943,211 (100.0%)	-58.2%	
市役所独自分	本庁舎	707,994	703,800	736,265	719,096	1,076,642	931,416	927,768	1,265,298	1,320,563	1,212,198	1,269,268 (6.7%)	28.0%
	企業合同庁舎	283,653	247,976	259,187	294,899	-	-	-	-	-	-	-	-
	那珂湊支所	152,025	133,839	146,345	148,413	140,125	148,449	128,430	123,632	141,529	110,509	109,761 (0.6%)	-27.8%
	小学校(20校計)	2,060,392	2,128,400	2,157,000	2,217,621	2,227,633	2,220,007	2,233,088	2,210,787	2,248,786	1,972,950	2,095,413 (11.1%)	1.7%
	中学校(9校計)	1,301,424	1,412,367	1,413,793	1,423,068	1,449,848	1,422,440	1,413,609	1,390,801	1,417,254	1,207,195	1,350,906 (7.1%)	3.8%
	その他	3,030,790	3,067,040	3,050,845	2,987,604	2,840,173	3,075,269	2,749,299	2,799,745	2,814,238	2,343,478	1,869,341 (9.9%)	-38.3%
	市役所独自分 計	7,536,278	7,693,422	7,763,435	7,790,701	7,734,421	7,797,581	7,452,194	7,790,263	7,942,370	6,846,330	6,694,689 (35.3%)	-11.2%
市民等関与分	勝田清掃センター	15,690,504	9,222,432	8,704,272	8,593,224	8,254,584	8,582,328	8,203,128	7,813,512	7,548,096	4,474,560	1,344,000 (0.1%)	-99.9%
	那珂湊清掃センター	4,625,407	5,589,888	6,241,915	5,819,424	6,227,952	5,657,712	5,055,768	5,600,160	5,275,656	4,467,840	1,180,800 (0.1%)	-99.7%
	資源リサイクルセンター	467,352	463,776	471,216	493,108	402,408	155,208	157,848	176,712	171,303	157,592	156,083 (0.8%)	-66.6%
	勝田衛生センター	2,272,227	2,261,025	2,214,987	2,175,168	2,189,124	2,129,787	2,174,008	2,084,832	1,971,102	1,696,583	1,503,599 (7.9%)	-33.8%
	那珂湊衛生センター	816,822	818,994	790,457	780,600	793,224	768,036	743,802	689,232	702,965	704,532	661,508 (3.5%)	-19.0%
	下水浄化センター	2,206,113	2,238,558	2,361,906	2,288,437	2,241,396	2,413,440	2,278,920	2,269,968	2,256,676	1,967,712	2,028,036 (10.7%)	-8.1%
	浄水場、配水場、ポンプ場等	10,861,727	10,346,177	10,287,706	9,786,847	6,858,402	9,379,113	9,551,838	8,051,927	9,540,393	6,519,761	6,541,317 (34.5%)	-39.8%
	その他	885,616	1,188,979	1,390,192	1,513,934	1,557,681	2,292,156	1,284,330	1,093,329	1,147,693	1,334,631	1,332,731 (7.0%)	50.5%
	市民等関与分 計	37,825,768	32,129,829	32,462,651	31,450,742	28,524,771	31,377,780	29,449,642	27,779,672	28,613,884	21,323,211	12,248,522 (64.7%)	-67.6%

※H18年度以降の本庁舎の基準年からの増加率は、基準年において企業合同庁舎分を含めている。

### 3-3 水の使用

【中期的目標】 水使用量※を平成 14 年度に対して 10%削減します。

※市役所独自のみ

上水道使用量は、市役所全体では基準年（平成 14 年度）に比べ約 28.3%削減されています。

内訳を見ると、市役所独自分の大半を占める学校施設において小学校が 4.5%削減されていますが、中学校は 16.8%増加しています。

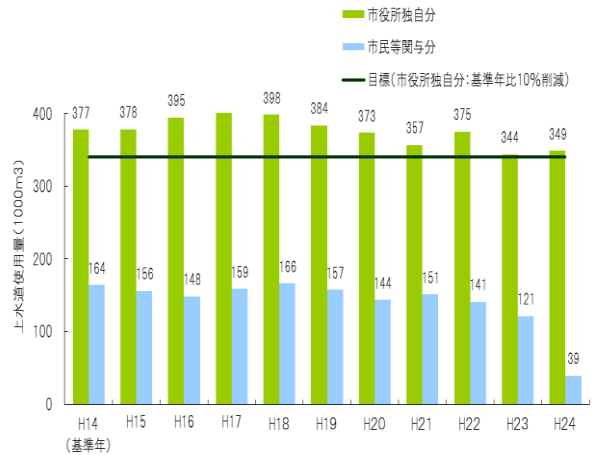


図 上水道使用量の経年変化

表 上水道使用量（市役所全体と主な施設）

対象施設	上水道使用量 (m³)												基準年からの比較	
	H14 (基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 (全体比)			
市役所全体	541,357	534,135	542,742	562,066	564,275	541,381	516,947	508,075	516,220	465,457	388,101	(100.0%)	-28.3%	
市役所独自分	本庁舎	16,286	20,420	23,635	19,478	19,081	20,604	18,662	17,780	21,446	16,990	19,699	(5.1%)	21.0%
	企業合同庁舎	1,467	1,284	1,361	1,655	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	那珂湊支所	8,920	3,755	4,234	3,860	4,374	9,160	8,398	6,046	5,742	5,508	4,563	(1.2%)	-48.8%
	小学校(20校計)	212,095	203,742	225,929	246,129	234,634	223,141	209,215	200,485	219,222	196,248	202,635	(52.2%)	-4.5%
	中学校(9校計)	84,358	94,185	82,585	78,077	85,077	79,387	97,616	90,514	87,987	92,218	98,511	(25.4%)	16.8%
	保育所(5所)、那珂湊児童館	10,400	10,059	12,346	8,732	12,858	12,595	6,562	10,332	9,140	6,894	7,203	(1.9%)	-30.7%
	幼稚園(10園)	3,182	3,503	3,838	3,612	3,284	3,496	3,093	2,988	2,503	2,545	2,246	(0.6%)	-29.4%
	那珂湊養護老人ホーム	8,141	8,048	7,375	7,377	6,798	6,232	-	-	-	-	-	-	-
	生涯学習課施設(コミセン、公民館等)	8,144	6,411	5,825	7,141	6,719	6,254	5,297	5,339	5,128	4,972	4,653	(1.2%)	-42.9%
	学校給食センター	7,192	9,954	9,584	9,591	8,859	8,503	9,751	8,669	9,445	8,579	4,336	(1.1%)	-39.7%
	図書館	2,292	2,135	2,369	3,342	2,956	2,825	2,632	2,446	2,630	2,578	2,404	(0.6%)	4.9%
	その他	15,017	14,876	15,445	14,496	13,618	11,761	12,220	12,334	11,973	7,456	2,500	(0.6%)	-83.4%
市役所独自分 計	377,494	378,372	394,526	403,490	398,258	383,958	373,445	356,933	375,219	343,988	348,750	(89.9%)	-7.6%	
市民等関与分	勝田清掃センター	66,477	63,238	55,302	62,009	61,197	59,457	59,311	64,927	56,794	46,070	56	(0.0%)	-99.9%
	那珂湊清掃センター	44,995	52,621	52,735	55,384	63,667	53,925	44,584	45,244	45,290	37,209	103	(0.0%)	-99.8%
	資源リサイクルセンター	1,666	1,513	1,609	1,539	1,510	1,453	1,503	1,250	1,447	2,559	2,485	(0.6%)	49.2%
	勝田衛生センター	20,460	14,678	12,430	12,131	13,344	13,232	11,985	15,508	14,000	12,416	12,785	(3.3%)	-37.5%
	那珂湊衛生センター	6,065	6,161	6,341	5,834	6,046	5,940	5,833	5,585	5,304	5,267	8,158	(2.1%)	34.5%
	下水浄化センター	9,628	7,475	7,128	7,742	8,755	9,407	7,653	6,908	7,056	4,844	6,168	(1.6%)	-35.9%
	公衆トイレ	7,152	5,111	6,001	8,000	6,478	9,013	8,075	4,415	5,390	2,597	3,113	(0.8%)	-56.5%
	公園	6,592	4,314	5,796	4,453	4,155	4,106	3,797	4,673	4,390	4,710	4,449	(1.1%)	-32.5%
	その他	828	652	874	1,484	865	890	761	2,632	1,330	5,797	2,034	(0.5%)	145.8%
	市民等関与分 計	163,863	155,763	148,216	158,576	166,017	157,423	143,502	151,142	141,001	121,469	39,351	(10.1%)	-76.0%

※H18 年度以降の本庁舎の基準年からの増加率は、基準年において企業合同庁舎分を含めている。

### 3-4 紙の使用

#### (1) 再生紙購入状況

【中期的目標】 コピー用紙,トイレトペーパーの再生紙購入割合を 100%にします。

用紙類の再生紙購入割合の経年変化を下図に示します。

どの用紙類も概ね再生紙の購入が定着しており、目標である 100%をほぼ達成しています。

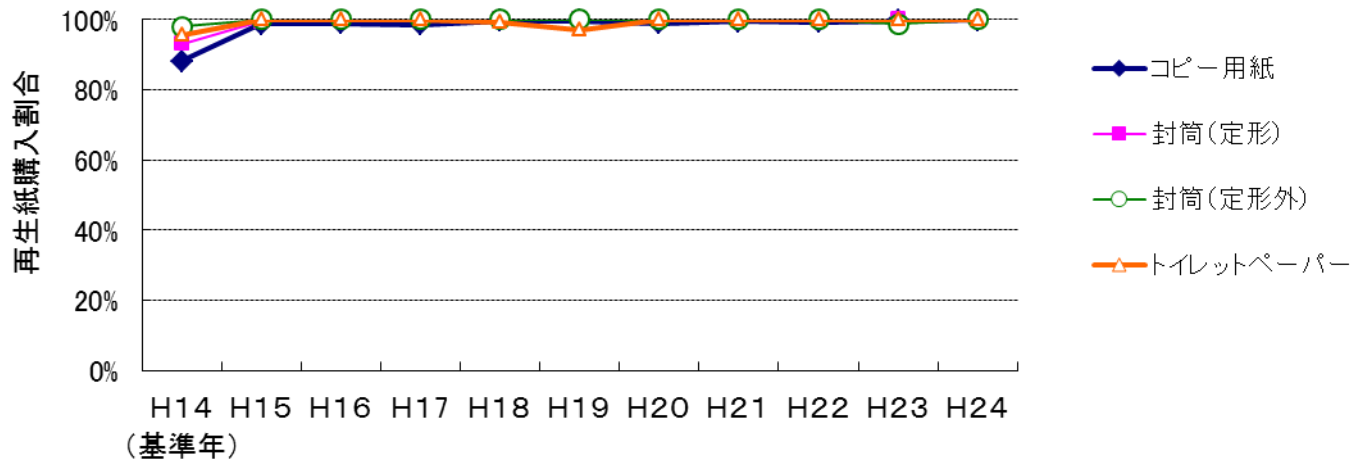


図 用紙類の再生紙購入割合の経年変化



(2) コピー用紙購入量

【中期的目標】 用紙類（コピー用紙）購入量を平成 14 年度に対して 5%削減します。

コピー用紙購入量は、購入時期と使用時期との関係から、年度により数値が大きく変動します。基準年度を下回った平成 17 年度をピークにその後は増加傾向にあり、平成 24 年度は基準年度に比べ 29%の増加となっています。

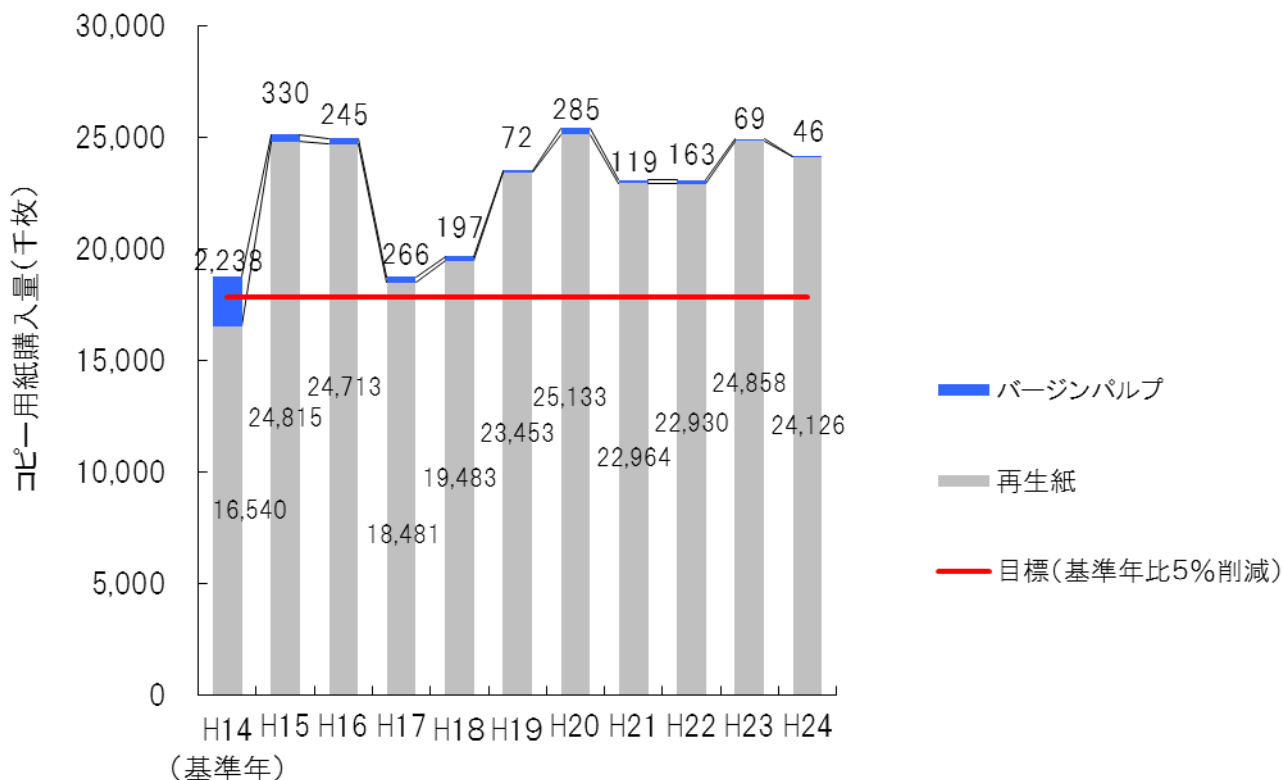


図 コピー用紙購入量の経年変化

表 コピー用紙購入量の経年変化

単位：千枚(A4判換算)

項目	コピー用紙購入量										
	H14 (基準年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
再生紙	16,540	24,815	24,713	18,481	19,483	23,453	25,133	22,964	22,930	24,858	24,126
バージンパルプ	2,238	330	245	266	197	72	285	119	163	69	46
購入量 合計	18,778	25,146	24,958	18,747	19,680	23,524	25,418	23,083	23,093	24,927	24,172
(基準年比)	(—)	(1.34)	(1.33)	(0.998)	(1.05)	(1.25)	(1.35)	(1.23)	(1.23)	(1.33)	(1.29)

## 4. 職員の取組状況

### 4-1 取組状況調査の実施

#### (1) 調査の目的

庁内各課を対象に、計画で定める取組の実施状況を点検し、目標の達成及び今後の取組の改善に向けた検討をするための基礎資料とすることを目的として行いました。

#### (2) 調査方法

各職場の温暖化対策推進員に、職場における取組実施状況について、以下の4段階で評価してもらいました。取組は、全職員共通の取組と、特定の課が行う取組の2種類に分けて調査しました。

- ◎ : 徹底して実行している (概ね 90~100%)
- : 比較的積極的に実行している (概ね 60~90%)
- △ : 時々実行している (概ね 30~60%)
- × : ほとんど実行していない (概ね 0~30%)
- : 私の職場では該当しない

取組実施状況チェックリスト  
(全職員共通の取組)

取組実施状況チェックリスト  
(特定の組織で実施する取組)

## 4-2 取組状況

### (1) 全職員共通の取組

多くの取組が、前年度と比べてほぼ同程度に取り組まれています。特に「電気の有効利用及び電気使用量の削減」に関する取組は、ほとんどが高い水準で取り組まれています。しかし、「換気扇や扇風機等を利用した室温の均一化」は、例年と同じく低い水準となっています。一方で、卓上扇風機やサーキュレーターなどを購入し、空気の循環をして室温の均一化に取り組んでいる職員も見受けられました。

また、職員の自動車利用に関し、「公用車における低公害車の利用」については、年々、低排出ガスの導入が進んでいることもあり、利用率が上がっています。また、「出張の際の公用車の利用抑制」については、実施率が下がってはいますが、遠方へ出張する場合には、ハイブリッド車を使用する職員が増えています。

一方、「職員の環境意識啓発」に関する取組については、「取引事業者に対し、配慮指針に基づいて取組を実践するよう求める」や「ノーマイカーデーには、通勤に自動車利用を控える」などあまり取り組まれておらず、依然として低調です。本計画の趣旨の1つが「市職員が率先して行動し、模範となることにより、市民や事業者の取組を牽引する」ことでもあり、今後は職員への啓発を強化することも必要ですが、市民や事業者に対して効果的な啓発活動等も必要と考えます。

### (2) 特定の課が行う取組

「電気の有効利用及び電気使用量の削減」に関する取組状況に関しては、OA機器・照明機器の購入・更新にあたっては省エネ製品が選定されています。また、庁舎内における廊下やトイレ等の消灯や照明・空調機器の維持管理については、よく取り組まれております。

「廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進」に関する取組状況について、取組毎に実施率に差があります。工事関係担当課の取組においては、実施率は概ね高い水準となっています。しかし、イベント企画運営担当課の取組においては、例年と比べると実施率が低いものが見受けられます。今後は、このような取組における実施率の向上が課題と考えます。

また、前年度までの傾向と同様、各施設における省エネルギー型設備や節水設備などの導入については、総じてあまり実行されていません。

職員の環境意識啓発についてですが、近年はよく実行されています。

表 全職員共通の取組に関する自己評価結果

取組内容(全職員共通)		評価 (H24)	参考 (H23)	参考 (H22)	参考 (H21)	参考 (H20)	参考 (H19)	
1 電気の有効利用 及び電気使用量の削減	パソコンは節電・待機モードに切り替わるように設定しましたか。	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	2.5	
	退庁するとき、長時間席を離れるときは電源(待機電源を含む)をOFFにしましたか。	2.3	2.3	2.3	2.4	2.2	2.3	
	席を離れるときはノートパソコンのカバーを閉じましたか。	2.4	2.4	2.2	1.9	2.2	2.2	
	昼休みや夜間残業時等、不要な照明は消灯しましたか。	2.6	2.7	2.7	2.5	2.5	2.5	
	室温に応じて軽装(ノーネクタイや半袖シャツなど)や重ね着するなど、温度調節の工夫をしましたか。	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	2.6	
	換気扇や扇風機等を利用し、室内の空気循環を促し、室温の均一化を図りましたか。	1.9	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	
	夏季はカーテンやブラインドで日射を遮り、冬季は自然光を採り入れるなど、温度管理を工夫しましたか。	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	
	毎週水曜日のノー残業デーでは、速やかに退庁しましたか。	1.8	1.6	1.7	1.9	1.9	1.9	
	庁舎内では、職員は極力エレベータの利用を自粛し、できるだけ階段を利用しましたか。	2.7	2.7	2.9	2.7	2.6	2.6	
2 燃料の有効利用 及び燃料使用量の削減	公用車の利用にあたっては、低公害車や低排出ガス車を優先的に利用しましたか。	2.0	1.7	1.7	1.6	1.4	1.7	
	公用車の運転にあたり、不要なアイドリングや急発進急加速などを抑制し、経済運転(エコドライブ)を徹底しましたか。	2.5	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	
	出張・移動の際にはできるだけ相乗りするなどして公用車の利用抑制に努めましたか。	2.1	2.3	2.3	2.3	2.1	2.2	
	タイヤ空気圧など、公用車の定期的な整備・点検を行いましたか。	2.2	2.2	2.3	2.2	2.0	1.9	
3 水資源の有効利用 及び水使用量の削減	水道はこまめに蛇口を閉閉し、節水に努めましたか。	2.6	2.6	2.7	2.6	2.5	2.5	
	4 環境に配慮した 紙製品の購入・使用/ 紙資源の有効利用 及び紙使用量の削減	名刺や報告書、パンフ、ポスター、広報紙等の印刷物の発注にあたり、古紙配合率の高い用紙を指定しましたか。	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.4
		印刷物の製作にあたり、再生紙使用マーク(Rマーク)を表示しましたか。	2.0	2.1	2.0	1.9	1.8	2.1
		ファイリングシステムなどを活用し、職場内の資料を共有化しましたか。	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9
		庁内における連絡事項の電子メールや庁内LANの活用、例規集の電子化など、庁内のペーパーレス化に努めましたか。	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.1
		FAX受信用紙やプリンターの試し印刷用紙に不用紙の裏面を利用しましたか。	2.0	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9
		受け取った封筒は、市役所内の資料送付用などに有効利用しましたか。	2.5	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4
		原則として両面コピー・両面印刷で行いましたか。	2.1	2.0	2.0	2.1	2.0	2.0
		片面印刷物については裏面まで再利用しましたか。	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8
		コピー使用前及び使用後は、確実にクリアキーまたはリセットキーを押し、次の利用者のミスコピーを防ぎましたか。	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3
会議などではOHPやプロジェクターを活用し、出席者への資料配付を極力控えましたか。		1.0	0.8	1.2	1.2	1.1	1.2	
会議では、資料入れ封筒の使用をできるだけ控えましたか。	2.0	2.1	2.2	2.1	2.0	1.8		
5 廃棄物の 発生抑制及び リサイクルの推進	個人単位のごみ箱は廃止しましたか。	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
	容器や包装紙などをすぐに廃棄物として処分せず、再利用などに努めましたか。	2.0	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	
	シュレッダーダストの利用は機密文書などに限定しましたか。	2.5	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	
	物品を購入する際、不要な包装箱などは可能な限り納入業者に持ち帰ってもらいましたか。	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	
	資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取りませんでしたか。	1.7	1.8	1.8	1.6	1.6	1.5	
	会議や来客の際にお茶を出すとき、使い捨てでない茶碗やカップを使用しましたか。	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	
	庁内の会議等で購入する弁当について、使い捨て容器でないものを選択しましたか。	2.0	1.8	2.0	2.0	1.9	1.9	
	職場にはし・スプーン等を常備し、買い物時に割り箸、スプーン等は断りましたか。	1.2	1.2	1.5	1.4	1.2	1.1	
	商品を購入する際、手で持てる程度のものなら、マイバック等を使うなどし、レジ袋を断りましたか。	1.9	2.0	2.0	2.1	2.0	1.9	
	ペットボトル、缶、びん等は、庁舎内で処分せず、購入先(庁舎内売店、第二分庁舎北側のミニストップ等)の職員専用の分別ボックスに返却しましたか。	2.4	2.3	2.4	2.4	2.5	2.3	
ペットボトルを処分する際は、軽く水ですすぎキャップとラベルは外しましたか。	2.3	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3		
屋食等をお店に注文する際に、「庁舎内のごみ減量及び分別」の趣旨を伝え、食べ終わった後の容器、割り箸等の回収に協力してもらえよう、注文時にお願いましたか。	1.8	1.8	2.1	2.0	1.8	1.8		
6 グリーン購入の 推進	事務用品は、環境ラベリング商品(エコマーク、グリーンマーク等)を優先的に購入・使用しましたか。	2.1	2.1	2.0	1.8	1.9	1.8	
	再利用が可能な物品、長期使用が可能な物品の購入に努めましたか。	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8	1.8	
	過剰包装やトレイに入った商品は避け、簡易包装された物品の購入に努めましたか。	2.0	1.8	1.8	1.6	1.5	1.7	
7 職員の 環境意識啓発	取引事業者に対しても、環境基本計画環境配慮指針に基づく取組の実践を求めましたか。	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	
	地域の環境保全活動等へ積極的に参加しましたか。	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	
	自動車の利用に際しては、相乗り等を心掛け、自動車利用の抑制に努めましたか。	1.2	1.3	1.4	1.3	1.5	1.3	
	ノーマイカーデーには、通勤に自動車利用を控えましたか。	1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.1	

表 特定課が行う取組に関する自己評価結果

取組内容（特定の課）		評価 (H24)	参考 (H23)	参考 (H22)	参考 (H21)	参考 (H20)	参考 (H19)
1 電気の有効利用 及び電気使用量の 削減	複合機の導入等を含め、コピー機、プリンター、FAX等の適正台数を検討しましたか。	2.0	3.0	3.0	2.8	2.9	2.9
	OA機器の購入・更新にあたり、「国際エネルギースターロゴ」の付いた製品を選定しましたか。	3.0	2.0	3.0	2.3	2.3	2.4
	照明機器の購入・更新にあたり、省エネルギー機能の付いた製品を選定しましたか。	3.0	1.5	2.5	2.7	2.0	1.5
	ロビーや、廊下、トイレ、階段等の日中の照明は、支障がなければ消灯しましたか。	2.6	2.7	2.7	2.4	2.5	2.6
	照明機器や空調機器は定期的に清掃するなど適切な維持・管理に努めましたか。	2.1	2.4	2.5	2.4	2.3	2.4
	施設の更新等にあたり、太陽光など、自然エネルギーの活用を検討しましたか。	0.8	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1
2 燃料の有効利用 及び燃料使用量の 削減	公用車台数を見直し、適正な台数を検討しましたか。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0
	公用車の購入・更新に際し、原則として国土交通省で定めた「低排出ガス車認定基準適合車」を選定しましたか。	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
	公用車の購入・更新に際し、ハイブリッド自動車などの低公害車についても導入を検討しましたか。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
3 水資源の有効利用 及び水使用量の 削減	公共施設の水栓に、節水こまや自動水洗、シャワーヘッドなどの導入を検討しましたか。	0.5	0.8	0.8	1.0	0.5	0.6
	トイレに、節水型フラッシュバルブや流水音発生装置などの設置を検討しましたか。	0.7	0.4	0.5	0.6	0.4	0.3
	雨水や中水、下水処理水などの、トイレ洗浄水や散水などへの利用を検討しましたか。	0.3	0.2	0.2	0.5	0.3	0.3
	日常の水漏れ点検などを確実に実施しましたか。	2.2	2.0	2.1	1.9	2.1	2.1
4 環境に配慮した 紙製品の購入・使用	用紙類の購入・使用にあたり、古紙配合率が高く、白色度が低い製品を選定しましたか。	3.0	3.0	2.8	3.0	2.8	2.5
	シュレッダー機器の購入・更新にあたり、シュレッダーダストのリサイクルを前提として機器を選定しましたか。	3.0	3.0	2.8	2.7	2.3	1.8
5 廃棄物の発生抑制 及びリサイクルの推進	給食センターなど厨房を有する施設では、排出する生ごみを減量するため、調理くずをなるべく出さない献立メニューを検討しましたか。	1.7	1.5	2.0	1.4	1.0	1.6
	給食センターなど厨房を有する施設から排出される生ごみをたい肥化しましたか。	0.0	0.3	0.6	0.3	0.3	0.7
	街路樹や公園、学校等の維持管理に伴い排出される樹木の剪定枝の再資源化を検討しましたか。	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	1.7
	資源回収品目の分別回収は徹底されていますか。	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0
	庁舎や施設毎に分別収集用の回収容器、資源回収ボックス等を設置しましたか。	2.1	2.3	2.3	2.0	1.9	2.0
	施工にあたり、建設副産物の発生を抑制する工法や資材を採用しましたか。	2.2	2.2	2.0	1.5	1.9	2.4
	施工にあたり、再生資材の利用促進、建設副産物の有効利用に努めましたか。	2.4	2.3	2.4	2.1	2.3	2.6
	現場内で活用・処理できない建設廃棄物について、他の公共事業と情報交換や調整を行い、工事間での建設廃棄物の再利用に努めましたか。	2.2	1.8	1.8	1.5	1.5	2.1
	請負者に「建設廃棄物処理計画書」の提出を義務づけましたか。	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.9
	施工・解体現場には、資源物の分別保管施設を設置し、建設副産物の資源化に努めましたか。	2.7	2.5	2.3	1.8	1.9	2.1
	合成型枠や銅板型枠など、環境負荷の少ない型枠の使用を検討しましたか。	1.2	1.6	1.7	1.4	1.4	1.9
	代替フロン(HFC等)を冷媒として使用している製品・自動車の廃棄にあたり、適切な方法に基づき処理・回収し、保管にあたっては漏えい防止に努めましたか。	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0
	来場者が購入した残飯や各種容器、缶、ビン、ペットボトル等は購入店に返却するように指導しましたか。	1.8	2.4	2.5	2.2	1.9	2.1
	会場内に数種類の分別ボックスを設置しましたか。	1.7	2.8	2.4	2.4	2.4	2.6
	分別ボックスにスタッフを配置し、分別の指導をしましたか。	1.0	2.0	2.4	2.0	1.9	2.0
スタッフの昼食時のお弁当箱も市の集積所に搬入させず、契約段階で生産・販売した側に責任をもって回収するようお願いしましたか。	1.8	2.4	2.6	2.4	2.3	2.0	
会場内で放送を流すなどし、ごみの分別・持ち帰り等に関する指導・啓発を行いましたか。	2.5	2.0	2.5	2.5	2.1	2.1	
6 グリーン購入の推進	市が貸与する職員用事務服、作業服等に、リサイクル素材を使用した製品を用いましたか。	3.0	2.7	2.7	2.5	2.5	2.5
7 職員の環境意識啓発	職員の率先的な活動事例紹介や環境保全活動に役立つ情報や知識の提供などを行いましたか。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5
	環境に関する研修や講演会、シンポジウムなどの開催情報を積極的に提供しましたか。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5
	環境に関する情報を積極的に市民や事業者に提供しましたか。	3.0	3.0	2.0	3.0	3.0	1.5
	市役所の事務や事業活動における環境保全等に関する取組の提案、アイデアなどを、業務改善提案制度を活用し職員から募集しましたか。	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	0.8

■各課が行った評価

- ◎ 徹底して実行している。(90~100%) 3点
- 概ね実行している。(60~90%) 2点 加重平均
- △ 時々実行している。(30~60%) 1点
- × ほとんど実行していない。(~30%) 0点

2.1~ 非常によく実行されている。  
1.1~2.0 徹底されてはいないが、概ね実行されている。  
~1.0 あまり実行されていない。

## 5. まとめ

平成 24 年度は中期的目標の最終年度となり、目標として掲げていた『市役所の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を 6%以上削減』に対し、22.9%削減と目標を大幅に達成しました。削減の大きな要因としては、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故等の影響により、節電を行ったことによる電気使用量の削減と、平成 24 年 4 月から消防が広域化され、電気・燃料の消費が無くなったことによるものだと考えられます。

平成 24 年度分排出量のうち約 6 割は電気の使用によるものでした。電気使用量については、一昨年度までは増加傾向にありましたが、東日本大震災に伴う電力不足に対応するため、より一層節電を行ったことにより平成 24 年度は目標の 6%削減に対し 11.2%と大幅な削減となりました。

燃料使用量については、公用車や施設の空調等での燃料使用の節減を実施した結果、ガソリン使用量は目標の 10%削減に対し、22.7%の削減に成功し目標を達成しました。そのほかの燃料についても基準年を大幅に上回る結果となりました。

本計画の期間は平成 24 年度で終了となり、温室効果ガス総排出量の平成 14 年度比 6%削減という目標については、大幅に上回って達成できました。今後、引き続き温室効果ガス総排出量の削減を行うため、第 2 次エコオフィス計画を平成 25 年 6 月に策定を行い、平成 25 年度から施行しています。

重点取組としては、本計画の取組を基本的に継続しつつ、電気使用量の削減については昼休みのパソコンの待機電力削減や照明の消灯などを徹底し、ガソリン使用量の削減についてはエコドライブの更なる励行を推進していきます。

新計画で定めた目標を達成するためには、ソフト面では今後も職員一人ひとりの節電や地球温暖化対策に対する意識を高揚し、ハード面では温室効果ガスの削減には効果的である消費電力が少なく、より長寿命である LED 照明の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用設備の導入も必要と考えます。

## 参考資料1 市民・事業者の活動報告

環境の保全を図っていくためには、市民・事業者・行政が、それぞれの立場で取組を推進していくことが必要です。

そこで毎年、積極的に環境に配慮した活動を行っている方達の取組を広く紹介し、さらに活動の輪を広げていこうと、市内の小中学校、市民団体や事業者等の方にこれまでの活動報告を提出していただき、その活動報告をひたちなか市公式ホームページに掲載しています。（提出いただいた原稿をそのまま掲載しています。）

なお、来年度以降も掲載は続けていく予定です。来年度以降の掲載を希望される事業者、市民団体等の代表の方は以下までご連絡下さい。

【掲載に関する問い合わせ先】

ひたちなか市市民生活部環境保全課 担当 小川，鹿志村

TEL 029-273-0111（代表）

FAX 029-272-2435

## 参考資料2 環境保全行政組織・機構

### 2-1 機構・事務分掌（平成24年4月1日現在）

#### (1) 組織

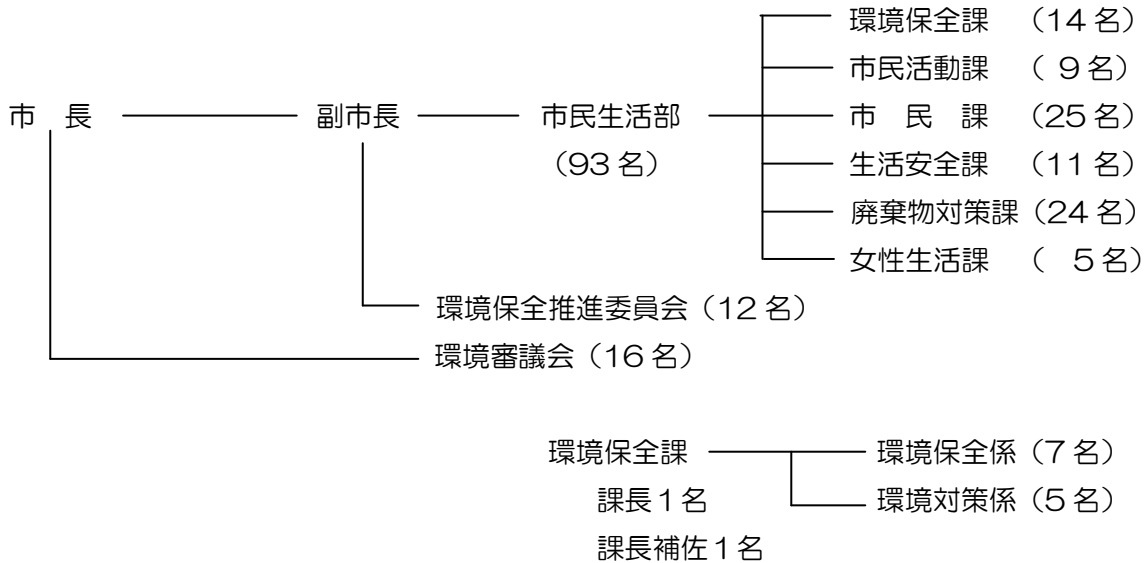


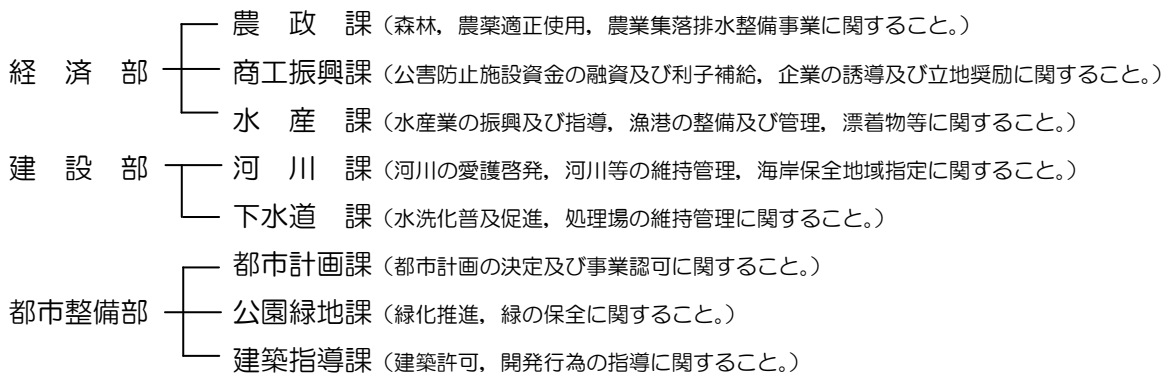
図 環境保全行政機構図

#### (2) 事務分掌

表 環境保全課事務分掌

環境保全係	環境対策係
1 環境保全対策に関すること。	1 公害防止対策に関すること。
2 環境審議会に関すること。	2 公害に係る規制及び発生源の監視に関すること。
3 環境衛生対策に関すること。	3 水質、大気、騒音、振動等の測定分析に関すること。
4 空き地等の適正管理に関すること。	4 公害防止協定に関すること。
5 そ族、昆虫に関すること。	5 公害に係る苦情の処理に関すること。
6 市営墓地に関すること。	6 生活排水の処理の適正化に関すること。
7 墓地、埋葬等に関すること。	7 土の採取及び土砂等による土地の埋立等の規制に関すること。
8 ひたちなか・東海広域事務組合に関すること。	
9 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。	
10 課内の庶務及び予算経理に関すること。	

#### (3) 環境保全関連行政組織と事務内容





## 2-2 ひたちなか市環境審議会

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例に基づき、環境の保全に関する市長の諮問機関として、平成7年4月に設置しています。委員の任期は2年であり、平成24年4月から新しい委員が選出されています。

当審議会は、学識経験者7名、企業、公共的団体及びコミュニティ代表等関係団体役職員9名の計16名の委員で構成されています。(平成24年7月現在)

平成24年度の審議会は2回開催されました。

表 ひたちなか市環境審議会委員

	役 職 名	氏 名	備 考
学識経験者	茨城大学人文学部准教授	原 口 弥 生	
	茨城工業高等専門学校特任教授	蝦 名 不二夫	会 長
	(社)ひたちなか市医師会理事	山 内 孝 義	
	ひたちなか薬剤師会理事	北 条 久美子	
	(社)茨城県公害防止協会専務理事	根 本 俊 英	副会長
	ひたちなか市立阿字ヶ浦中学校校長	加茂川 くるみ	
	茨城県県民センター総室県央環境保全室室長	山 口 隆	
関係団体役職員	(株)日立製作所都市開発システム社総務部部長代理	横 山 和 弘	
	連合茨城常陸野地域協議会事務局長	佐々木 博 二	
	ひたちなか農業協同組合代表理事組合長	砂 押 英 明	
	ひたちなか商工会議所副会頭	柳 生 修	
	女性情報バンク登録者	菊 地 美智子	
	ひたちなか市ボランティア連絡協議会書記	石 川 萬里子	
	ひたちなか市市民憲章推進協議会環境部会長	飛 田 要 一	
	ひたちなか生活学校	桐 原 悦 子	
	ひたちなか市の環境を良くする会会長	栗 田 裕 子	

## 2-3 那珂川水系水質保全協議会（平成24年4月現在）

那珂川及びその水系河川の水質汚濁防止のため、茨城県内那珂川流域の5市町が一体となり河川浄化を推進することを目的として昭和58年に発足しました。

### （1）構成市町

水戸市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，城里町

### （2）主な事業

- ア．水質保全に関する広報及び啓発活動
- イ．水質保全に関する調査及び研究活動
- ウ．水質保全に関する研究会及び講演会等の開催
- エ．水質保全協力員による河川の調査

### （3）水質保全協力員と職務

協議会全体で25名の水質保全協力員を委嘱（任期2年）しており、本市では6名が委嘱されています。協力員の職務は、研修会や講演会への出席、水質保全行政への提言、水質情報の提供であり、毎月1回、担当河川の水温測定並びに濁り具合などの目視調査を行い行政へ報告しています。

表 本市の水質保全協力員と担当河川

水質保全協力員氏名	担当河川
小 瀧 達 雄	那珂川
山 縣 善 夫	早戸川
吉 田 徳次郎	中丸川
安 妙 子	中丸川
安 和 子	大 川
岡 田 亘 右	本郷川

## 参考資料3 環境保全行政のあゆみ

昭和39年	市内河川水質測定開始（県衛生研究所委託）
42年	勝田市公害問題連絡協議会設置
42年	7月 茨城県公害防止条例制定
	8月 公害対策基本法制定
43年	1月 勝田市企画室市民相談所に公害交通係設置
	7月 2市1村行政連絡協議会発足（勝田市，那珂湊市，東海村）
44年	9月 那珂湊市公害防止施設資金保証料補助要項制定
45年	10月 市内河川実態調査実施
	10月 市内騒音実態調査実施
	10月 水戸対地射爆撃場振動調査実施
46年	4月 勝田市に部に属さない公害交通対策課設置
	4月 勝田市公害防止施設資金利子補給金交付規則制定
	6月 大気汚染防止法，水質汚濁防止法施行に伴う届出制開始（市経由）
	7月 環境庁発足
	10月 茨城県公害防止条例全面改正（47年1月施行）
47年	4月 勝田市公害防止条例制定（9月施行）
	4月 勝田市環境保全部設置に伴い公害交通課が同部に所属
	4月 那珂湊市市民相談室に公害交通係設置
	7月 勝田市公害対策審議会設置
	10月 し尿処理場の悪臭測定実施
48年	2月 主要交差点の自動車排出ガス環境調査開始
	3月 那珂川について水質汚濁に係る環境基準の類型指定
	3月 公害分析室を設置
	4月 茨城県光化学スモッグ対策要綱策定，実施
	5月 大気の汚染に係る環境基準告示
	5月 中丸川，大川，本郷川，早戸川及び新川について水質汚濁に係る環境基準の類型指定
	6月 河川通日調査開始
	6月 浮遊粉じん測定開始
49年	4月 県が市役所敷地内に一般環境大気測定局を設置
	6月 那珂湊市土採取事業規制条例制定（6月施行）
	6月 降下ばいじん測定開始
50年	1月 環境騒音の測定を開始し，市街化区域の騒音実態調査を実施（3月まで）
	10月 勝田市全域騒音規制法の地域指定告示・施行
	10月 勝田市市街化区域悪臭防止法の地域指定告示・施行
51年	11月 悪臭測定開始
52年	5月 茨城県公害防止条例に基づき勝田地域公害防止計画公告
53年	12月 河川流達調査開始
54年	8月 庁内に水戸射爆撃場跡地利用環境問題研究会設置
55年	4月 公害分析室を公害分析センターと改称し下水浄化センター内へ移設
	5月 公共下水道一部供用開始
56年	3月 環境騒音実態調査実施
57年	3月 公害測定結果の年次報告書「公害の概況」を発刊
	12月 勝田地域公害防止計画終結
	12月 2市1村行政連絡協議会の下部組織として環境問題検討連絡会設置
58年	4月 茨城県環境影響評価要綱告示
	5月 振動測定開始
	11月 那珂川水系水質保全協議会発足
	11月 市内土壌調査開始（5か年）
59年	3月 勝田市域（工業専用地域を除く。）振動規制法の地域指定告示（7月施行）

	3月	那珂湊市域（工業専用地域を除く。）騒音規制法の地域指定告示（7月施行）
	7月	生活雑排水の処理施設機能調査開始（5か年）
	12月	騒音に係る環境基準の類型指定告示・施行
60年	10月	環境騒音実態調査実施（11月まで）
61年	4月	市内河川水生生物調査開始（4か年）
	8月	海域水質測定開始
62年	4月	公害分析センターの業務の一部を委託
	10月	地下水汚染調査開始
63年	3月	那珂湊市公害防止条例制定（4月施行）
	4月	那珂湊市公害対策審議会設置
	4月	勝田三中屋上での風向・風速観測開始
	8月	常陸那珂火力発電所環境影響評価準備書に対する意見提出
平成 元年	3月	那珂湊市域（工業専用地域を除く。）振動規制法の地域指定告示（4月施行）
2年	4月	土壌浄化法による生活雑排水宅内処理施設設置補助事業開始
	9月	ゴルフ場排水農薬検査開始
	11月	環境騒音実態調査実施（12月まで）
4年	2月	市役所屋上での酸性雨自動測定開始
	4月	家庭用合併処理浄化槽等設置補助事業開始
	6月	常陸那珂港第3・第4ふ頭地区における公有水面埋立事業及び廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見提出
5年	7月	常陸那珂港環境保全連絡協議会発足（港湾事業者、ひたちなか市、東海村）
6年	11月	勝田市、那珂湊市合併によりひたちなか市誕生 （環境生活部環境保全課、那珂湊総合支所市民生活担当部環境保全課発足）
	11月	ひたちなか市公害防止条例施行
7年	4月	機構改革により市民生活部環境保全課（環境保全係、生活環境係、公害対策係の3係）に統合、改称
	4月	ひたちなか市環境審議会設置
	11月	環境騒音実態調査実施（3月まで）
9年	1月	市内土壌調査開始（第2次、5か年）
	9月	ひたちなか市公害防止条例施行規則改正・施行
	9月	常陸那珂火力発電所との公害防止協定締結
	9月	県央地先水域について水質汚濁に係る水域類型の指定告示・施行
10年	3月	県が市毛小敷地内に一般環境大気測定局を設置
	3月	中丸川水域（本郷川、大川含む。）、早戸川水域について 水質汚濁に係る水域類型の改訂告示（4月施行）
	4月	機構改革により環境保全係、公害対策係の2係に統合
	6月	県がダイオキシン類環境汚染実態調査を実施（前渡小、三反田小） （6、9、11、1月に大気調査、9月に土壌調査を実施）
	9月	騒音に係る環境基準改正（11年4月施行）
11年	3月	茨城県環境影響評価条例制定（6月施行）
	3月	騒音に係る環境基準（改正）の類型当てはめ告示（4月施行）
	7月	ダイオキシン類対策特別措置法制定（12年1月施行）
	12月	茨城県公害防止条例を改正し県央地先水域の排水規制を強化（12年4月施行）
12年	3月	市内土壌調査終了
	3月	ひたちなか市環境基本条例制定（4月施行）
	11月	環境騒音実態調査実施（12月まで）
13年	1月	環境省発足
	3月	ひたちなか市温暖化防止実行計画策定（4月実施）
	3月	騒音規制法の政令市指定告示（4月施行）
14年	3月	ひたちなか市環境基本計画策定
	5月	土壌汚染対策法制定（15年2月施行）
15年	3月	第3回世界水フォーラム（大阪）において、沢田湧水について発表
	3月	那珂湊地域悪臭防止法の地域指定告示（15年4月施行）

- 10月 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定（16年4月施行）
- 11月 ひたちなか市エコオフィス計画策定
- 16年 3月 ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定  
（16年7月施行）
- 17年 3月 茨城県まちづくり特例市制度要綱に基づく、騒音規制法、振動規制法及び  
悪臭防止法の地域の指定などの事務権限委譲（17年4月施行）。同要綱に基  
づく、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、  
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び茨城県公害防止条例」  
の届出受理等の事務権限委譲（18年4月施行）
- 3月 茨城県生活環境の保全等に関する条例制定（17年10月施行）
- 18年 3月 ひたちなか市まちをきれいにする条例制定（18年7月施行）
- 10月 ひたちなか市環境基本計画改定
- 19年 3月 ひたちなか市ごみ処理基本計画改定
- 20年 3月 ひたちなか市環境学習推進計画策定
- 20年 3月 ひたちなか市の環境を良くする会設立
- 21年12月 ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例改正（22年2月施  
行）
- 24年 5月 ひたちなか市第2次環境基本計画策定

# 参考資料4 環境測定データ

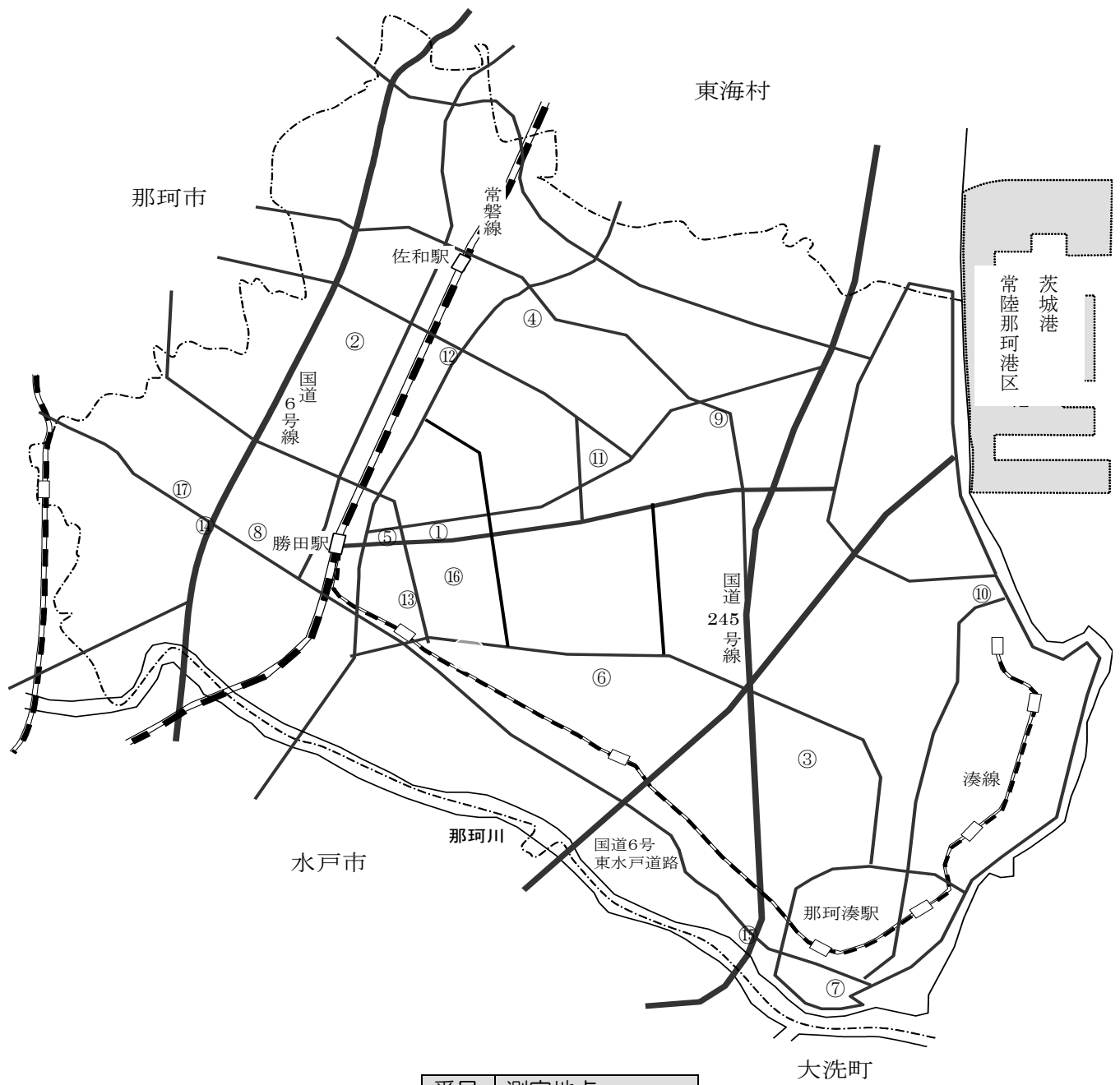
## 4-1 大気汚染

### (1) 測定地点及び測定項目

本市の大気環境の状況を把握するため、下表に示す測定を行っています。茨城県が設置している一般環境大気測定局2局をはじめ、市独自で簡易測定法による監視や自動車排出ガス環境濃度調査等を実施しています。

表 測定地点及び測定項目

項目	測定地点	No	測定項目	測定頻度			
大気常時監視	常陸那珂勝田測定局 (ひたちなか市役所)	①	SO <sub>2</sub> , NO <sub>2</sub> , O <sub>x</sub> , SPM	通年 (県実施)			
	ひたちなか測定局 (市毛小)	⑰	NO <sub>2</sub> , SPM				
硫黄酸化物 及び 窒素酸化物	ひたちなか市役所	①	SO <sub>x</sub> , NO <sub>x</sub> (アルカリろ紙法)	通年			
	青雲寮	⑬					
	勝田二中	⑧					
	田彦消防署	②					
	高野小	④					
	湊一小	⑦					
	阿字ヶ浦中	⑩					
降下ばいじん	部田野公民館	③	不溶性物質 溶解性物質 (デポジットゲージ法)	通年			
	勝田二中	⑧					
	高野小	④					
	ひたちなか市役所	①					
	中根小	⑥					
浮遊粒子状物質	湊一小	⑦	SPM, Cu, Pb, Mn, Cd (ローポリウムエアサンプラ ー法)	隔月 6回/年			
	阿字ヶ浦中	⑩					
	部田野公民館	③					
	斉藤自工	⑫					
	東石川小	⑤					
	青雲寮	⑬					
	勝田一中	⑯					
	ひたちなか市役所	①					
	田彦消防署	②					
	自動車排出ガス	市毛交差点			⑭	NO, NO <sub>2</sub> , CO, NMHC,	1回/年 (2カ所)
		田中後交差点			⑮	CH <sub>4</sub> , SPM, 風向風速	
雨水成分	ひたちなか市役所	①	pH, EC, 水温, 雨量, F <sup>-</sup> , Cl <sup>-</sup> , NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> , NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> , PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> , SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	通年			
風向・風速	勝田三中	⑨	風向・風速	通年			



番号	測定地点
①	ひたちなか市役所
②	田彦消防署
③	部田野公民館
④	高野小
⑤	東石川小
⑥	中根小
⑦	湊一小
⑧	勝田二中
⑨	勝田三中
⑩	阿字ヶ浦中

番号	測定地点
⑪	勝田高校
⑫	斉藤自工
⑬	青雲寮
⑭	市毛交差点
⑮	田中後
⑯	勝田一中
⑰	市毛小

(2) 測定結果

ア 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

(ア) 二酸化硫黄 (大気常時監視)

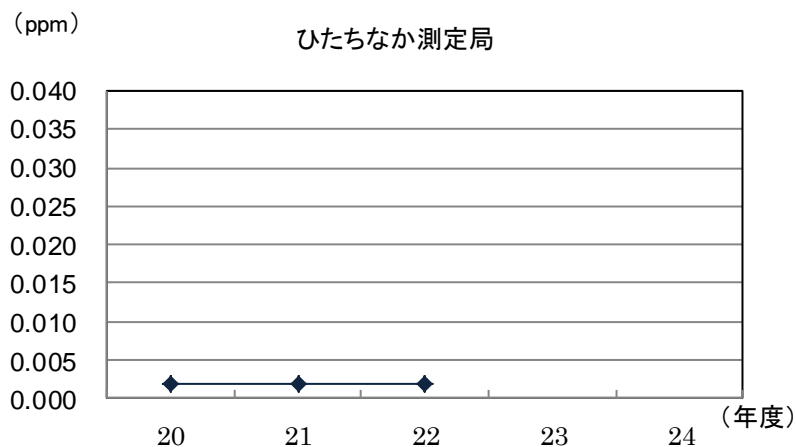
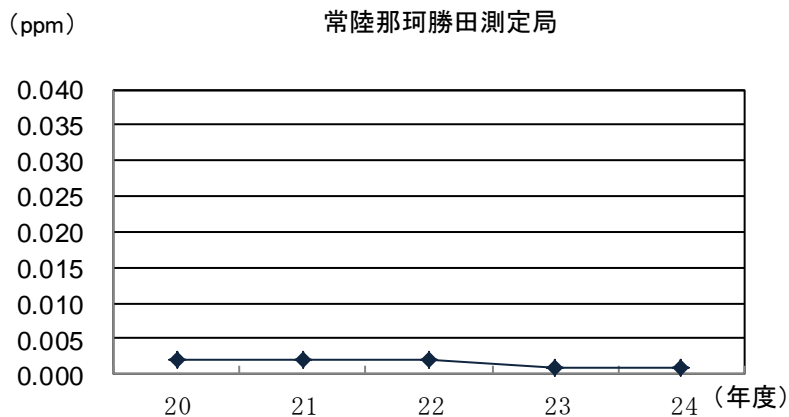
常陸那珂勝田, ひたちなか測定局とも環境基準を超えた日はありませんでした。年平均値については, 過去5年間大きな変化は見られず, 低濃度かつ横ばいで推移しています。

表 二酸化硫黄測定結果 (年平均値)

単位: ppm

地点 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24
常陸那珂勝田測定局	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
ひたちなか測定局※	0.004	0.004	0.003	—	—

※平成 23 年度よりひたちなか測定局は測定終了。



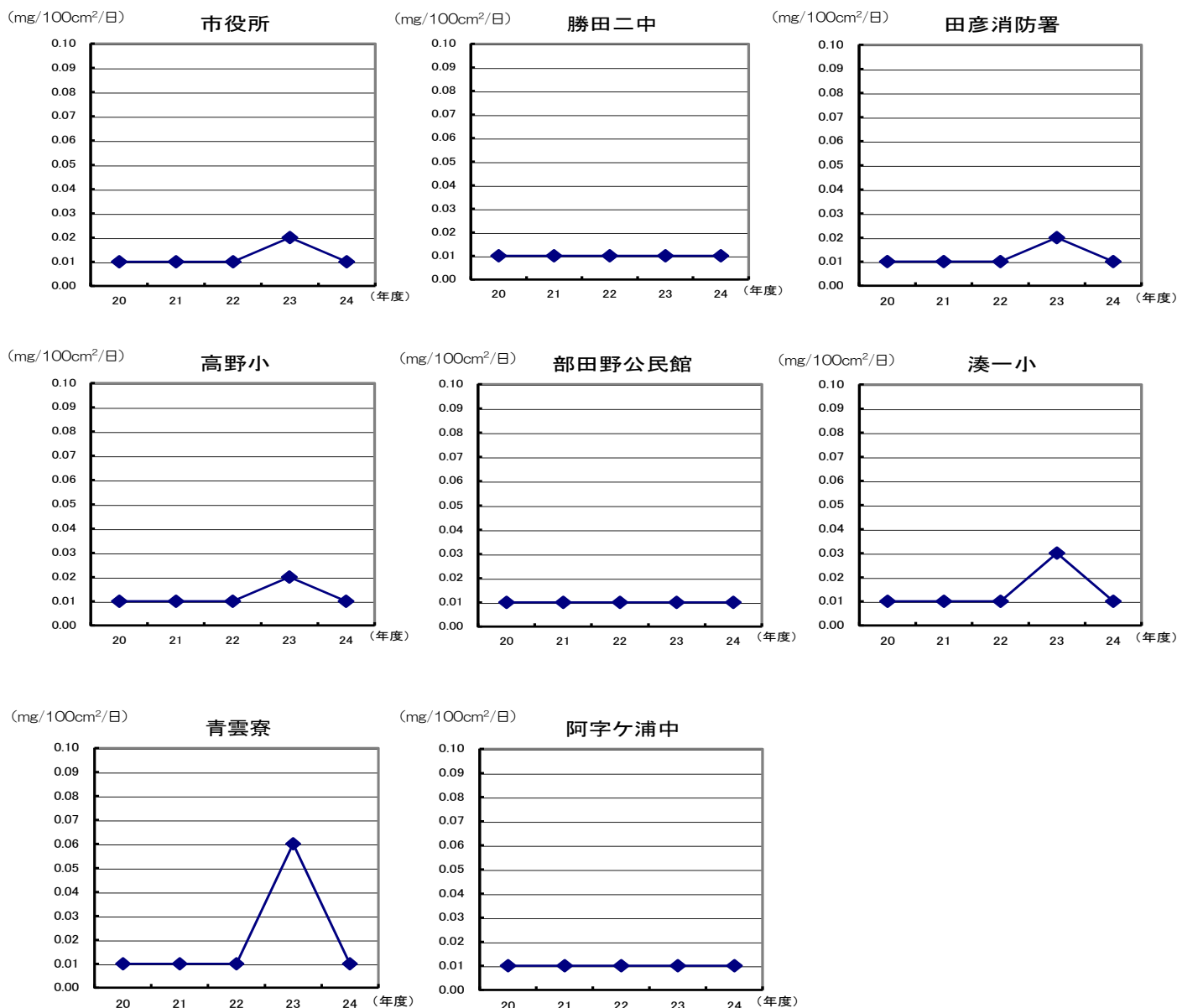


(イ) 硫黄酸化物（アルカリろ紙法）

年平均値は、0.01 mg/100cm<sup>2</sup>/日以下でした。過去5年間大きな変化は見られず、低い値で推移しています。

表 硫黄酸化物測定結果（年平均値） 単位：mg/100cm<sup>2</sup>/日

年度 \ 地点	H20	H21	H22	H23	H24
市役所	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01
勝田二中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
田彦消防署	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01
高野小	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01
部田野公民館	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
湊一小	0.01	0.01	0.01	0.03	0.01
青雲寮	0.01	0.01	0.01	0.06	0.01
阿字ヶ浦中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01



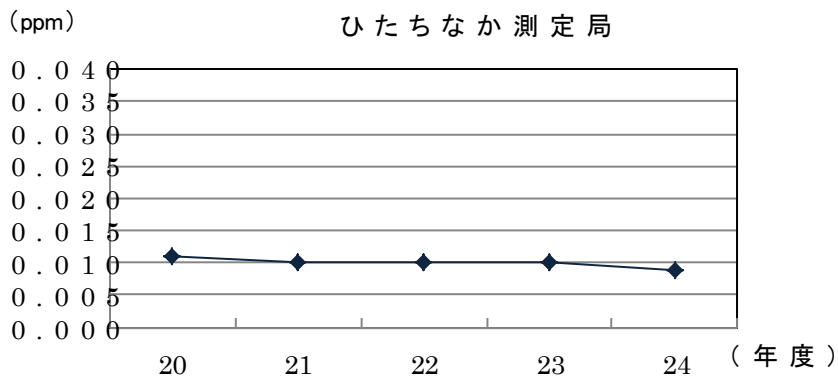
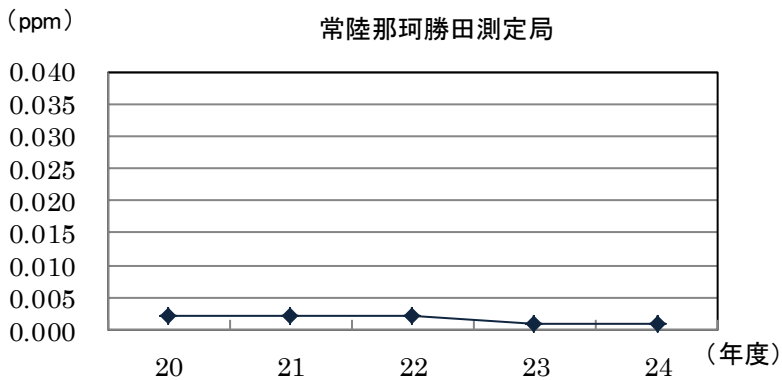
イ 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

(ア) 二酸化窒素 (大気常時監視)

常陸那珂勝田, ひたちなか測定局とも環境基準を超えた日はありませんでした。年平均値については, 過去5年間大きな変化は見られず, 低濃度かつ横ばいで推移しています。

表 二酸化窒素測定結果 (年平均値) 単位: ppm

年度 \ 地点	H20	H21	H22	H23	H24
常陸那珂勝田測定局	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
ひたちなか測定局	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009



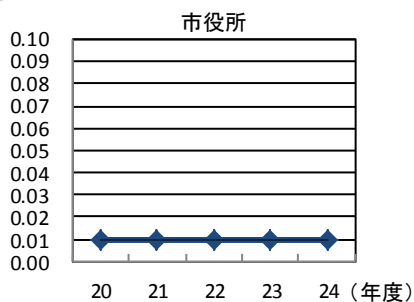
(イ) 窒素酸化物（アルカリろ紙法）

各地点とも年平均値は 0.01 mg/100cm<sup>2</sup>/日以下でした。過去5年間大きな変化は見られず、低い値で推移しています。

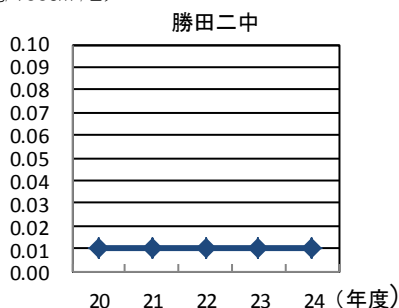
表 窒素酸化物測定結果（年平均値） 単位：mg/100cm<sup>2</sup>/日

地点 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24
市役所	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
勝田二中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
田彦消防署	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01
高野小	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
部田野公民館	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
湊一小	0.01	0.01	0.01	0.03	0.01
青雲寮	0.01	0.01	0.01	0.03	0.01
阿字ヶ浦中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

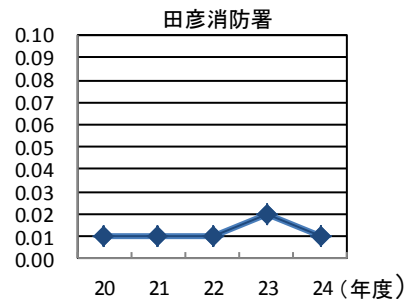
(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



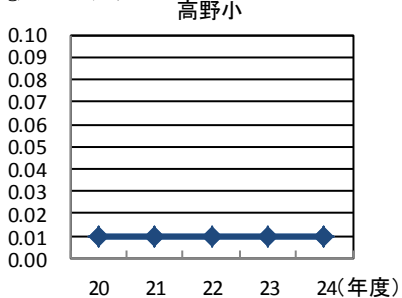
(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



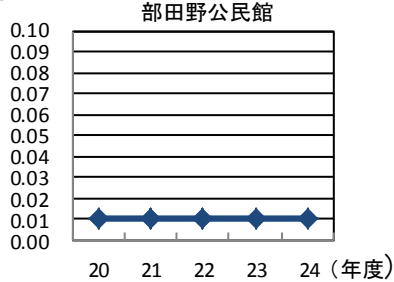
(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



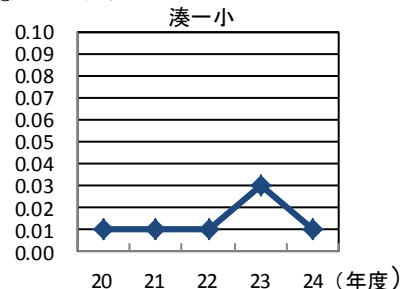
(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



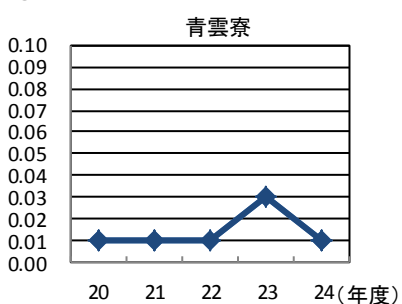
(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



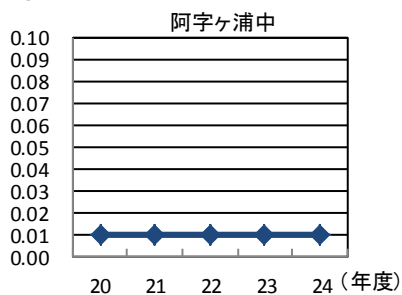
(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



(mg/100cm<sup>2</sup>/日)



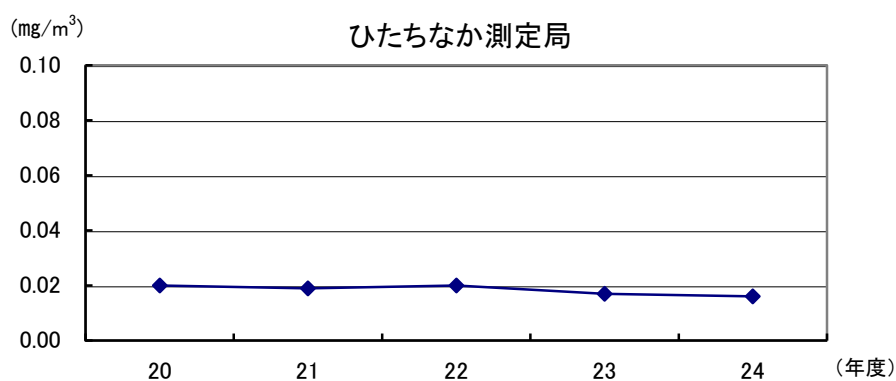
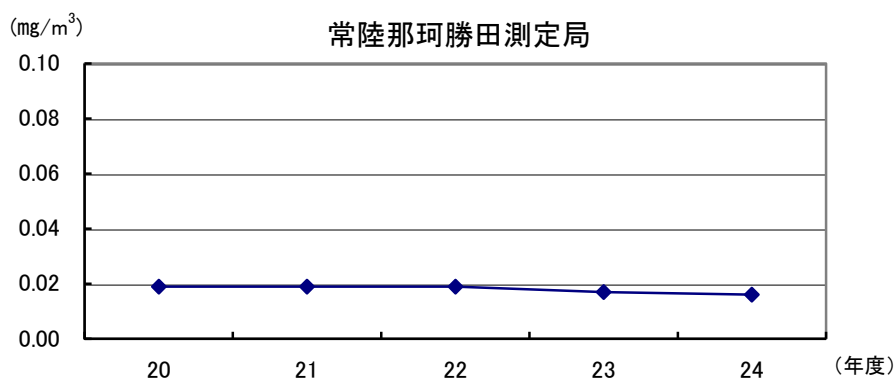
ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

（ア）浮遊粒子状物質（大気常時監視）

常陸那珂勝田，ひたちなか測定局ともに環境基準を超えた日はありませんでした。年平均値については，過去5年間の状況を見ると大きな変化は見られずほぼ横ばいの状態で推移しています。

表 浮遊粒子状物質測定結果

地 点	年 度		H20	H21	H22	H23	H24
	項 目						
常陸那珂 勝田測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )		0.019	0.019	0.019	0.017	0.016
	環境 基準 超過	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○
ひたちなか 測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )		0.020	0.019	0.020	0.017	0.016
	環境 基準 超過	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○



(イ) 浮遊粒子状物質（ローボリウムエアサンプラー法）

年平均値の最高値は阿字ヶ浦中の 0.022 mg/m<sup>3</sup> で、最低値は市役所の 0.015 mg/m<sup>3</sup> でした。過去5年間の状況を見ると大きな変化は見られず、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

表 浮遊粒子状物質測定結果（年平均値） 単位：mg/m<sup>3</sup>

年度 地点	H20	H21	H22	H23	H24
勝田三中	0.018	0.018	0.018	0.018	0.021
勝田高校	0.020	0.017	0.018	0.018	0.020
高野小	0.018	0.016	0.018	0.020	0.021
東石川小	0.022	0.020	0.018	0.020	0.017
勝田第一幼稚園※	0.023	0.020	0.020	—	—
田彦消防署※	—	—	—	0.019	0.016
晨陽寮※	0.022	0.021	—	—	—
勝田一中※	—	—	0.018	0.017	0.017
青雲寮	0.022	0.020	0.019	0.021	0.017
斎藤自工	0.022	0.020	0.019	0.018	0.017
市役所	0.021	0.020	0.019	0.018	0.015
湊一小	0.019	0.018	0.018	0.019	0.021
阿字ヶ浦中	0.022	0.015	0.016	0.020	0.022
部田野公民館	0.019	0.017	0.017	0.019	0.019

※平成 22 年度から測定地点が 1 地点変更 ; 晨陽寮 → 勝田一中

※平成 23 年度から測定地点が 1 地点変更 ; 勝田第一幼稚園 → 田彦消防署

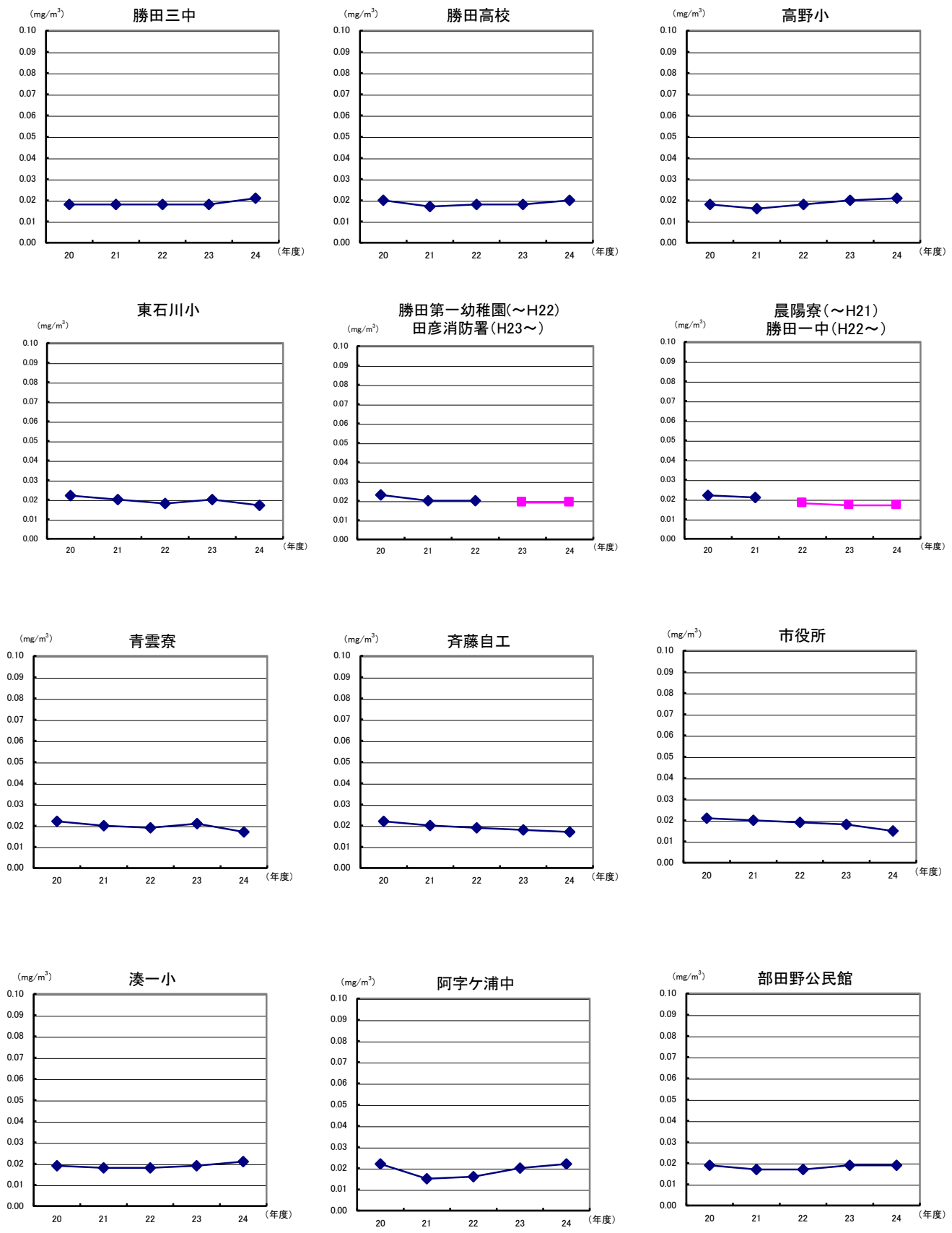


図 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

エ 光化学オキシダント（大気常時監視）

常陸那珂勝田測定局で測定を行っており、環境基準を超えた日数は年間で43日でした。

過去5年間の状況を見ると、年平均値はほぼ横ばいで推移しています。環境基準を超えた日数は最も少ない年で43日、最も多いのが82日となっています。

表 光化学オキシダント測定結果（常陸那珂勝田測定局）

地 点	年 度 項 目	H20	H21	H22	H23	H24
		常陸那珂 勝田測定局	昼間の1時間値の 年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.032	0.032	0.034
	環境基準超過日数 (昼間の1時間値が 0.06ppm 以上の日数)	64	57	82	66	43

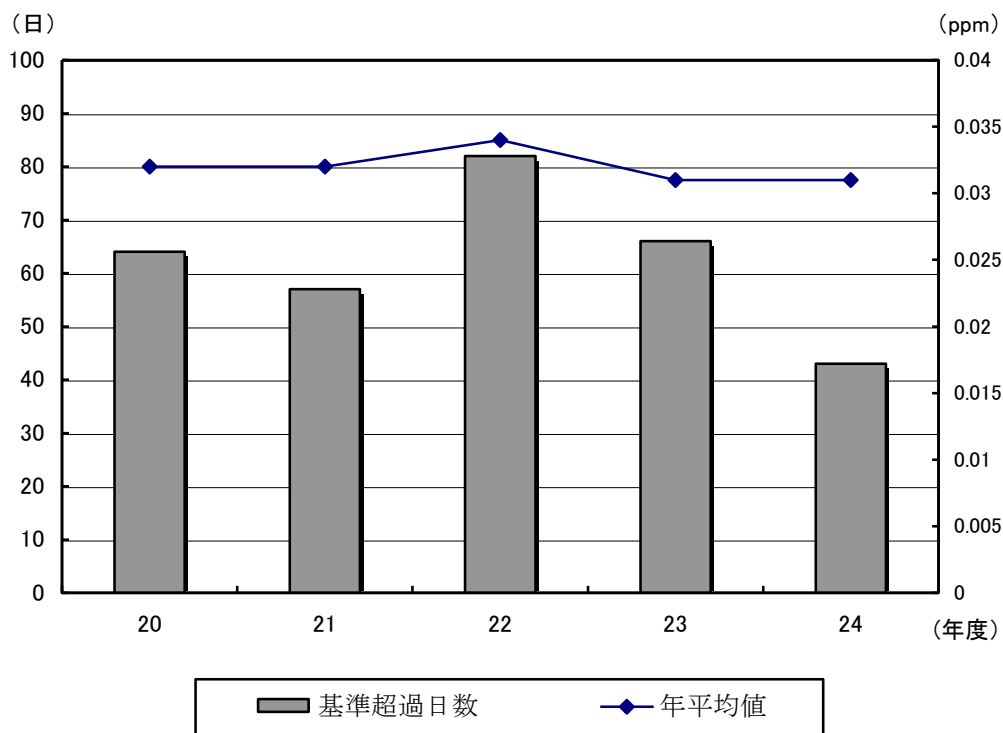


図 光化学オキシダントの年平均値及び基準超過日数の経年変化  
(常陸那珂勝田測定局)

オ 降下ばいじん（デポジットゲージ法）

総量の年平均値は、1.75～2.51t/km<sup>2</sup>/30日の範囲内で、最高値を示したのは高野小学校、最低値を示したのは市役所でした。

また、過去5年間の状況を見ると、総量の年平均値は1.56～2.69t/km<sup>2</sup>/30日の範囲で推移しています。

表 降下ばいじんの経年変化

単位：t/km<sup>2</sup>/30日

年度 地点	H20	H21	H22	H23	H24
勝田二中	1.01	1.14	0.99	1.05	1.09
	1.16	1.13	0.87	1.37	1.33
	2.17	2.27	1.86	2.42	2.42
高野小	1.25	0.89	0.80	1.20	1.13
	0.89	0.73	1.21	1.42	1.38
	2.14	1.62	2.02	2.62	2.51
市役所	1.22	0.75	0.85	0.98	0.79
	1.03	0.81	1.19	1.42	0.96
	2.25	1.56	2.04	2.40	1.75
中根小	1.22	0.95	0.88	0.88	1.12
	0.89	1.24	1.07	1.38	1.05
	2.11	2.19	1.95	2.26	2.17
湊一小	1.23	1.05	0.65	1.10	1.09
	1.46	1.04	1.60	1.52	1.36
	2.69	2.09	2.25	2.63	2.45

上段：不溶解性物質，中段：溶解性物質，下段：総量

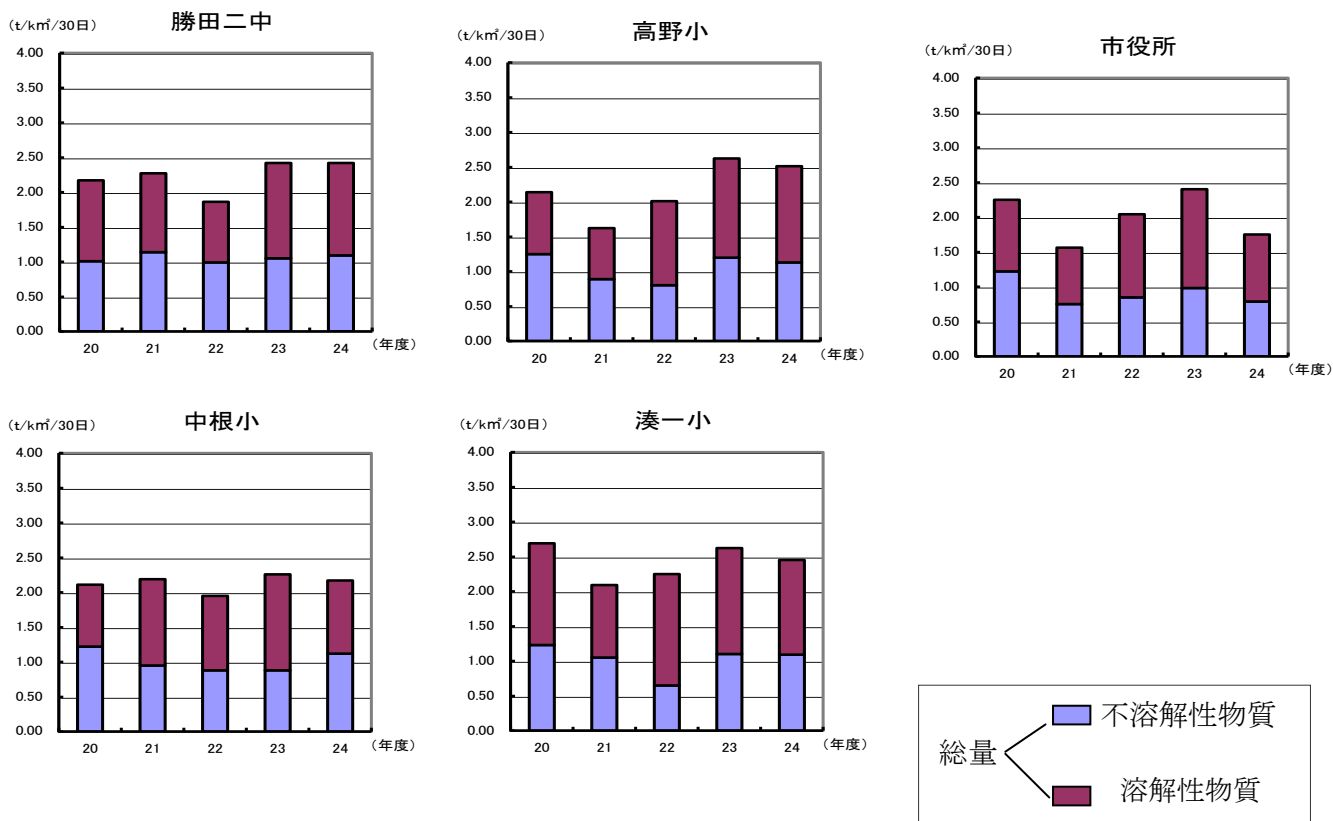


図 降下ばいじんの年平均値の経年変化



カ 自動車排出ガス

本市では、自動車排出ガスによる環境汚染実態を把握する目的で自動車排出ガスによる環境濃度測定調査を実施しています。平成 24 年度は市毛交差点と田中後交差点の 2 地点で測定調査を行いました。調査物質は次のとおりです。

CO：一酸化炭素	NO：一酸化窒素	NO <sub>2</sub> ：二酸化窒素	CH <sub>4</sub> ：メタン
NMHC：非メタン系炭化水素	SPM：浮遊粒子状物質		
風向 風速			
単位：CO・NO・NO <sub>2</sub> ：ppm，SPM：mg/m <sup>3</sup> ，CH <sub>4</sub> ・NMHC：ppmC			

(ア) 市毛交差点

平成 24 年 8 月 29 日から 9 月 4 日までの 7 日間調査を行いました。

CO、NO<sub>2</sub>、SPM及びNMHCについては環境基準を達成していました。測定期間中の各物質の平均値は下表のとおりで、過去 5 年間の状況を見ると大きな変化はありません。

風向頻度は東北東、次いで南東が高く、東よりの偏った風を観測しました。また、期間中の平均風速は 1.2m/s で、31.5%の静穏を観測しました。

表 市毛交差点における期間平均値の経年変化

年度 項目	H20	H21	H22	H23	H24
CO	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3
NO	0.038	0.050	0.026	0.02	0.026
NO <sub>2</sub>	0.026	0.020	0.015	0.013	0.017
SPM	0.018	0.019	0.049	0.012	0.013
CH <sub>4</sub>	1.89	1.85	1.96	1.86	1.84
NMHC	0.13	0.11	0.28	0.16	0.11
Pb	0.01	—	—	—	—

(イ) 田中後交差点

調査は平成 24 年 9 月 6 日から 9 月 12 日までの 7 日間行いました。

CO, NO<sub>2</sub>, SPM及びNMHCについては環境基準を達成しています。測定期間中の各物質の平均値は下表のとおりで、過去5年間の状況を見ると大きな変化はありません。

風向頻度は南東、次いで東南東が高く、南東よりの偏った風を多く観測しました。また、期間中の平均風速は 1.2m/s で、31.5%の静穏を測定しました。

表 田中後交差点における期間平均値の経年変化

年度 項目	H20	H21	H22	H23	H24
CO	0.6	0.2	0.2	0.3	0.3
NO	0.027	0.011	0.022	0.011	0.010
NO <sub>2</sub>	0.021	0.011	0.003	0.008	0.012
SPM	0.033	0.011	0.028	0.015	0.014
CH <sub>4</sub>	1.91	1.82	1.95	1.79	1.82
NMHC	0.11	0.12	0.19	0.08	0.06
Pb	<0.01	—	—	—	—



田中後交差点における自動車排出ガス環境濃度測定

キ 酸性雨

ひたちなか市役所屋上において酸性雨自動分析システムにより雨水中のpH、導電率等の測定を行っています。

平成24年度の測定結果は下表のとおりです。

表 雨水成分の経月変化

月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
pH	4.59	4.31	4.84	4.66	4.04	4.71	4.75	5.09	4.51	4.18	4.75	5.14	4.53
導電率 ( $\mu\text{s}/\text{m}^2$ )	15	21	5	6	32	8	9	15	21	14	18	15	14
降水量 (mm)	78.5	256.5	143.5	87.5	30.0	161.5	112.5	48.0	88.5	53.5	52.0	69.5	1,181.5
水温 ( $^{\circ}\text{C}$ )	14.6	18.6	19.7	24.9	29.4	26.7	18.4	13.7	8.5	7.3	7.9	11.4	16.8

※pH、導電率の平均については、月ごとの平均ではなく降雨全体の平均

※降水量については年間合計値

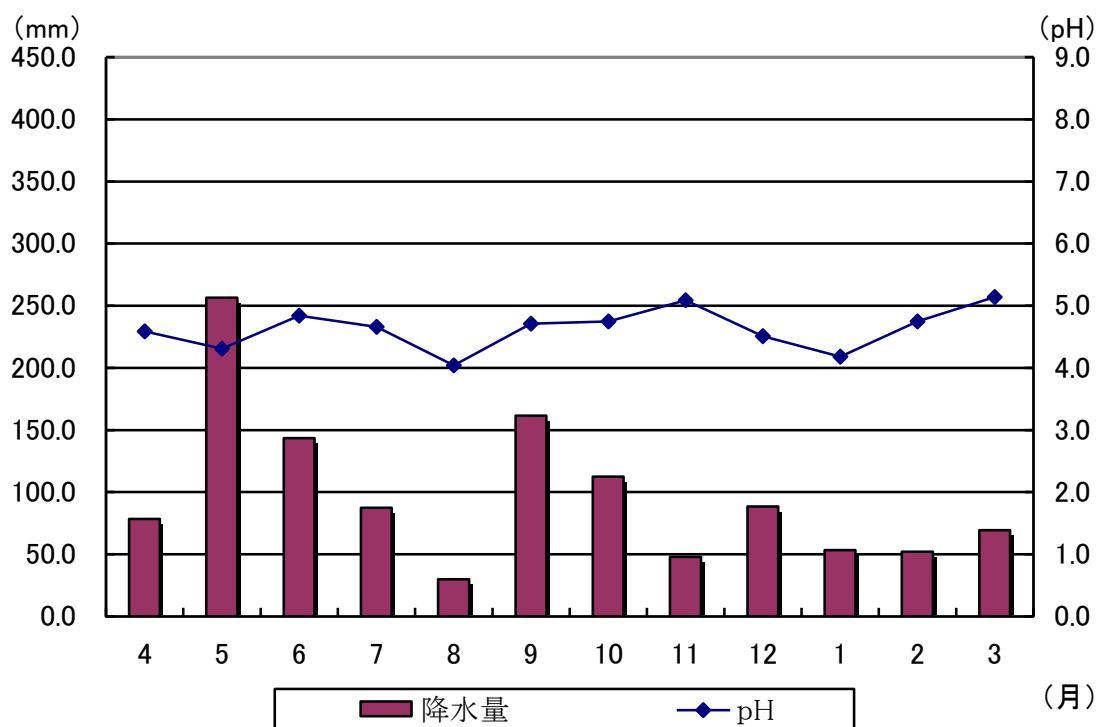
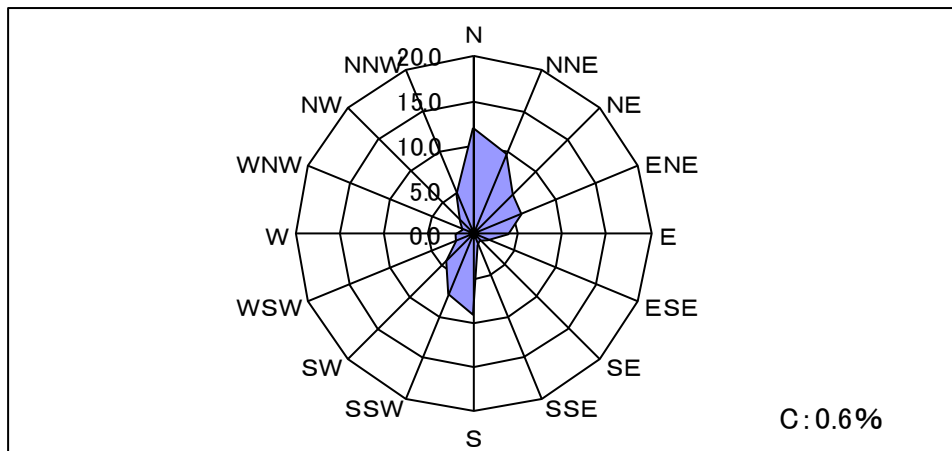


図 雨水pH及び貯水量の経月変化

ク 風向・風速測定結果

勝田第三中学校の屋上において、風向・風速の測定を行っています。測定結果は、以下のとおりです。(11月～1月は、データロガー修繕のため欠測)



C：静穏。風速0.4m/s未満の状態を示す。

図 年間風配図

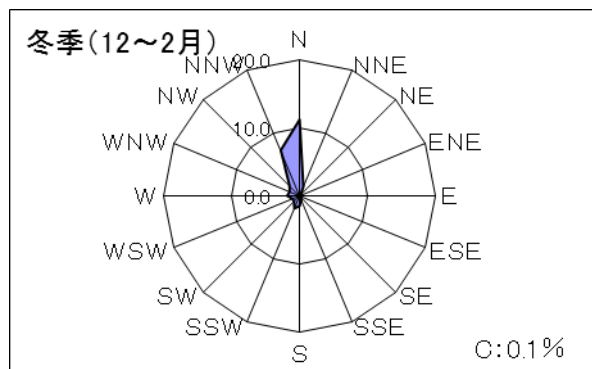
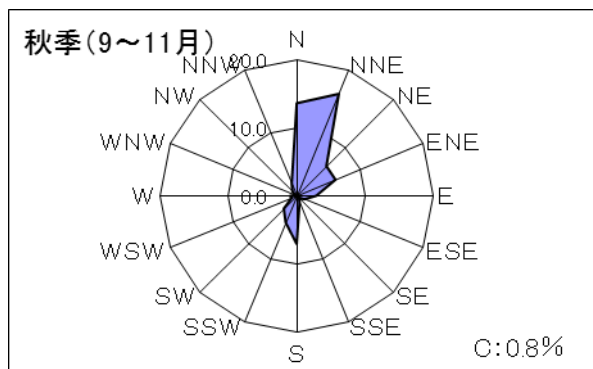
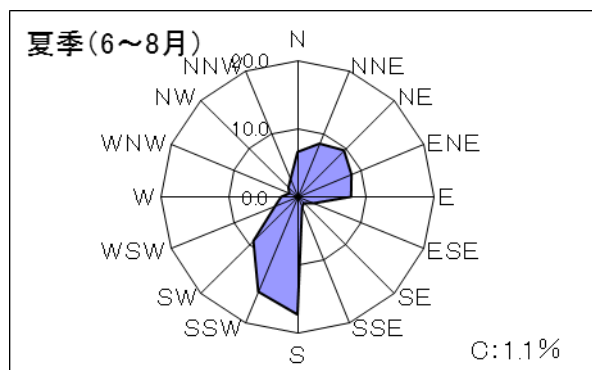
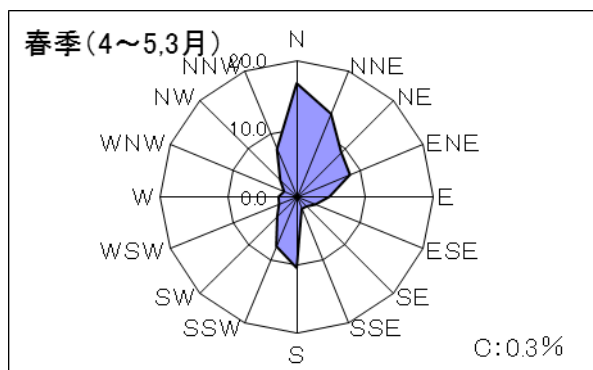


図 季節別風配図

表 月別風速階級割合

単位：%

月 風速 (m/s)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
0.0~ 0.4	3.7	4.7	6.4	4.1	10.3	6.2	0.5	-	-	-	5.2	2.2	3.6
0.5~ 0.9	10.4	11.4	13.2	9.6	17.6	11.4	3.0	-	-	-	11.7	5.5	7.8
1.0~ 1.9	19.9	26.1	26.0	22.7	21.8	22.8	8.1	-	-	-	38.7	25.1	17.6
2.0~ 3.9	28.2	34.9	36.3	39.4	31.9	36.2	17.8	-	-	-	28.3	36.7	24.1
4.0~ 9.9	37.4	22.8	18.0	24.3	18.3	23.2	70.3	-	-	-	16.2	30.4	21.7
10.0 以上	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	-	-	-	0.0	0.1	0.1

表 季節別風向割合

単位：%

季節 風向	春季 (3~5月)	夏期 (6~8月)	秋季 (9~11月)	冬期 (12~2月)	年間
N	16.6	6.6	13.6	11.2	12.0
NNE	13.2	8.4	16.2	1.4	9.8
NE	9.2	9.6	6.2	0.3	6.3
ENE	8.5	8.6	6.2	0.4	5.9
E	4.8	7.9	2.9	0.3	4.0
ESE	3.0	2.5	1.3	0.3	1.8
SE	2.0	1.3	0.6	0.3	1.0
SSE	1.9	1.7	1.1	0.6	1.4
S	10.4	17.3	7.1	1.5	9.1
SSW	7.8	15.1	4.2	2.0	7.3
SW	4.0	9.2	2.7	1.2	4.3
WSW	2.8	3.6	0.8	1.1	2.1
W	2.7	2.4	1.0	1.8	2.0
WNW	2.0	1.3	0.2	1.6	1.3
NW	3.4	1.9	0.9	2.1	2.1
NNW	7.6	2.7	1.9	7.2	4.9
C	0.9	1.5	0.6	0.4	0.8

## 4-2 水質汚濁

### (1) 測定地点及び項目

平成24年度に本市が実施した公共用水域の水質測定地点及び項目は、下表のとおりです。

表 公共用水域の水質測定地点と測定項目

#### ア 河川

河川名	地点名	測定回数	類 型	測 定 項 目				
				一 般	生活環境	健 康	特 殊	その他
中丸川	長者橋	6	C-ハ	○	○	○	○	○
中丸川	中根駅下	6	C-ハ	○	○	○		○
中丸川	柳沢橋	12	C-ハ	○	○	○	○	○
本郷川	本郷橋	6	C-ハ	○	○	○		○
本郷川	山崎工業団地下	6	C-ハ	○	○	○	○	○
大 川	救農橋	6	C-ハ	○	○	○	○	○
早戸川	睦 橋	12	B-□	○	○	○		○
早戸川	浄水場下	12	C-□	○	○	○	○	○
新 川	大江橋	12	C-イ	○	○	○		○

#### イ 海 域

水域名	地点名	測 定 回 数	類 型	測 定 項 目				
				一 般	生活環境	健 康	特 殊	その他
茨城港 常陸那珂港区	南堤防	4	B-イ	○	○			
磯崎漁港	磯崎漁港	4	B-イ	○	○			
那珂湊漁港 平磯地区	平磯漁港	4	B-イ	○	○			
那珂湊漁港	那珂湊漁港	4	B-□	○	○			

※ 一般項目 : 天候, 流況, 色相, 臭気, 気温, 水温, 透視度, 流量等

生活環境項目: pH, DO, BOD, COD, SS, n-ヘキサン抽出物質, 大腸菌群数,  
全窒素, 全亜鉛, 全りん

健康項目 : カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, ギョウケイ酸, 四塩化炭素,  
1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエタン, シス-1,2-ジクロロエタン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-ト  
リクロロエタン, トリクロロエタン, テトラクロロエタン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラム, シマジン, チ  
オベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう  
素, 1,4-ジオキサン

特殊項目 : フェノール類, 銅, クロム

その他の項目: 陰イオン界面活性剤, 塩化物イオン, 大腸菌数

## (2) 測定結果

### ア 河川

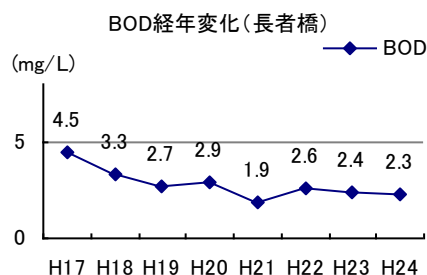
平成 24 年度に本市が定期的実施した市内 5 河川の水質測定結果では、環境基準で定める「人の健康の保護に関する環境基準」は、全調査地点で環境基準を達成していました。また、「生活環境の保全に関する環境基準」については、BOD、大腸菌群数で環境基準未達成の河川がありました。これらは生活排水対策が遅れていることによるものと思われます。

#### ① 中丸川水域 中丸川（環境基準の類型指定…C 類型）

中丸川は田彦地区に源を発し、流路延長約 9.2 km を有する河川です。上流は市域のやや西よりの市街地中央部を北から南へ流下し、中流域で支川の大川、本郷川を合流しながら水田地帯を西から東に流れて那珂川に流入しています。この河川は護岸や川底も自然の形が比較的残っており、コイ、フナ、モズクガニ等の魚・甲殻類が生息し、下流では潮の干満により汽水域となっています。市では上流の長者橋、中流の中根駅下、下流の柳沢橋の 3 地点で定期的に水質測定を行いました。

##### ①-1 長者橋

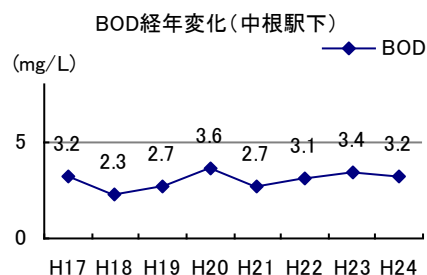
中丸川上流の水質を代表する地点で、平均的な流量は約 20,600 m<sup>3</sup>/日です。昭和 40 年代から 50 年代の前半にかけて、市街地からの排水により水質汚濁が進みましたが、流域周辺の公共下水道の整備により水質改善が図られてきています。平成 24 年度は BOD について環境基準値（5mg/ℓ 以下）を満たしています。



##### ①-2 中根駅下

中丸川の支川である大川が合流した後の本川中流の水質を代表する地点で、平均的な流量は約 93,100 m<sup>3</sup>/日です。上流と中流の間には水質汚濁を起こす排水の流入はなく、合流する大川が希釈水の役割をしています。

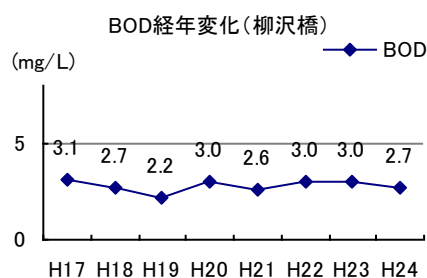
平成 24 年度は BOD について環境基準値（5mg/ℓ 以下）を満たしています。



##### ①-3 柳沢橋

もうひとつの支川である本郷川が合流した後の中丸川の水質を代表する地点で環境基準点となっています。平均的な流量は約 152,900 m<sup>3</sup>/日です。中流と下流の間には水質汚濁を起こす排水の流入はなく、合流する本郷川の影響を受けやすいと考えられます。

平成 24 年度は BOD について環境基準値（5mg/ℓ 以下）を満たしています。



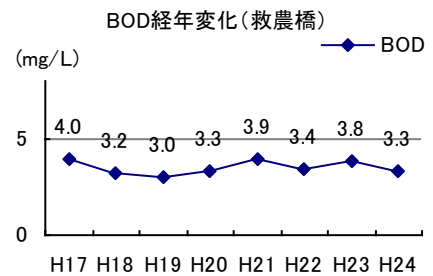
## ② 中丸川水域 大川（環境基準の類型指定…C類型）

大川は稲田地区に源を発し、流路延長約 6.2 kmを有する河川で、市域中央部のやや西よりを北から南へ流下し中丸川に合流しています。上流は排水路として広範囲の生活排水等が流入していますが、中流では工業団地の排水が流入しており、中流以降は工場排水が河川流量の約半分を占めるといった特殊な河川です。中流以降は小魚等の魚類も生息しています。市では救農橋で定期的に水質測定を行いました。

### ②-1 救農橋（中丸川水域補助基準点）

大川の水質を代表する地点で、平均的な流量は約 59,500 m<sup>3</sup>/日です。上流の生活排水を河川流量の約半分を占める工場排水（処理水）で希釈しており、水質の変動は少ないです。

また、流域周辺の公共下水道の整備により水質は改善されてきており、平成 24 年度はBODについて環境基準値（5mg/ℓ以下）を満たしています。



## ③ 中丸川水域 本郷川（環境基準の類型指定…C類型）

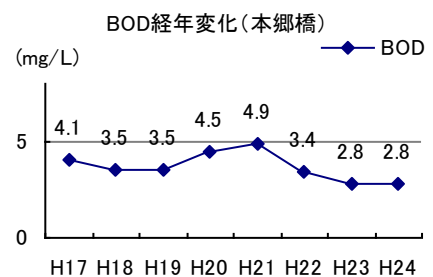
本郷川は高野地区に源を発し、流路延長約 6.2 kmを有する河川で、市域の中央部を北から南へ流下し中丸川に合流しています。上・中流域での宅地開発により、昭和 60 年代までは生活排水による水質汚濁が著しく進みましたが、公共下水道の整備に伴い水質は改善されてきています。また、下流には工業団地からの排水が流入しています。下流では魚類の確認ができます。

市では中流の本郷橋、下流の山崎工業団地下で定期的に水質測定を行いました。

### ③-1 本郷橋（中丸川水域補助基準点）

本郷川の水質を代表する地点で、平均的な流量は約 10,500 m<sup>3</sup>/日です。

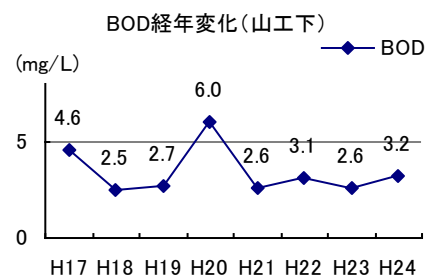
上流域の住宅開発に伴い生活排水の影響により水質汚濁が著しく進んだ時期もありましたが、その後は流域周辺の公共下水道の整備により水質改善が図られ、平成 24 年度はBODについて環境基準値（5mg/ℓ以下）を満たしています。



### ③-2 山崎工業団地下

本郷川下流の水質を代表する地点で、平均的な流量は約 14,500 m<sup>3</sup>/日です。

山崎第一・第二工業団地からの排水が合流した後の地点で排水量において大きな影響を受けています。平成 24 年度はBODについて環境基準値（5mg/ℓ以下）を満たしています。





#### ④ 早戸川水域 早戸川（環境基準の類型指定…B及びC類型）

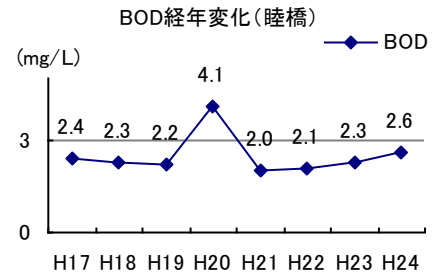
早戸川は那珂市に源を発し、市域流路延長約7kmを有する河川で、市域の西側を北から南に流下し、中流においておさえん川を合流し、那珂川に合流しています。上流は畑地及び水田、中流が住宅地、下流が水田地帯となっており、中流では工場からの排水も流入しています。

市では上流の睦橋、下流の浄水場下で定期的に水質測定を行いました。

##### ④-1 睦橋

早戸川のB類型指定区域の水質を代表する環境基準点で、平均的な流量は約 44,700 m<sup>3</sup>/日です。上流流域の住宅地からの生活排水の流入により水質がやや悪化した時期がありますが、平均的に低い数値を示しています。

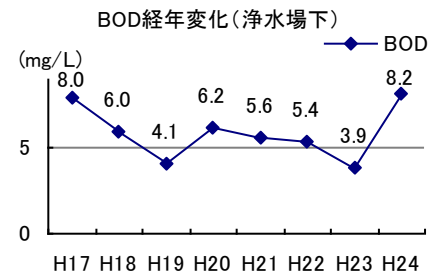
平成24年度はBODについて環境基準値（3mg/ℓ以下）を満たしています。



##### ④-2 浄水場下

早戸川のC類型指定区域の水質を代表する環境基準点で、平均的な流量は約 104,600 m<sup>3</sup>/日です。中流において、生活排水が大半を占めるおさえん川と工業団地からの排水が大量に流入するため、上流地点と比較すると水質は悪くなります。また、平成14年度以降、上流側の河川改修工事により水質の悪化が見られました。

平成24年度はBODについて環境基準値（5mg/ℓ以下）を超過しました。



#### ⑤ 新川水系 新川（環境基準の類型指定…C類型）

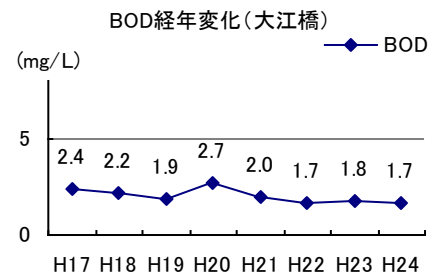
新川は那珂市に源を発し、市域流路延長約5.7kmを有する河川で、市域の北端を西から東に流下し、東海村を経て太平洋に注いでいます。他の河川の流入はなく、一河川で一水系を形成しています。流域は丘陵に挟まれた水田地帯で、工場からの排水はほとんどありませんが住宅団地や市街地からの生活排水による水質汚濁の影響を受けています。

市では大江橋で定期的に水質測定を行いました。

##### ⑤-1 大江橋

新川の水質を代表する環境基準点で、平均的な流量は約 23,700 m<sup>3</sup>/日です。住宅団地排水の影響を受け水質がやや悪化した時期がありました、現在は公共下水道の整備、汚水処理施設の整備により水質は改善されてきています。

平成24年度はBODについて環境基準値（5mg/ℓ以下）を満たしています。



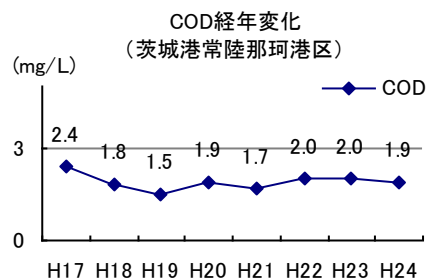
## イ 海域

平成 24 年度に本市が定期的実施した海域 4 調査地点の水質測定結果では、全調査項目で環境基準を達成しています。

### (ア) 茨城港常陸那珂港区

茨城港常陸那珂港区は、ひたちなか市、東海村にまたがり、50,000D/W級の大型コンテナ船が着岸できる新しい国際コンテナ港湾で、平成 10 年 12 月に一部供用を開始しています。この地区には広域公共下水道の終末処理施設があり、その処理排水が流入していますが、その他の工場排水や生活排水は流入していません。

平成 24 年度はCODについて環境基準値（3mg/ℓ以下）を満たしています。

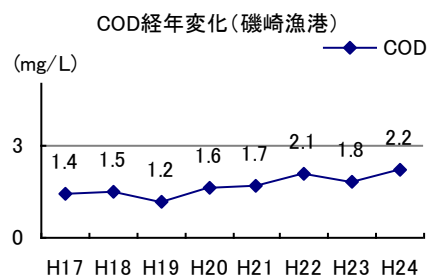


### (イ) 磯崎漁港

磯崎漁港は沿海漁業の基地として利用されています。

以前は後背地からの生活排水が漁港内に流入していましたが、漁港施設の整備により現在は流入していません。

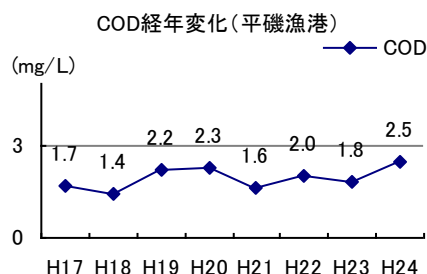
平成 24 年度はCODについて環境基準値（3mg/ℓ以下）を満たしています。



### (ウ) 那珂湊漁港平磯地区(平磯漁港)

平磯漁港は沿海漁業の基地として利用されるとともに、夏季には、漁港内の一部に海水浴場が開設されています。以前は市街地からの排水が流入していましたが、道路整備により、現在は流入していません。

平成 24 年度はCODについて環境基準値（3mg/ℓ以下）を満たしています。



### (エ) 那珂湊漁港

那珂湊漁港は県内最大級の漁港で、まき網、カツオ一本釣り業等の基地として利用されています。市街地からの生活排水が漁港内に流入していますが、現在、公共下水道が計画的に整備されてきています。

平成 24 年度はCODについて環境基準値（3mg/ℓ以下）を満たしています。

